

第2次あきる野市総合計画 (素案)

令和3年11月25日 時点

【素案をご確認いただくに当たっての留意事項】

- 文中の表やグラフについて、既存の報告書等から引用しているものも含まれているため、形式や色彩が統一されていない場合があります。さらに本文中の西暦和暦の表記は、読みやすさを考慮し、同一の表内における西暦和暦の統一、表やグラフとこれを引用している本文との西暦和暦の統一等を行っています。表やグラフは、第2次総合計画策定業務の最終段階であるデザインを整える際に、統一したものに作成し直す予定です。
 - 段落の配置、フォント、写真、イラストなど、文章は、第2次総合計画策定業務の最終段階であるデザインを整える際に、整える予定です。
 - 数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が100にならない場合があります。
 - 総合計画基本構想（素案）について、用語の後ろに「*」がついているものは、用語解説を加える予定の用語です。また、総合計画基本計画（素案）及び国土強靭化地域計画（素案）については、現時点では用語の後ろに「*」はついていませんが、同様に用語解説を加える予定です。
 - 都市間比較は、原則として次の11自治体を対象としています（共通のデータが公表されていない場合は、公表されている自治体で比較しています）。
- <抽出条件>
- ①類似団体（人口5万人以上10万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%以上かつⅢ次65%以上の団体）のうち、東京都内の自治体（国立市、福生市、東大和市、清瀬市及び稲城市）を抽出
 - ②あきる野市に隣接する類似団体以外の自治体（八王子市、青梅市、羽村市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）を抽出

目次

序論	1
第1章 策定の趣旨・目的	2
第2章 第2次計画の構成等	3
第1節 第2次計画の構成及び期間	3
第2節 第2次計画の位置付けと役割	5
第3章 第1次計画における取組の概要	6
第1節 対象とする取組	6
第2節 テーマごとの取組の概要	6
第4章 まちづくりの背景	9
第1節 あきる野市の概要	9
第2節 時代の潮流と本市への影響など	16
第1部 基本構想	25
第1章 基本構想の取りまとめに当たって	26
第1節 市民参加機会の概要	26
第2節 市民参加機会から得られた意見などのまとめ	27
第2章 将来都市像	28
第1節 第2次計画における将来都市像	28
第2節 将来都市像の考え方等	29
第3章 基本理念	31
第1節 市民憲章	31
第2節 第2次計画における基本理念とその考え方	32
第4章 まちづくりの方向性	34
第1節 都市整備分野	34
第2節 産業振興分野	35
第3節 市民生活・環境分野	35
第4節 保健福祉分野	37
第5節 教育・文化・スポーツ分野	38
第6節 行財政分野	39
第5章 人口の展望（人口ビジョン）	40
第1節 今後の人口の見通し	40
第2節 将来人口（シミュレーション）	42
第6章 土地利用	44
第2部 基本計画・総論	45
第1章 基本計画の基本的事項	46
第1節 計画の位置付け	46
第2節 計画期間と目標年次	46
第3節 施策体系図	47
第2章 まちづくりのテーマと重点施策	48
第1節 前提条件の整理	48
第2節 重点施策の設定	48
第3節 個別施策の抽出	51
第3章 基本計画と SDGs の関連性	64
第1節 SDGs の位置付けと考え方	64
第2節 SDGs と施策との関係性	64
第3節 関わりの深い SDGs の目標	69
第4章 計画の進捗管理方法	70
第1節 PDCA サイクルによる進捗管理	70
第2節 進捗管理の体制	70
第5章 施策の見方（各論の読み方）	71
第3部 基本計画・各論	75
第1章 都市整備分野	77
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進	78

第2節	緑豊かで良好な都市景観の形成	82
第3節	安全で利便性の高い都市基盤の充実	85
第2章	産業振興分野	89
第1節	地域特性を生かした産業振興の促進	90
第2節	活力ある商工業の振興	92
第3節	あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興	95
第4節	消費志向に合わせた都市型農業の推進	99
第5節	健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進	103
第6節	秋川の資源を活用した水産振興の推進	106
第3章	市民生活・環境分野	109
第1節	連帶・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進	110
第2節	安全な暮らしを守る地域づくりの推進	114
第3節	清潔で快適な循環型社会システムの構築	120
第4節	水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進	123
第4章	保健福祉分野	127
第1節	市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実	128
第2節	安心して子どもを産み育てられる環境の整備	132
第3節	障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実	136
第4節	高齢者が安心して生活できる福祉の充実	140
第5節	地域福祉の推進	145
第5章	教育・文化・スポーツ分野	149
第1節	人権尊重教育の推進	150
第2節	生涯学習社会の振興	153
第3節	青少年の健全育成の推進	155
第4節	個性を生かす学校教育の充実	158
第5節	社会教育の推進	162
第6章	行財政分野	167
第1節	財政運営の健全化	168
第2節	行政体制・行政サービスの適正化・最適化	172
第3節	組織・人事体制の活性化	175
第4節	協働によるまちづくりの推進	178
第5節	広域行政・広域連携の推進	181
第4部	あきる野市国土強靭化地域計画	185
第1章	国土強靭化地域計画の基本的事項	186
第1節	策定の趣旨	186
第2節	計画期間と目標年次	186
第3節	位置付け	187
第4節	計画の見直し等	187
第2章	強靭化の基本目標	188
第3章	脆弱性の分析・評価と対応の方向性等	189
第1節	脆弱性の分析・評価等の考え方	189
第2節	過去の災害と発生が懸念される災害の整理	189
第3節	想定する自然災害	191
第4節	推進目標	191
第5節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	192
第6節	脆弱性の分析・評価と対応の方向性	194
第7節	リスクシナリオと基本計画における施策との対応	212

序論

第1章 策定の趣旨・目的

本市は、平成13年（2001年）3月に、平成13年度（2001年度）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする「あきる野市総合計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。第1次計画では、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、市では、将来都市像の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

第1次計画の計画期間において、我が国では、急速な人口減少・高齢化の進行や、これに伴う医療・社会保障関係費の増大、大規模自然災害の頻発など、様々な課題に直面しました。こうした状況を受け、政府のリーダーシップの下、各地方公共団体は、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組、防災、減災、迅速な復旧・復興に向けて、「強さとしなやかさ」を備えた国土をつくる国土強靭化の取組などを進めています。また、計画期間の終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会活動だけでなく、これまでの社会の在り方や価値観に強い影響を及ぼし、従来の IoT*（モノのインターネット）・ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加え、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX*）が求められるようになりました。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進む中、それに伴う生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みや義務的経費の増大が顕在化しています。また、近年類を見ない災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響、公共施設の老朽化等の問題などにも、引き続き対応していく必要があります。こうした状況を踏まえ、市では、圏央道を生かした産業系土地利用の促進や職住近接を目指した雇用創出など、本市の更なる発展に向けた環境整備を進めるとともに、市民との協働による災害に強いまちづくり、同感染症に係る対策や支援に取り組んできました。

人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、豊かな自然環境などの本市の特性を踏まえた、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第1次計画の取組等を踏まえ、本市が抱える課題等に対応し、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第1次計画の計画期間の終了を受け、戦略的展望のもと、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、第2次計画を策定することとしました。

第2章 第2次計画の構成等

第1節 第2次計画の構成及び期間

第2次計画は、第1次計画と同様に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、基本構想、基本計画、国土強靭化地域計画及び実施計画により構成し、計画期間を10年間とします。

(1) 基本構想

第2次計画の基礎となるものであり、市のまちづくりに対する基本的な考え方(最上位の方針)、基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示すものです。

基本構想の計画期間は10年間とし、第2次計画の計画期間と同様です。また、目標年次は、計画期間の最終年度である令和13年度(2031年度)とします。

なお、第1次計画の計画期間は20年間でしたが、より早い速度で変化をしていく社会情勢等に的確に対応していくため、第2次計画の計画期間は短縮することとしました。

【計画期間と目標年次】

- ◆計画期間：令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)(10年間)
- ◆目標年次：令和13年度(2031年度)

(2) 基本計画

基本構想を実現するための具体的な施策やその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状や課題、目標となる指標、施策の内容等を示します。

【計画期間と目標年次】

- 第2次総合計画・基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分け、それぞれの期間を対象としたものを策定します。
- ◆前期基本計画：計画期間：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)
目標年次：令和8年度(2026年度)
 - ◆後期基本計画：計画期間：令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)
目標年次：令和13年度(2031年度)

(3) 国土強靭化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条に基づき、本市に、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるための計画であり、基本構想の実現に向けて、本市の強靭化という観点から、行政全般に関わる基本的な方針を示すものとなります。

基本計画と同様に、行政全般に関わる性質を有することから、第2次計画の策定に当たり、基本計画と同列に位置付けられるものとして、第2次計画の1部として策定することとしました。

【計画期間と目標年次】

◆計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）（5年間）

◆目標年次：令和8年度（2026年度）

※ 令和9年度（2027年度）以降の国土強靭化地域計画の位置付け等については、同計画の計画改定に伴い、別途検討します。

(4) 実施計画

基本計画の施策を推進するため、施策ごとの事業内容を示すものです。

【計画期間】

計画期間：3年間

※ 施策及び事業の進捗、予算の状況に合わせて毎年度見直しを行います。

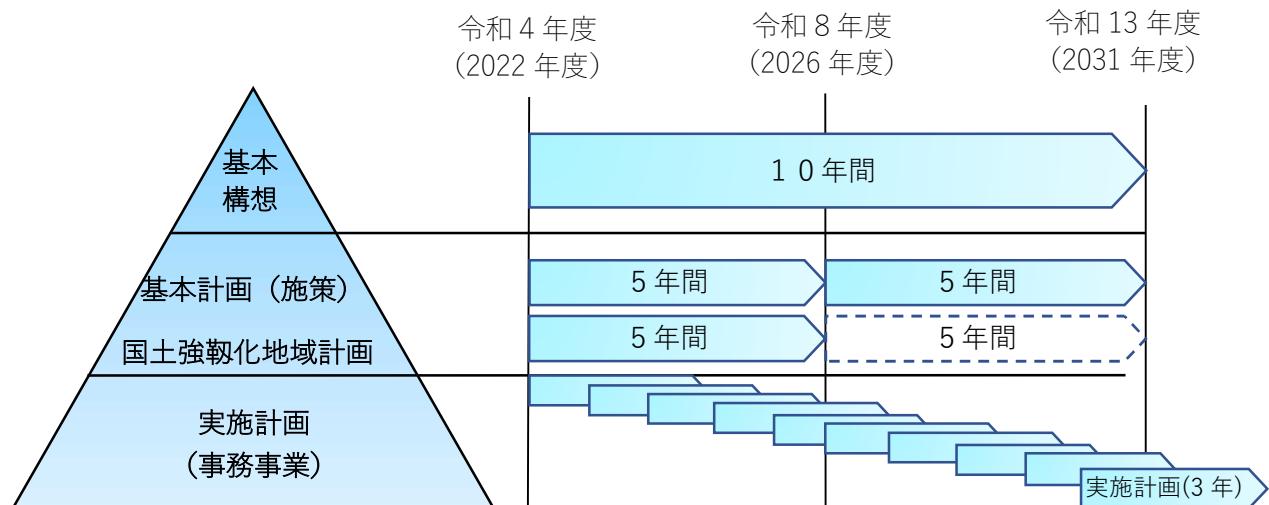


図1 第2次計画の構成と計画期間のイメージ

第2節 第2次計画の位置付けと役割

第2次計画は、その計画期間において、市政運営における最上位の行政計画であり、個別の行政計画や各種施策の根幹となるものです。基本計画で設定する6つの分野には、必要に応じて、「あきる野市都市計画マスターplan」「あきる野市環境基本計画」「あきる野市教育基本計画」などの個別の行政計画が策定され、より具体的な施策の推進方策等が示されることとなります。また、第2次計画は、第1次計画を基本に、創業・就労支援や子育て支援などの施策に焦点を当てた「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「あきる野市人口ビジョン」を内包するものとともに、前期基本計画の計画期間（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））においては、国土強靭化地域計画を備えたものとなります。

さらに、第2次計画に掲げる将来都市像（後述）、まちづくりの方向性（後述）等は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、国が推進している「持続可能な開発目標（略称：SDGs）」（後述）と重なる部分が多くみられます。このため、SDGsに掲げられた17の目標と第2次計画に示す施策との関連性を整理し、その関連性を意識しながら第2次計画を推進することで、併せてSDGsの推進に取り組むこととします。

第3章 第1次計画における取組の概要

第1節 対象とする取組

第1次計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成しています。第1次計画の基本計画は、計画期間の前半10年間（平成13年度（2001年度）～平成22年度（2010年度））を対象とした前期基本計画と後半11年（平成23年度（2011年度）～令和3年度（2021年度））を対象とした後期基本計画から成り、直近の第1次計画の後期基本計画では、都市整備分野などの6つの分野とは別に、まちづくりのテーマとして、「安全・安心なまち」「みんなが快適でいきいきと暮らせるまち」「あかる野らしさを活かした活気あるまち」の3点を掲げました。

第1次計画の取組の概要を示すに当たっては、この3つのまちづくりのテーマに沿った取組等を対象とします。

第2節 テーマごとの取組の概要

（1） テーマ1 安全・安心なまち

「安全・安心なまち」では、後期基本計画に位置付けられた「防災対策」「社会資本の整備」に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「感染症対策」といった観点から、各種の施策に取り組みました。

① 防災対策

防災対策については、地域の防災力の強化を図るため、防災・安心地域委員会*等と連携し、災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進、地域防災リーダー*の育成等を進めました。また、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成に取り組みました。

② 社会資本の整備（道路・橋りょう、公共施設）

社会資本の整備については、災害に強い都市基盤の整備を図るため、道路や橋りょうの計画的な維持管理・更新に取り組みました。また、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、平成28年（2016年）に「あきる野市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、令和3年（2021年）には、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。

③ 感染症対策

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国や東京都の動向を踏まえ、感染症対策や検査体制の充実、ワクチン接種等を進めました。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々、同感染症の感染拡大防止のために尽力されている医療従事者等を支援するとともに、社会的距離を確保しながら、仕事や学び、暮らしを維持するためのICT*施策の推進などに取り組みま

した。

(2) テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」では、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

① 子育て支援の充実

子育て支援の充実については、保育施設における受入れ可能児童数の拡大、保育従事職員の確保、保育士の負担軽減等に取り組むことで、待機児童数の減少を実現するとともに、保育料の減額により、保護者の負担軽減を図りました。また、学童クラブの育成時間の延長や対象年齢の拡大等に取り組んだほか、「あきる野 子育てステーション こころの」「秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり」を整備し、子育て世代に魅力のある子育て環境を整えました。

② 高齢者支援の充実

高齢者支援の充実については、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の展開を通じて、介護予防・健康づくりを推進してきました。また、町内会・自治会や防災・安心地域委員会、事業者との連携により、見守り事業を展開するなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進しました。さらに、平成31年（2019年）4月には、本市の東部地域を対象とする地域包括支援センターを開設し、高齢者を支える体制の強化を図りました。

③ 地域内交通対策

地域内交通対策については、るのバス*や盆掘交通*を運行するとともに、バス路線維持のため、バス事業者に補助金を交付しました。また、公共交通の充実に向け、市民、事業者などの連携のもと、公共交通空白地域の解消に向けた実証実験等に取り組みました。

④ 学校教育の充実

学校教育の充実については、平成25年（2013年）に「あきる野市小中一貫教育推進基本計画」を策定し、小中学校の連携による小中一貫教育を計画的に推進するとともに、児童・生徒の基礎学力の向上などを目指す学力ジャンプアップ事業に取り組みました。

⑤ 生涯学習の充実

生涯学習の充実については、NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ*と連携して、幅広い世代を対象としたスポーツ教室を実施す

るとともに、市民の体力向上や健康の増進に向けてスポーツの大会や教室を開催するなど、スポーツ活動の充実に取り組みました。

(3) テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

「あきる野市らしさを活かした活気あるまち」では、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統・文化の保全・継承」「情報発信」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

① 地域のブランド化

地域資源のブランド化については、秋川渓谷のブランド化に向けた観光プロモーションや产学公（官）連携による地域活性化事業の展開、秋川流域 E ツーリズム*の推進、特産のトウモロコシやのらぼう菜等のプロモーション（各種イベントでの無料配布・販売等）等に取り組みました。

② 環境施策の充実

環境施策の充実については、市域の 6 割に及ぶ森林を本市の財産と位置付け、地域の特性を踏まえながら、地域との連携の下、森の健全な環境の保全と地域活性化に向けた森づくりを進めてきました。また、本市の豊かな生物多様性の保全に向け、生物多様性保全条例を制定するとともに、動植物の調査、あきる野市版レッドリストの作成、外来種対策、環境教育等を推進しました。

③ 農業振興

農業振興については、地産地消型農業の推進を軸とし、認定農業者及び新規就農者への利用集積による遊休農地の有効利用の推進、就農後間もない農業者への各種補助の実施、農作物の販売施設の拡充等に取り組みました。

④ 伝統・文化の保存・継承

伝統・文化の保存・継承については、地域の人材を活用した学校教育における伝統・文化理解教育の推進や伝統芸能の活動支援等を通じた伝統芸能保存活動の支援に取り組みました。また、全国地芝居サミットの開催を通して、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援してきました。

⑤ 情報発信

情報発信については、観光プロモーションの展開、フィルムコミッショナリ事業の推進や軍道紙等の地域資源の紹介といったシティプロモーションの推進により、観光と地域文化関連情報の総合的かつ多角的な P R に取り組んできました。また、市ホームページをはじめ、映像や各種の S N S （ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*を活用し、市政情報の発信に取り組みました。

第4章 まちづくりの背景

第1節 あきる野市の概要

(1) 地勢・自然環境

本市は、都心から40km～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。

東は福生市及び羽村市、西は檜原村及び奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町及び青梅市に接しています。平坦部は秋留台地と呼ばれ、南の秋川、北の平井川に沿って、市街地と農地が広がり、本市特有の田園風景がみられます。

市域の総面積は73.47km²に及び、市域の約3分の2を山林・原野が占めています。また、山林、河川、里山、農地などの多様な自然環境の下で、希少種を含む様々な生きものが暮らし、豊かな生物多様性が維持されています。また、森林の構成に目を向けると、高度経済成長期における林業振興を背景に、人工林が多くなっています。

(2) 歴史・沿革

市内には、縄文時代草創期の住居跡がはじめて発見された前田耕地遺跡（出土資料：国指定重要文化財）、古墳時代終末期の瀬戸岡古墳群（都指定史跡）など、数多くの遺跡があり、原始・古代からの、人々の活動の痕跡が残されています。

奈良・平安時代の武藏国は代表的な馬の産地で、勅旨牧の一つ小川牧は、小川郷（秋川・平井川流域）を中心に、御馬を繁殖・育成して献上していました。また、平安時代の「延喜式神名帳」には阿伎留神社の記載があり、大悲願寺の「木造伝阿弥陀如来及び脇侍 千手觀世音菩薩・勢至菩薩 坐像」（国指定重要文化財）もこの時代の終わりごろに造られたものと考えられています。

鎌倉時代、当地は秋留郷と呼ばれ、武藏七党の西党に属する小川・二宮・小宮・平山氏などが鎌倉幕府の御家人として活躍していました。また、室町時代になると、武州南一揆衆が活躍し、戸倉城や寺院の多くもこのころ建立されています。

山と里の産物の交換から始まった「市」は、古くは伊奈に、戦国時代の終わりころまでには五日市にも定期市が開かれ、発展していきました。

江戸時代、江戸の街が栄えると炭が「市」の主要な取引品目となり、五日市道を馬で運ばれ、山から切り出した木材は筏に組んで秋川・多摩川を流し、江戸に送る拠点として栄えました。江戸時代末期には、炭は年間20万俵、筏は3,000枚を数えました。また、秋川の鮎は御用鮎として将軍に献上されていました。

水田可耕地の少ない関東山地際のこの地域では養蚕が盛んで、繭や生糸で出荷するほか、泥染めの織物、黒八丈も作られました。養蚕は地域の生業として昭和時代まで続き、大正時代末期に繭の年間生産量日本一を記録した家もありました。

江戸時代の集落は、秋川・平井川の段丘面や丘陵の縁辺部などに点在し、現在もその多くが市域の字名として残る32の村々となって明治時代に至っています。

明治時代初期には自由民権運動が盛んになり、学芸講談会などの學習結社が作られ、學習活動や講演会も開催されました。民主的な内容をもつ私擬憲法草案「五日市憲法草案」（都指定有形文化財）もこの地で起草されました。

大正時代になると、電気・水道事業や乗合バスの運行、五日市鉄道（JR五日市線の前身）も開業するなど、地域の人々の力で近代化が大きく進展しました。

昭和 30 年（1955 年）の町村合併促進法に基づき、東秋留村・西秋留村・多西村が合併して秋多町に、増戸村・五日市町・戸倉村・小宮村が合併して新しい五日市町になりました。昭和 47 年（1972 年）、秋多町は市制施行して秋川市となり、平成 7 年（1995 年）には秋川市と五日市町が合併し、あきる野市が誕生しました。

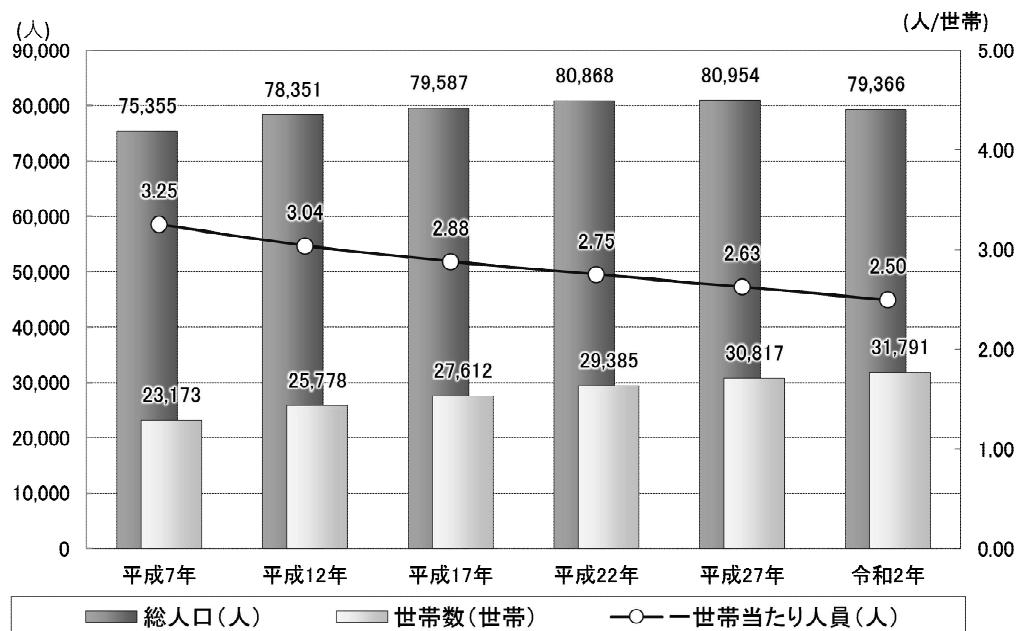
平成 17 年（2005 年）に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）あきる野インターチェンジが完成し、平成 19 年（2007 年）には関越自動車道と中央自動車道が、東名高速道路が平成 26 年（2014 年）、翌平成 27 年には東北自動車道が圏央道と結ばれ、市内の道路整備の効果と合わせ、交通の利便性も大きく高まりました。

（3） 人口・世帯数の推移

① 総人口・世帯数

直近の国勢調査が行われた令和 2 年（2020 年）において、本市の総人口は 79,366 人、世帯数は 31,791 世帯、一世帯当たり人員は 2.50 人でした。総人口は、平成 7 年以降一貫して増加傾向でしたが、平成 27 年をピークに減少に転じました。

グラフ1 総人口・世帯の推移

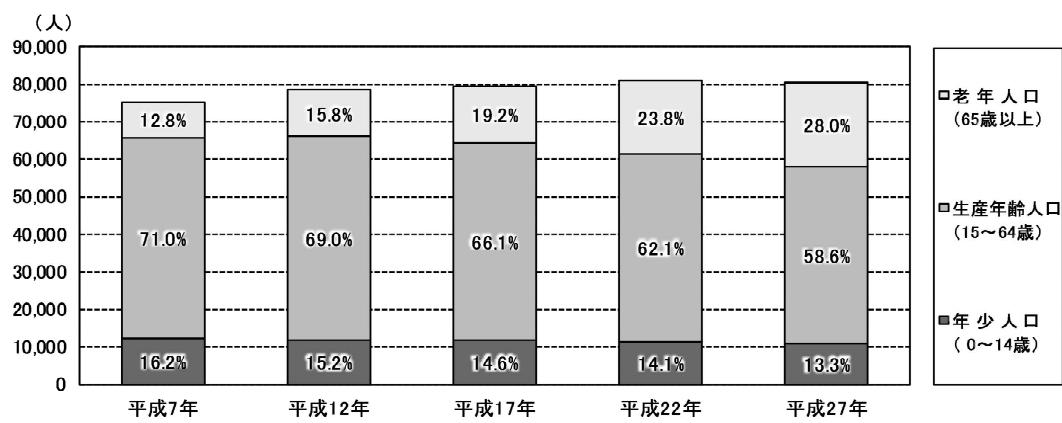


資料：総務省「国勢調査」（令和2年は速報値）

② 年齢別人口の推移

老人人口（65歳以上）の占める割合は、平成7年（1995年）以降一貫して増加傾向にありますが、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は、減少傾向にあります。

グラフ2 年齢別人口割合の推移（年齢不詳を除いて割合を算出）

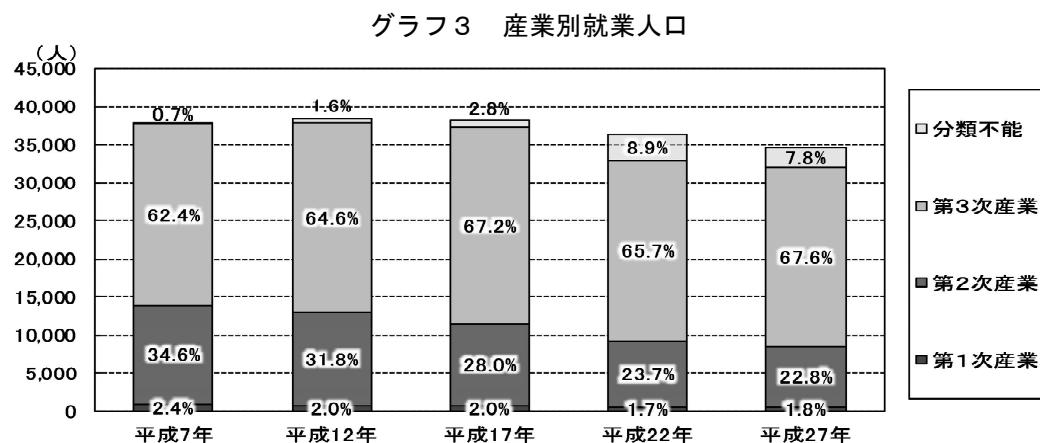


資料：総務省「国勢調査」

(4) 産業構造

① 産業別就業人口（15歳以上就業者数）の推移

産業別就業人口の割合を見ると、第1次産業及び第2次産業が占める割合は、減少傾向にあります。平成27年（2015年）における産業別就業人口のうち、第1次産業の割合については、本市は類似団体等と比べ、高い傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査」

② 産業別事業所数・従業者数（平成28年）

平成28年（2016年）における事業所数の割合を見ると、卸売業及び小売業の占める割合が24.2%、従業者数の割合では、医療及び福祉の占める割合が20.3%と最も高くなっています。

表1 事業所・従業者の実数・割合（平成28年（2016年））

	平成28年			
	事業所数 (事業所)	割合(%)	従業者数 (人)	割合(%)
全産業(公務を除く)	2,349	-	21,510	-
農業、林業	7	0.3	51	0.2
漁業	--	--	--	--
鉱業、採石業、砂利採取業	--	--	--	--
建設業	378	16.1	1,888	8.8
製造業	226	9.6	3,219	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	28	0.1
情報通信業	18	0.8	177	0.8
運輸業、郵便業	32	1.4	737	3.4
卸売業、小売業	569	24.2	4,193	19.5
金融業、保険業	27	1.1	304	1.4
不動産業、物品賃貸業	96	4.1	380	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	88	3.7	492	2.3
宿泊業、飲食サービス業	257	10.9	1,957	9.1
生活関連サービス業、娯楽業	216	9.2	1,547	7.2
教育、学習支援業	70	3.0	530	2.5
医療、福祉	210	8.9	4,365	20.3
複合サービス事業	18	0.8	741	3.4
サービス業(他に分類されないもの)	135	5.7	901	4.2

資料：総務省「経済センサス」（平成28年）

(5) 財政状況

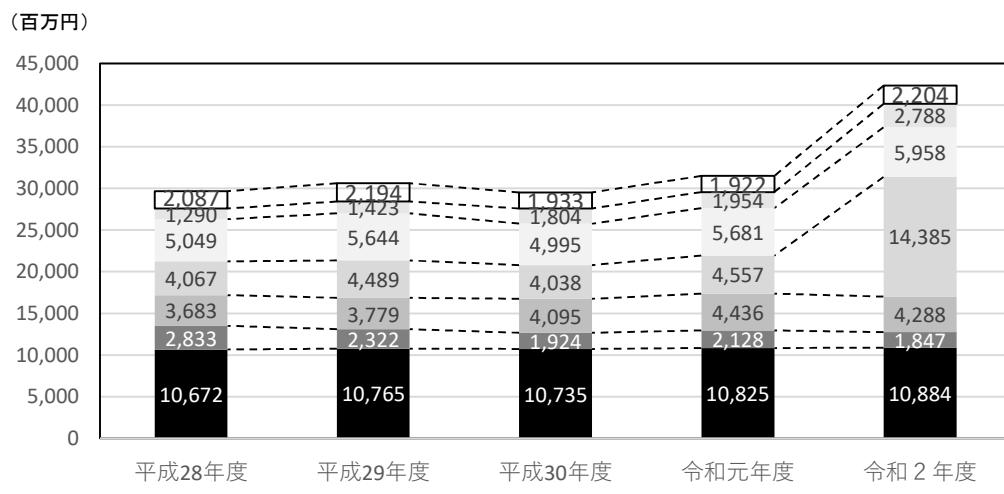
① 峰入（普通会計決算額ベース）

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの峰入の自主財源、依存財源、峰入全体に占める自主財源の割合等は、次のとおりです。

表 2 自主財源割合の推移（単位：百万円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市税	10,672	10,765	10,735	10,825	10,884
その他自主財源	2,833	2,322	1,924	2,128	1,847
自主財源計	13,505	13,087	12,659	12,953	12,731
地方交付税	3,683	3,779	4,095	4,436	4,288
国庫支出金	4,067	4,489	4,038	4,557	14,385
都支出金	5,049	5,644	4,995	5,681	5,958
地方債	1,290	1,423	1,804	1,954	2,788
その他依存財源	2,087	2,194	1,933	1,922	2,204
依存財源計	16,176	17,529	16,865	18,550	29,642
合 計	29,681	30,618	29,525	31,504	42,373
自主財源の割合	45.5%	42.7%	42.9%	41.1%	30.0%

グラフ 4 自主財源等の割合の推移（単位：百万円）



■市税 ■その他自主財源 ■地方交付税 ■国庫支出金 ■都支出金 ■地方債 □その他依存財源

※ 「その他自主財源」：分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入

※ 「その他依存財源」：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

資料：あきる野市「市町村決算カード」

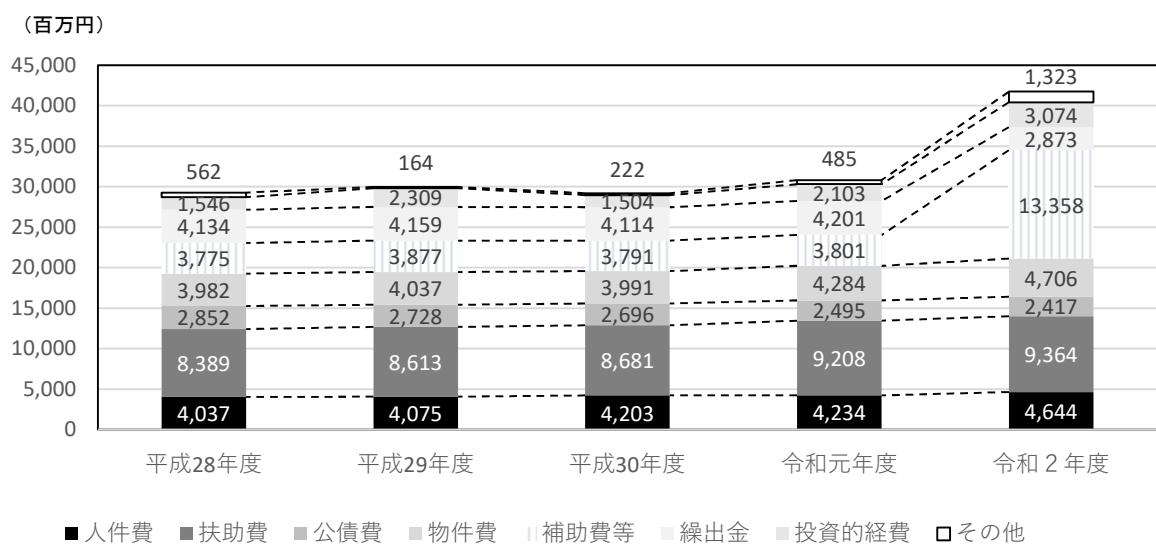
② 岁出（普通会計決算額ベース）

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの歳出（性質別）の状況、歳出全体に占める義務的経費の割合等は、次のとおりです。

表 3 岁出（性質別）の推移（単位：百万円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	4,037	4,075	4,203	4,234	4,644
扶助費	8,389	8,613	8,681	9,208	9,364
公債費	2,852	2,728	2,696	2,495	2,417
義務的経費計	15,278	15,416	15,580	15,937	16,425
物件費	3,982	4,037	3,991	4,284	4,706
補助費等	3,775	3,877	3,791	3,801	13,358
繰出金	4,134	4,159	4,114	4,201	2,873
投資的経費	1,546	2,309	1,504	2,103	3,074
その他	562	164	222	485	1,323
小 計	13,999	14,546	13,622	14,874	25,334
合 計	29,276	29,962	29,202	30,812	41,760
義務的経費の割合	52.2%	51.5%	53.4%	51.7%	39.3%

グラフ 5 岁出（性質別）の推移



資料：あきる野市「市町村決算カード」

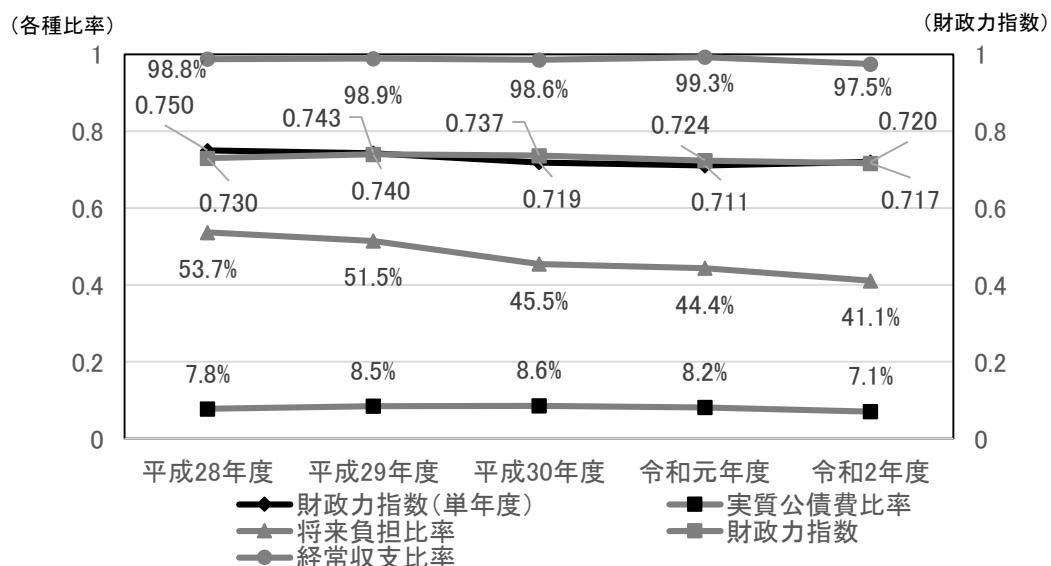
③ 主要財政指標（経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率）

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率*、地方公共団体の財政力の強弱を判断するための指標の財政力指数*などの主要な財政指標は、次のとおりです。

表4 主要財政指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率(%)	98.8	98.9	98.6	99.3	97.5
財政力指数 (単年度)	0.730 (0.750)	0.740 (0.743)	0.737 (0.719)	0.724 (0.711)	0.717 (0.720)
将来負担比率(%)	53.7	51.5	45.5	44.4	41.1
実質公債費比率(%)	7.8	8.5	8.6	8.2	7.1

グラフ6 主要財政指標の推移



資料：あきる野市「市町村決算カード」

第2節 時代の潮流と本市への影響など

(1) 人口動態の変化

① 人口減少、世帯構成の変化

我が国の人団は、近年、減少局面を迎えており、厚生労働省の推計によると、令和47年（2065年）には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になるとされています。また、生産年齢人口は、現在の6割程度から5割程度まで落ち込むことが予想されており、消費の減少や労働市場における人手不足の深刻化が懸念されています。

こうした状況から、各地方公共団体では、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、移住・定住施策等による定住人口の増加、さらには、交流人口や関係人口の創出・拡大に向けた取組が活発化しています。

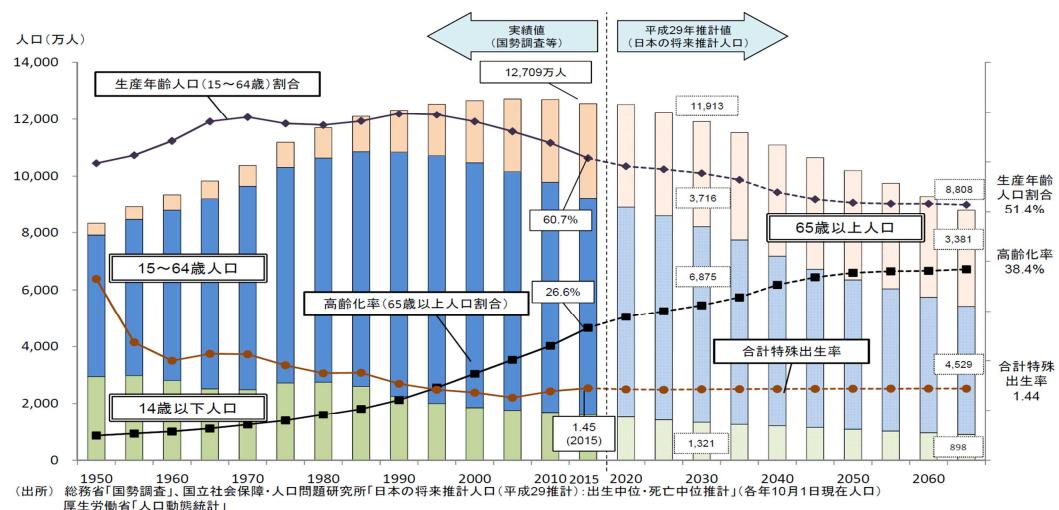


図2 日本の人口の推移

出典：厚生労働省 「働き方改革の背景に関する参考資料」

■本市への影響など■

本市においても、人口減少局面に突入しつつあり、生産年齢人口の減少が更に進むことにより、地域や産業の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されます。また、今後、核家族化の更なる進行や高齢単身者世帯の更なる増加により、育児、介護等の面で孤立化が進むことも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、社会全体で育児、介護等を支える仕組みづくりの充実のほか、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討、推進が必要です。

また、これらの取組を通じて、本市の魅力を高め、定住人口の増加に取り組むとともに、交流人口や、関係人口の概念に着目していくことが必要です。

② 平均寿命・健康寿命

我が国の平均寿命及び健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は延伸しており、厚生労働省の令和2年版厚生労働白書によると、全国平均の平均寿命（平成28年（2016年）時点）は、男性が80.98歳、女性が87.14歳でした。また、平均寿命の延伸に伴い、65歳を超えても働きたいと回答した人は約7割となっています。

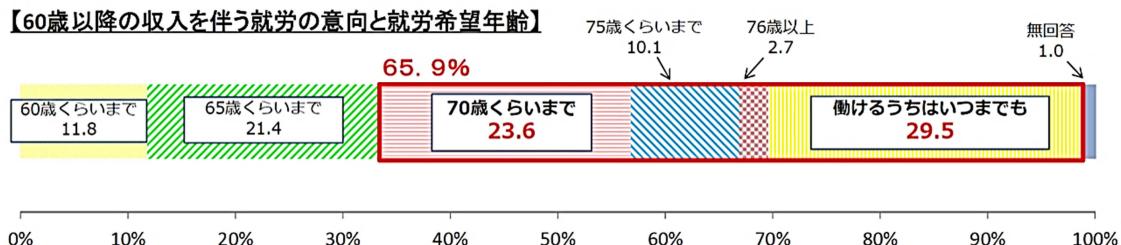


図3 60歳以降の就業希望年齢

出典：内閣府「平成25年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」

■本市への影響など■

本市においても、市民アンケート結果から、「保健・医療の充実したまち」に対する関心の高さがうかがえます。

これらのことから、超高齢社会を迎えた本市においては、高齢者が心身ともに健康で元気な状態を維持し、高齢者の幅広い社会参加の機会確保、介護と就労の両立等を実現する施策の推進が必要です。

（2）社会経済情勢への対応

① 技術革新に伴う経済構造の変化

近年、様々な機器がネットワークに接続され、生成されたデジタルデータを高度に活用するIoT化が進展しています。また、データ分析により精度や効率性の向上が困難であった音声認識や画像認識の領域においても、AIを活用することによって、実用可能なレベルの精度を出すことが可能になりつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（後述）により浮き彫りとなった課題に対して、ICT技術等を更に活用し、強靭な社会を築こうとする動き（DX）が加速しており、暮らし、仕事、教育、医療、介護・福祉、交通、観光、農業、運輸・物流、防災、インフラ等へのICT技術の利活用が進められています。

また、こうした技術革新は新たな経済活動の形態を生み出しています。個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォーム*を介して他の個人等も利用可能とするシェアリングエコノミーは、個人や社会に対して新たな価値を提供し、我が国の経済の活性化・国民生活の利便性向上に資することができる期待されるとともに、シェアリングエコノミーの活用は、遊休資産の有効利用・社会課題解決につながることから、国内市場規模も

拡大傾向にあります。総務省の平成30年度情報通信白書では、シェアリングエコノミーの国内市場規模は、平成27年度（2015年度）に約398億円であったものが、令和3年度（2021年度）までに約1,071億円まで拡大すると予測しています。

■本市への影響など■

市では、災害に強いまちづくりの取組の一環として、官民共同で災害発生時の情報収集や支援物資輸送、人命救助等の際のドローン*活用の研究・開発を進めています。また、A I の利活用の一環として、会議録作成支援システムの運用を開始しており、会議録の作成に係る業務の効率化等に取り組んでいるほか、Web会議の活用、テレワークの推進、G I G Aスクール構想*の実現等を進めてきました。

今後、市が進める施策の各分野において、ドローンだけではなく、I C T 、I o T 、A I 、R P A *といった技術を活用するとともに、日常生活や経済活動において何らかの課題を抱える市民と解決できる技術やノウハウを持つ市民とをつなぐなど、シェアリングエコノミーの仕組みを上手く組み込むことにより、これまでとは異なる手法で、地域課題の解決や地域活性化に取り組むとともに、これらの技術を活用し、市政運営の維持や業務の効率化、正確性の向上に取り組むことが必要です。

② 価値観・ライフスタイルの多様化

インターネットやスマートフォンの普及等により、人々の暮らし方は大きく変化しました。また、技術革新や新型コロナウィルス感染症の感染拡大（後述）により、テレワークなどの多様なワークスタイルが急速に普及し、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

前掲の「人口動態の変化」に示すとおり、労働市場の人手不足が懸念されるところから、労働参加の拡大につながる様々なワークスタイルの普及は、政府が進める「一億総活躍社会」の実現に寄与するものであると考えられています。

また、こうした多様なワークスタイルの普及も手伝い、誰もがいきいきと働くよう、全国的に「働き方改革」が進められています。「働き方改革」は、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟に働き方を選択し、その意欲や能力を発揮できるような社会の構築を目指すもので、長時間労働を前提とした働き方を改める、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図るなどの措置を講じて「ワーク・ライフ・バランス*」の実現などに取り組むものとなります。

■本市への影響など■

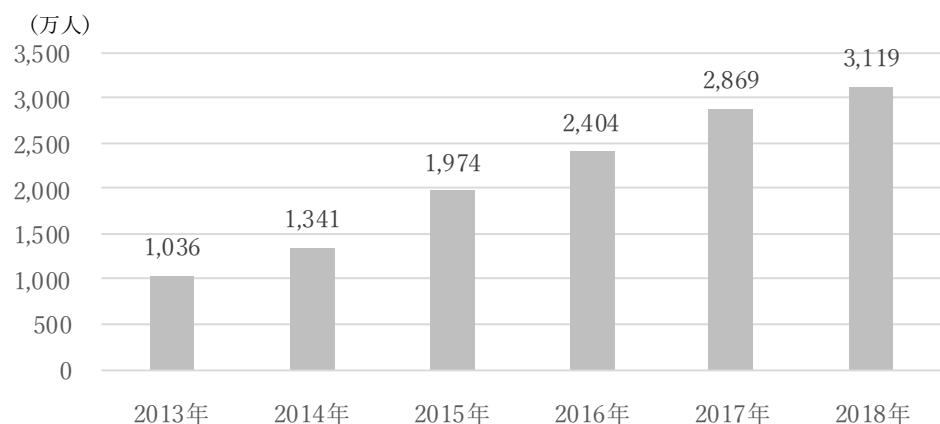
本市においては、創業・就労支援事業と子育て支援事業の複合的な展開による

成果等を踏まえ、今後も国の動向を注視しつつ、働き方改革の全市的な展開に向け、事業の在り方や民間等との連携方策の検討を進めが必要です。また、個々のライフスタイルの多様性の尊重、男女の役割分担の見直し等を引き続き推進することも重要です。

(3) グローバル化への対応

成長戦略の柱、地方創生の切り札として、平成24年（2012年）以降、観光立国実現に向けて受入環境整備やコンテンツづくり等に努めた結果、我が国への外国人旅行者数は増加傾向にあり、平成25年（2013年）以降、急激な伸びを見せ、平成29年（2018年）には3,100万人を超えるました。

グラフ7 訪日外国人旅行客数の推移



出典：日本政府観光局（JNTO）より市作成

しかし、令和2年（2020年）1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、水際対策を徹底したこと、また、国内においても旅行控えの動きが生じたことなどにより、国内外の観光需要は大幅に減少しています。一方で、我が国の観光資源の魅力が失われたわけではなく、国は同年12月、「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を打ち出し、感染拡大防止策の徹底、日本人国内旅行の需要喚起、インバウンド*回復に向けた滞在コンテンツの充実や受入環境整備を打ち出しました。

近年の外国人旅行者の関心は、日本の商品を購入する「モノ消費」から、日本固有の暮らしや文化を体験する「コト消費」に移っており、現地ツアーやゴルフ場・テーマパークの利用、舞台の観覧やスポーツ観戦、美術館・博物館・動物園・水族館の利用などの娯楽サービスへの支出割合が増えてています。

また、コロナ禍を経て、日本人国内旅行の動向にも変化が表れており、都内等、近隣地域での観光（いわゆるマイクロツーリズム）の割合が増加しています。

■本市への影響など■

本市は、都心からの日帰り圏内に位置しており、山や川などの豊富な自然資源を活用した各種のレジャーやアクティビティ*が充実しているとともに、神社仏閣や歌舞伎、お囃子等、地域の伝統文化や歴史的資源も多数存在しています。

こうした観光資源を生かし、日本人国内旅行やインバウンド観光等のトレンドを踏まえ、本市に多くの旅行者が訪れ、観光振興に結び付けられるよう、感染拡大防止策の徹底を前提に、地域資源の発掘を磨き上げるだけではなく、資源同士を結び付けて、地域固有の暮らし、文化、アクティビティが包括的に体験できる観光プログラムの検討や提案を強化すること等が必要です。

(4) 持続可能な社会づくりの推進

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、国連加盟 193 か国により、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標、略称：SDGs）」が採択されました。SDGs は、国際社会共通の目標であり、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までを期間とし、17 の大きな目標（ゴール）と、それらを達成するための 169 の具体的な目標（ターゲット）で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

我が国では平成 28 年（2016 年）、政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、地方公共団体においては、SDGs 達成に向けた取組の推進が求められています。



図 4 SDGs の 17 の目標

出典：国際連合広報センター

■本市への影響など■

本市は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えており、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりを進めることができます。持続可能なまちづくりの実現は、SDGs が掲げるビジョン「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、

「経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあり、我が国における SDGs 達成に向け、本市においても持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、SDGs の推進に取り組むことが必要です。

(5) 環境問題への対応

気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の低下など、地球的大規模な環境問題が深刻化する中、SDGs や平成 27 年（2015 年）に採択されたパリ協定*の採択等を受け、国際的に環境に対する意識が高まっています。企業活動や農業分野において、環境に配慮した生産活動が展開され、ESG 投資（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資）の拡大・普及も進んでいます。一方で、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人一人が自らのライフスタイルに起因するという意識を高めていくことが求められています。

我が国においても、地球温暖化対策、生物多様性の保全が進められるようになり、特に、「緑」については、あり方が大きく変わってきています。かつて、都市の緑は「宅地化すべきもの」でしたが、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保等の役割が期待されることから、現在は、「あるべきもの」とされ、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。

■本市への影響など■

市では、本市の豊かな自然環境を本市の特長の一つと捉え、森林をはじめとする緑の保全、生物多様性の保全などに取り組むとともに、地球温暖化対策やごみの戸別収集・有料化などの廃棄物対策を進め、本市の環境の保全に取り組んできました。

一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。

スペース*の多面的な機能をより発揮するため、平成 29 年（2017 年）に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等が改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

(6) 大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応

全国的に、人命を奪うような集中豪雨、台風、土砂災害、大地震などの災害発生リスクが高まる中で、自然災害に対し事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化の重要性が強く認識されています。

また、令和元年（2019 年）12 月以降、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の感染者は、令和 3 年（2021 年）9 月 26 日現在で、2 億 3,100

万人を超え、亡くなった人も470万人を超えていました。我が国においても同感染症の感染拡大が社会経済に深刻な影響を与え、緊急事態宣言の発出や感染防止策の徹底、ワクチン接種、大規模な経済対策などが展開されています。

さらに、自然災害と同感染症の複合災害時の避難についても注目され、避難と感染防止策との両立が求められています。

■本市への影響など■

本市においても、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災を、平成26年には大雪を、令和元年には台風19号を経験し、それぞれの被害等に応じた災害対応に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、令和3年（2019年）10月3日現在における市内の累積患者数は1,125人となり、市では、感染拡大防止に向け、公共施設の利用制限などの措置を実施したほか、市民への呼びかけ、ワクチン接種等に取り組んでいます。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々への支援を行っています。

本市では、防災・安心地域委員会等と連携し、防災対策の推進などを通じて、防災力の強化に取り組み、防災に対する市民の意識も高まってきました。その一方で、立川断層帯地震等の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性があることから、更なる防災力の強化に向け、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進めるとともに、自然災害等に対する強さとしなやかさ、早期の復旧・復興を実現できる国土強靭化の取組を進めが必要です。

また、同感染症の影響を踏まえ、感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営方策の確立、感染防止対策の推進、市民の生活や事業者の事業活動への支援などの継続が求められています。

（7）戦略的なインフラマネジメントの推進

1950～1970年代の高度成長期以降に集中的に整備された社会資本^{*}は老朽化が進み、一斉に大規模な改修や更新の時期を迎えつつあります。公共施設、道路などの社会資本の老朽化は、利用者の安全への脅威となるほか、社会経済活動の停滞をもたらすおそれがあることから、適切に維持管理・更新を図っていくことが必要です。

また、新たな社会資本の整備や既存の社会資本の高度化に必要な投資余力を確保するために、メンテナンスコストの縮減・平準化、既存ストック^{*}の有効活用などの戦略的なインフラマネジメントが求められています。

我が国では、こうした状況を踏まえ、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、各地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請しました。

■本市への影響など■

本市の公共施設等も、全国的な傾向と同様に、今後本格的な大規模修繕や更新の時期を迎えます。このことを踏まえ、市では、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、「あきる野市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この中では、公共施設等の更新のピークを令和17年（2035年）から令和28年（2046年）までの時期と捉えており、更新などには一定の財源が必要であると予測しています。

また、令和3年度には、公共施設におけるメンテナンスサイクルの構築、公共施設の適正配置の実現を目的に、

「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。今後は、公共施設の管理等を着実かつ計画的に推進していくことが必要です。

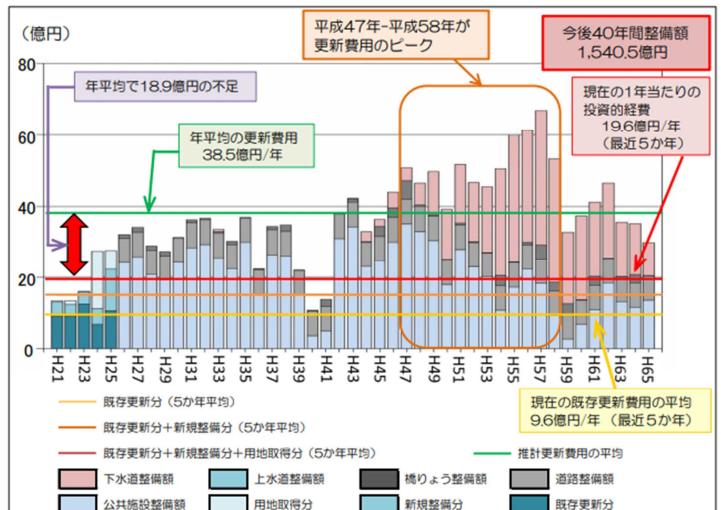


図5 更新費用の推計

出典：あきる野市公共施設等総合管理計画

第1部 基本構想

第1章 基本構想の取りまとめに当たって

第1節 市民参加機会の概要

第2次計画の基本構想の取りまとめに当たっては、市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民の皆さん等から意見を伺いました。市民参加の機会の概要は次のとおりです。

なお、市民アンケート等の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。

(1) 市民アンケート

市政に対する評価（市の事務や事業に対する満足度、重要度）や今後のまちづくりの方向性を把握するため、郵送方式によるアンケート調査を実施しました。

- ◆実施時期 平成30年（2018年）8月～9月
- ◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民 2,500人
- ◆結果 有効回収数 832通

※ 市民アンケート調査は、隔年で実施しており、直近では、令和2年度に行いました。ただし、第2次計画の策定の基礎資料としたものは、平成30年度実施以前のものとなります。

(2) あきる野市民ワークショップ

本市の現状や、まちの将来像、将来像の実現に向けてできることについて、市民の皆さんに検討いただくため、市域を東部、中部、西部に分け、各地域3回ずつのワークショップを実施しました。

- ◆実施時期 令和元年（2019年）8月～10月
 - ◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民 4,500人（各地域1,500人）
 - ◆結果 ワークショップの延べ参加者数 125人（1回当たり11.9人）
- ※ あきる野市民ワークショップは、令和2年度にも開催しておりますが、こちらでは、基本計画について検討いただくものであったため、回数等から除外しています。

(3) 中学生ワークショップ

本市と友好姉妹都市である栗原市は、中学生を対象に、交流の歴史や両市の地勢・文化等を学び、友情や親睦を深める機会を設けています。令和元年度（2019年度）は、全体テーマを「10年後の私たちのまちをより良くするには」と設定し、両市の生徒が自分たちの思い描く、市の未来像等を検討しました。

- ◆実施時期 令和元年（2019年）7月31日（水）
- ◆結果 参加者数 あきる野市 市内公立中学校全6校（29名）
栗原市 市内公立中学校全8校（16名）

第2節 市民参加機会から得られた意見などのまとめ

市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民等から得られた意見は、次のとおりです。

機会の名称	得られた意見の概要
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none">市の施策について、重要度は平均点以上にも関わらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」（公共交通網の整備など）や「保健福祉」（高齢者が安心して生活できる支援の充実など）に属する施策が多く挙げられました。本市をどんなまちにしたいかについて、「保健・医療の充実したまち」や「緑と水が豊かなまち」が多く挙げられました。本市が目指していく将来像（キーワード）について、「住みよさ」「安心」「安全」が多く挙げられました。
あきる野市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">本市の「宝」（活かすべき魅力・強み）として、「生活圏に近い、気軽に楽しめる自然」「水や緑による良好な生活環境」「伝統芸能やお祭りが盛ん」等が挙げられる一方、「困りごと」（改善したい問題・弱み）として、「公共交通の利便性」「買い物の利便性」「地域コミュニティ機能の低下」等が挙げられました。上記の「宝」と「困りごと」を踏まえ、「10年後、こうなるといいなあ」というまちの将来像（キーワード）について、「活力」「住みよさ」「自然」「生きがい」「健やか」が挙げられました。
中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">本市ならではの資源（自然、農産品、あきる野三大祭等）の保護や活用を通じた地域活性化、中学生にとって身近な教育環境に関する取組（いじめをなくそう子ども会議、小中一貫挨拶運動）の推進、生まれ育った地域や郷土に対する愛着を高める取組（あいさつ等を通じた日常的なコミュニケーション、地域行事への参加）等についてアイデアや方向性が挙げられました。

第2章 将来都市像

第1節 第2次計画における将来都市像

第1次計画では、「豊かさと活力のある都市の創造」「豊かな自然と人との共生による文化の創造」「安心して暮らせる魅力ある社会の創造」の3つの基本理念のもと、実現を目指すべき将来都市像を「人と緑の新創造都市」としました。この将来都市像には、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していくたいという願いが込められています。

第2次計画では、第1次計画の将来都市像を踏まえるとともに、先に示した本市の概要や時代の潮流、第1章で示した市民ワークショップで寄せられた意見等、市が施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」、市民との協働による子育て、まちづくりなどを積極的に取り組んでいる点を踏まえ、次のとおり「将来都市像」をまとめました。

【あきる野市の将来都市像】

**豊かな自然と人々の絆に包まれ
人やまち、文化を育む
安全・安心なまち あきる野**

※ あきる野市における市民協働の理念

市では、第1次計画後期基本計画において、「協働のまちづくりの推進」を基本姿勢として掲げ、町内会・自治会や防災・安心地域委員会をはじめとする様々な主体と共に目的のもとに、対等な立場で、責務と役割を明確にしながら、各種の取組を進めてきました。

市における協働の理念とは、行政と町内会・自治会、市民活動団体、企業等とが情報の共有化を図り、市民ニーズや地域課題に対応するため、共通の目的のもと、対等な立場で、お互いの特徴、長所、専門的な技術などを活用して、連携・協力していくことで、まちづくりの発展や公共サービスの向上につなげていくこととしています。

第2節 将来都市像の考え方等

(1) 「豊かな自然と人々の絆に包まれ」について

将来都市像の冒頭では、将来都市像における、望ましい環境像を描いています。

本市は、河川や丘陵、山林、農地など、多種多様な自然環境を有し、そこには、本市のイメージキャラクターである森っこサンちゃんのモデルとなったトウキヨウサンショウウオなど、様々な生きものが暮らしています。これらは、本市の特長の一つとして広く認知されるとともに、近年では、ハイキングなどのアクティビティの舞台等となっています。

また、こうした豊かな自然環境から産み出される様々な恵みに抱かれながら、市内各所では、人々の相互の信頼と協力の下で、あきる野三大まつり、五日市憲法草案などの他に誇ることができる優れた伝統や文化を紡いできました。

これらの伝統、文化は、本市に関わる人々の「宝もの」として心に刻まれ、先人達から受け継ぎ、将来の世代に引き渡していくべきものと捉えられています。

市においても、こうした宝物を守り、生かしていくため、その基盤となる生物多様性の保全、都市の緑地の保全などを進めるとともに、本市の魅力の一つとして、観光プロモーションなどを通して広く発信しています。

市民や事業者、本市を訪れる人々との連携のもとで、これらの「宝もの」が、これからも、より良い状態で維持されていくことを願い、「豊かな自然と人々の絆に包まれ」というフレーズを掲げました。

(2) 「人やまち、文化を育む」について

将来都市像の中段では、将来都市像における、本市に関わる人々の姿を描いています。

先に示したとおり、本市では、現在に至るまでの長い歴史の中で、様々な人材や地域コミュニティ、文化（風土・風習）が育まれてきました。

また、市では、地域活性化、高齢者福祉、防災などの様々な課題に対応するため、施策推進の基本姿勢として「協働のまちづくりの推進」を掲げ、町内会・自治会の活動等を支援するとともに、活性化戦略委員会、防災・安心地域委員会など、市とともに、本市のまちづくりを担う組織の設立・支援に取り組み、市民などが自発的に活動する気運の醸成や環境整備を進めてきました。

こうした取組の中には、地域における防災活動の中核となる防災リーダーといった人材の育成や、高齢者見守り隊などの活動を通じ、自らの手で地域や高齢者を守ろうという文化の育成につながるものが多くあります。

さらに、核家族化の進行等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の将来を担う子ども達の健やかな成長を願い、幼児教育や学校教育、自然環境を生かした環境学習活動の機会を充実するとともに、支援を必要とする子ども達への支援に取り組んできました。また、「あきる野子育てステーション ここるの」「秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり」の整備、乳幼児

一時預かり事業の拡充、子ども・子育てに関する相談窓口の充実など、社会全体による子育て家庭への支援を推進してきました。

このように、本市では、先に示した人々の絆を礎とし、人やまち、文化を育てるという姿勢が顕著であり、これから本市が持続的に発展していくためにも、こうした姿勢を保ち続けることが重要であることから、「人やまち、文化を育む」というフレーズを掲げました。

(3) 「安全・安心なまち」について

将来都市像の末尾では、将来都市像における、望ましいまちの姿を描いています。

少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化等を背景に、人口減少が見込まれる中で、本市が、現在の魅力を維持し、より成熟したまちとして、持続的に発展していくためには、安心して子どもを産み、育てられる、そして、生を受けてから人生の幕を閉じるまで、誰もがこのあきる野の地でいきいきと健やかに暮らし続けることができる、「住みよく」「住み続けられる」まちづくりが必要です。市民ワークショップなどにおいても、将来のまちの姿として、「安全」「安心」を求める声が多く聞かれました。

「安全」「安心」を実現するためには、この世界が平和であることが前提であるとともに、清潔で快適なまちの整備や、自然災害、新型感染症等への備えと対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、人口や年齢構成に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の適正配置などを検討する必要があります。

本市に暮らす人々、本市に訪れる人々にとって、本市が安全で、安心できる場所であるよう、「安全・安心なまち」というフレーズと市名を掲げ、将来都市像の結びとしました。

(4) 将来都市像とSDGsの関連性について

SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的としています。目的達成のために掲げられた17の目標には、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさも守ろう」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」など、本市の将来都市像と重なる部分が多くみられます。

こうしたことから、市が将来都市像の実現に向けて、各種の施策を推進することは、SDGsの達成に取り組むことであり、我が国のSDGsの達成に貢献することとなります。

第3章 基本理念

第1節 市民憲章

市では、あきる野市議会議員、市民の代表、学識経験を有する者等により構成する「あきる野市市民憲章策定委員会」の検討を経て、平成13年（2001年）5月3日に「あきる野市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、第1次計画策定時に、将来都市像の実現に向けた市民の道標として、総合計画とも密接に関わり、相補い切っても切り離せないものとされ、将来に渡って受け継いでいくものとしています。

これらの経過から、第2次計画における基本理念の検討に当たっては、この市民憲章を土台としました。

あきる野市民憲章

秋川の清流を抱き、緑あふれる豊かな自然に恵まれた郷土あきる野では、はやくから先人たちが文化の育成や産業の振興につとめてこられました。

わたくしたちは、この良き伝統を引き継ぐとともに、このまちに一層の誇りと責任をもち、活力と創造力に満ちた人間性あふれるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 一 清らかな川、緑豊かな山や丘陵を大切に守り育て、みずみずしいまちをつくります
- 一 一人ひとりを互いに尊重し、社会のきまりを守りつねに世界に心をひらいて前進する、連帯感あふれる明るいまちをつくります
- 一 子供やお年寄りをいたわり、思いやりのある若い力の育つ、さわやかなまちをつくります
- 一 歴史や伝統を大切にし、地域の個性を活かすとともに、産業のさらなる振興につとめ、たくましいまちをつくります
- 一 スポーツや芸術を愛好し、健康で文化の香り高い、こころ豊かなまちをつくります

平成13年5月3日制定

第2節 第2次計画における基本理念とその考え方

第2章で掲げた将来都市像や第1節で掲げた市民憲章から、各種施策の推進に当たつての基本的な考え方を「基本理念」として整理しました。

基本理念1 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

秋川の清流や緑あふれる豊かな自然環境とそこに暮らす様々な生きものは、本市の特長の一つであり、かけがえのない財産です。また、豊かな自然環境の一つである森林等の緑や、人々の生活に潤いをもたらす市街地の緑は、地球環境問題への対応や、生物多様性の確保等といった観点から、保全等が求められてきています。

さらに、市民アンケートなどにおいても、良好な自然環境を維持したまちづくりが求められていることから、様々な施策において、本市の特長である自然と調和したまちづくりを進めていきます。

基本理念2 地域の特性を生かした、活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

圏央道の整備効果等から、本市の利便性は大きく高まり、新たな市街地の形成や企業進出などに伴う地域の発展が期待されています。

また、既存の商店街等では、空き店舗の活用のほか、商店街の個性を創出し、賑わいの復活に取り組んでいます。

農業などの第一次産業に目を向けると、本市では、地産地消型農業に盛んに取り組まれ、トウモロコシ、のらぼう菜などの農作物は、市外からも購入者が訪れるほどの人気です。

第一次産業の基盤である豊かな自然環境は、ハイキングなどのアクティビティの舞台であり、観光資源の一つとして、大いに注目される可能性を秘めています。

このように、本市が有する様々な特性を生かし、更なる地域振興に向けて、より一層の活力あふれるまちづくりを進めていきます。

基本理念3 安全・安心なまちづくりを進めよう

人々が健やかに暮らしていくためには、そのまちが、安全であり、安心できる場所でなければなりません。

子どもからお年寄りまで、障がいのある方、外国からきた方などを含め、人々が安全・安心に、本市で暮らしていくためには、道路、下水道、公共交通などの都市基盤の充実、防災力の強化、国土強靭化の推進、子ども・子育て支援や学校教育、地域福祉の充実、健康を増進できる体制づくり、多文化共生の推進などが必要です。

本市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制の充実、検診の充実などを進めており、これらを更に継続・拡充するとともに、新たに国土強靭化の取組を進めることで、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。

基本理念4 お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加などにより、子どもや子育て家庭、障がい者や高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況下において、あらゆる市民が本市で健やかに暮らし、本市が持続的に発展していくためには、市が進める各種の取組に加え、地域で支え合う文化の醸成と仕組みづくりが必要です。

本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いに助け合う意識が根付いていため、地域共生社会の概念を踏まえ、市民同士の支え合いを支援するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者を見守る体制や仕組みを構築していきます。また、こうした体制や仕組みを維持していくためには、これらを引き継ぎ、発展させていく人づくり、組織づくりが必要です。このためには、直接的に市が人材を育成する取組や、市民等における人材育成等を支援する取組も求められます。

こうしたことを踏まえ、お互いに支え合い、育て合うまちづくりを進めていきます。

第4章 まちづくりの方向性

基本理念に基づき、将来都市像を実現するため、第2次計画・基本計画の6つの部門別に第1次計画・後期基本計画における施策や事業の状況、前述の時代の潮流等を踏まえ、第2次計画において取り組むべきまちづくりの方向性を定めました。

第1節 都市整備分野

(1) 快適で住み続けられる都市づくりの推進

人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、市民の生活を支える様々な機能を、地域の特性に応じて再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。また、既存ストックの有効な更新や転換の推進を図るとともに、初雁地区、秋川高校跡地等において、地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

(2) 緑豊かで良好な都市景観の形成

市街地における空洞化への対応や、気候変動対策、生物多様性の確保といった観点から、市民の憩いの場となっている公園や都市緑地など、都市的土地区画における緑地空間等の適正な維持・管理を継続します。また、市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。

(3) 安全で利便性の高い都市基盤の充実

道路、下水道等のライフルライン、鉄道や河川など、市民生活において欠かすことのできない都市基盤の安全性や利便性の確保に向け、関係機関との連携の下、都市計画道路等の整備を推進するとともに、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備、汚水処理の推進などに取り組みます。

また、河川等の管理に当たっては、関係機関との連携の下、越水や氾濫の恐れのある箇所の改修を進めるとともに、河川環境の維持・保全、水辺空間の整備に取り組みます。

第2節 産業振興分野

(1) 地域特性を生かした産業振興の促進

地域経済力の強化に向け、都心からの近接性、圏央道の整備等による広域交通ネットワークの形成といった本市の地域特性を生かし、新たな産業の創出・育成や、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地における企業立地など、計画的な産業振興に取り組みます。

(2) 活力ある商工業の振興

商工業の振興に向け、今後も、商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、商店街の集客力向上や活性化の取組、事業者によるＩＣＴ等の活用などを支援するとともに、商工業者に対する創業や事業承継等の支援などを継続・拡充します。

(3) あきる野を目指した観光業の振興

観光産業の発展に向け、地域住民、商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。また、あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展に取り組みます。

(4) 消費志向に合わせた都市型農業の推進

持続的発展が可能な地域農業の実現に向け、本市ならでは地産地消型農業を更に推進するため、担い手となる農業者の育成に取り組むほか、販路の拡充等を通じた魅力ある農業経営の確立、優良農地の保全や農作物への被害防止対策の推進等による生産環境の整備を推進します。また、持続的な農業振興に向けた方策の研究等を進めます。

(5) 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進

林業の推進に向け、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施、多摩産材の利用拡大等を通じて、健全な森林資源の維持造成、自然と調和した林業の推進に取り組みます。

(6) 秋川の資源を活用した水産振興の推進

水産業の振興に向け、魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、アユのブランド化を推進します。

第3節 市民生活・環境分野

(1) 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

地域コミュニティ*の強化に向け、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、地域コミュニティ団体などの各種団体の支援を継続・充実するとともに、「自分たちの

地域は、自分たちで守る」という意識の醸成に取り組みます。

また、外国人住民が増加傾向であること等を踏まえ、外国人住民が本市で安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成に取り組みます。

(2) 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

市民の安全な暮らしを守るために、町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、防災施設・設備等の充実、消防力の充実等を進めます。

また、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

(3) 清潔で快適な循環型社会システムの構築

循環型社会システムの構築に向け、食品ロス削減などによる更なるごみの発生抑制、ごみの減量化・資源化などを推進します。

また、ゼロカーボンシティに向け、省資源や省エネルギーの実現に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

(4) 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

豊かな自然と人との共生に向け、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特性に応じた森づくり等を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

また、水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

第4節 保健福祉分野

(1) 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、各種健康診査・検診の受診率の向上、予防接種の接種率の向上、地域における健康づくり活動の支援等に取り組み、保健・医療の充実を進めます。

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

全ての子どもが健やかに成長し、その保護者が安心して子育てができるよう、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図るとともに、社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。

(3) 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、同等に生活できるノーマライゼーション*の概念や心のバリアフリー*を浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援に取り組みます。

(4) 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防*を推進します。また、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

(5) 地域福祉の推進

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、複雑化、多様化、複合化している生活や福祉の課題に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。また、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

第5節 教育・文化・スポーツ分野

(1) 人権尊重教育の推進

全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障害などの人権課題について、学校教育や社会教育活動などを通じて考え、態度や行動につなげていけるよう、人権教育や男女共同参画を推進します。

(2) 生涯学習社会の振興

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興に取り組みます。

(3) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成の推進に向け、不登校状況にある児童・生徒の支援の充実や教育相談の充実を進めるとともに、学校や家庭、地域社会の連携の下、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進します。

(4) 個性を生かす学校教育の充実

児童・生徒一人一人の個性を生かす学校教育の充実に向け、教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、各学校の創意工夫の下、ＩＣＴ機器を有効活用しながら、ユニバーサルデザイン*を視点とした授業づくりや特別支援教育の充実などを進めます。

(5) 社会教育の推進

市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、誰もが学習やスポーツを楽しむことができる環境の整備等に取り組むとともに、本市の歴史を物語る文化財の保護と活用、伝統芸能保存活動への支援を継続します。

第6節 行財政分野

(1) 財政運営の健全化

財政運営の更なる健全化を進め、市民サービスの向上や市民要望への適切な対応が図られるよう、積極的な財源の確保に努めるとともに、歳出の削減につながる経常的な経費の削減、受益者負担の適正化や民間活力の導入等を進めます。

(2) 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション（自治体DX）を推進するとともに、情報資産を守るための取組を進めます。また、将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティマネジメント*を推進します。

(3) 組織・人事体制の活性化

多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、職員や組織の活性化に努めます。

また、大規模な自然災害等に対応するため、危機管理体制を強化します。

(4) 協働によるまちづくりの推進

協働によるまちづくりを推進するため、多様な手段により市政情報や本市の魅力を発信し、多様な主体と市政情報等の共有化に取り組むとともに、町内会・自治会、市民組織等への支援を通じて、市政運営への市民参加を推進します。

(5) 広域行政・広域連携の推進

人口減少社会を迎える中、限られた資源で広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、近隣自治体等との広域連携及び広域行政を推進します。

第5章 人口の展望（人口ビジョン）

第1節 今後の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30年（2018年）3月に公表した推計人口に基づき、本市の総人口及び年齢3区分別の人口を推計しました。

【推計の条件】

（1）推計期間

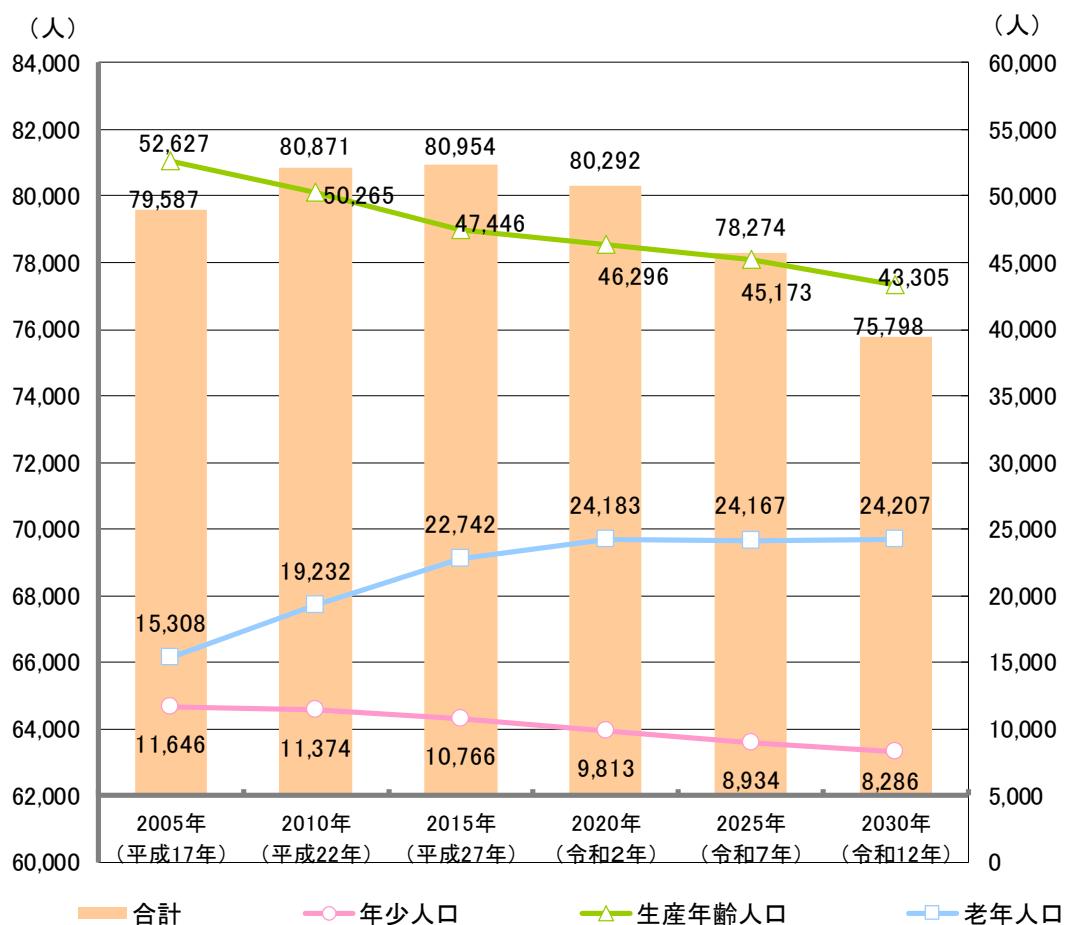
- 令和12年（2030年）までの5年ごとの推計です。

（2）推計方法

- 平成27年（2015年）国勢調査から得られる市区町村別の男女5歳階級別人口を基準とし、出生に関する仮定値として子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）及び0～4歳性比（0～4歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比を女性の数を100とした指数で表したもの）、死亡に関する仮定値として生残率、移動に関する仮定値として移動率を設定して将来人口推計を行っています。

新規施策の実施、既存施策の充実等を行わなかった場合において、令和12年度（2030年度）の人口は、概ね75,800人になると推計されます。

グラフ 8 今後の人団の見通し（社人研平成30年3月公表ベース）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0~14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	11.4%	10.9%
生産年齢人口割合 (15~64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.7%	57.1%
老人人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.9%	31.9%

<留意事項>

- 各年10月1日時点人口（平成17年（2005年）～平成27年（2015年）は国勢調査に基づく実績
- 令和2年（2020年）は住民基本台帳に基づく実績、令和7年（2025年）以降は推計値）

表5 人口の見通し（令和2年（2020年）と令和12年（2030年）の比較）

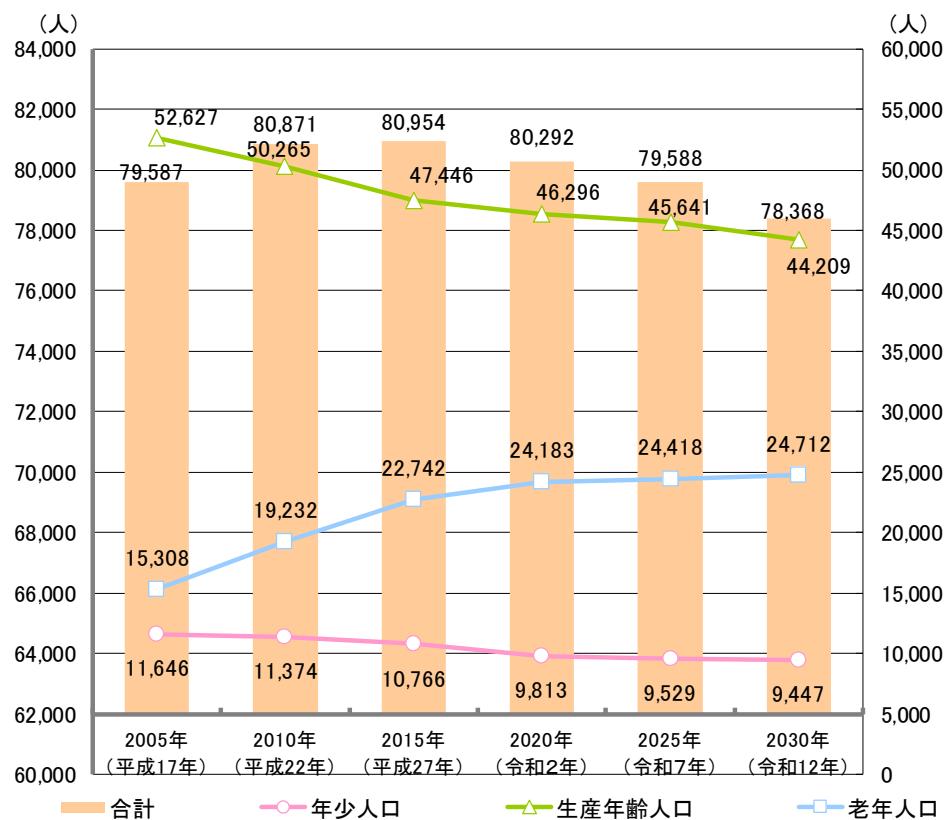
	令和2年（2020年）	令和12年（2030年）
総人口	80,292人	75,798人
年少人口 (対総人口割合)	9,813人 (12.2%)	8,296人 (10.9%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296人 (57.7%)	43,305人 (57.1%)
老人人口 (対総人口割合)	24,183人 (30.1%)	24,207人 (31.9%)

第2節 将来人口（シミュレーション）

第1節の推計結果をもとに、将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進し、将来の合計特殊出生率の向上、将来の純移動率の改善等を見込んだシミュレーションを行った結果、令和12年度（2030年度）において、概ね78,300人になると見込まれることから、78,300人台の人口の維持を目指します。

項目	向上又は改善の内容
合計特殊出生率	子育て支援策等の推進により、令和元年（2019年）で「1.3」である合計特殊出生率を令和12年度（2030年度）に「1.56」まで引上げる。
純移動率	まちづくり等の推進により純移動率の改善を図り、H30社人研ベース推計（令和12年度（2030年度））と比較し、人口を3パーセント程度増加させる。

グラフ 9 将来人口（シミュレーション結果）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	12.0%	12.1%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.3%	56.4%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.7%	31.5%

＜留意事項＞

- 各年10月1日時点人口（平成17年（2005年）～平成27年（2015年）は国勢調査に基づく実績

- ・令和2年（2020年）は住民基本台帳に基づく実績、令和7年（2025年）以降は合計特殊出生率の向上、生残率や純移動率の改善によるシミュレーションを実施

表6 あきる野市の将来人口フレーム

	令和2年（2020年）	令和12年（2030年）
総人口	80,292人	78,368人
年少人口 (対総人口割合)	9,813人 (12.2%)	9,447人 (12.1%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296人 (57.7%)	44,209人 (56.4%)
老年人口 (対総人口割合)	24,183人 (30.1%)	24,712人 (31.5%)

第6章 土地利用

本市は、秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成され、平坦部の秋留台地には、秋川や平井川に沿って、市街地と農地が広がっております。山間部には、森林が広がっています。

市では、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまちあきる野」の実現に向け、国土利用計画など、国、東京都における土地利用の考え方や本市の特性を踏まえながら、各種施策の推進により、適正な土地利用を図ります。

■ 適正な土地利用のイメージ

【調整中】（市街地、農地、森林、土地区画整理事業、今後利活用を検討している場所の写真を挿入予定）

第2部 基本計画・総論

第1章 基本計画の基本的事項

第1節 計画の位置付け

第2次総合計画・基本計画は、基本構想を実現するための施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状、課題と対応の方向性、基本方針、施策の成果目標、施策の内容を示します。

- ◆ 「都市整備分野」
- ◆ 「産業振興分野」
- ◆ 「市民生活・環境分野」
- ◆ 「保健福祉分野」
- ◆ 「教育・文化・スポーツ分野」
- ◆ 「行財政分野」

第2節 計画期間と目標年次

計画期間は、基本構想に示すとおり、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

第2次総合計画・基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。

◆ 前期基本計画：計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

目標年次：令和8年度（2026年度）

◆ 後期基本計画：計画期間：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）

目標年次：令和13年度（2031年度）

第3節 施策体系図

【計画の体系】

<将来都市像>

豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野

<基本理念1>

豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

<基本理念2>

地域の特性を活かした活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

<基本理念3>

安全・安心なまちづくりを進めよう

<基本理念4>

お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

<施策の大綱>

第1章 都市整備 分野

- 第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進
- 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成
- 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第2章 産業振興 分野

- 第1節 地域特性を生かした産業振興の促進
- 第2節 活力ある商工業の振興
- 第3節 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興
- 第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進
- 第5節 自然と調和した林業の推進
- 第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進

第3章 市民生活・環 境分野

- 第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進
- 第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
- 第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築
- 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第4章 保健福祉 分野

- 第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実
- 第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
- 第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実
- 第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
- 第5節 地域福祉の推進

第5章 教育・文化・ スポーツ分野

- 第1節 人権尊重教育の推進
- 第2節 生涯学習社会の振興
- 第3節 青少年の健全育成の推進
- 第4節 個性を生かす学校教育の充実
- 第5節 社会教育の推進

第6章 行財政 分野

- 第1節 財政運営の健全化
- 第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化
- 第3節 組織・人事体制の活性化
- 第4節 協働によるまちづくりの推進
- 第5節 広域行政・広域連携の推進

国土強靭化地域計画

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

第1節 前提条件の整理

将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野に位置付けた個別施策を推進するだけでなく、基本理念と施策、施策相互の関連性を意識する必要があります。

このため、将来都市像や基本理念を踏まえ、分野を超えた「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、国の動向、社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえた「重点施策」を設定し、6つの分野ごとの個別施策から重点施策に関連する個別施策を抽出しました。

◆まちづくりのテーマ、重点施策の設定の考え方



第2節 重点施策の設定

(1) 「まちづくりのテーマ」の設定

第1次計画・後期基本計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。

◆第1次計画・後期基本計画における3つのテーマ

- 1 安全・安心なまち
- 2 みんなが快適でいきいきと暮らせるまち
- 3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

第2次計画では、第1次計画・後期基本計画の3つのテーマを踏まえ、基本構想に定めた「将来都市像」「基本理念」に基づき、「まちづくりのテーマ」を設定します。テーマの設定に当たって着目した点は、次のとおりです。

◆着目した点

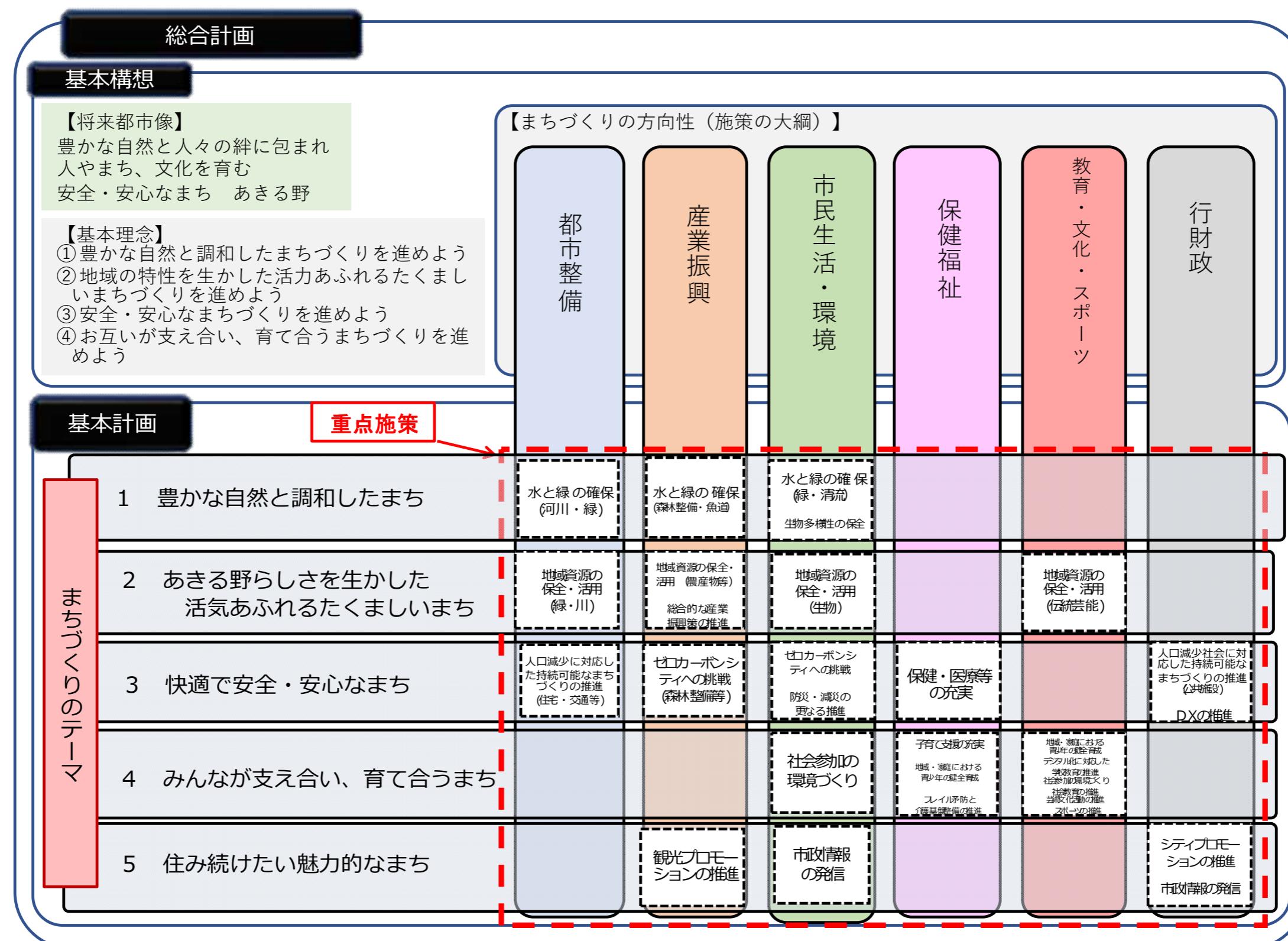
- 1 多くの市民が本市の長所と考えている「豊かな自然」の保全
- 2 自然災害の発生リスクの高まり等を背景とした「安全」「安心」を確保する必要性
- 3 「住みよさ」「快適さ」を強く求める市民の意向を踏まえながら、人口減少に対応したまちづくりの必要性
- 4 持続的なまちの発展に不可欠な「人づくり（支え合い・育成）」の必要性
- 5 技術革新に伴う社会経済構造の変化や地域間競争の激化等を踏まえた地域の「活力」の維持
- 6 「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の継続性

着目した点を踏まえ、下表の1～4の「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、効率的に実現していくため、市内外から、住み続けたいと思われる魅力的なまちとなるよう、本市の魅力発信等に着目した5つ目のテーマを設定しました。

◆まちづくりのテーマ

- 1 豊かな自然と調和したまち
- 2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
- 3 快適で安全・安心なまち
- 4 みんなが支え合い、育て合うまち
- 5 住み続けたい魅力的なまち

(2) 「まちづくりのテーマ」に沿った「重点施策」の設定



第3節 個別施策の抽出

5つのテーマごとに、重点施策を設定し、関連する個別施策を抽出しました。

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち

本市は、秋川、平井川等の河川と、森林や緑地、公園の緑など、郊外や市街地に多くの緑を有しています。森林等の緑の面積は、市域の約7割に及び、これらの清らかな水と豊かな緑は、本市の最大の特色となっています。また、市域の北部や南部の河岸段丘を中心に、多くの湧水が存在し、本市は、都内にありながら、自然が豊かなまちとして、広く認知されています。豊かな自然環境は、多くの市民から、本市の長所の一つとされ、本市の財産の一つであることから、将来にわたって引き継いでいけるよう、水と緑の確保に取り組みます。

→重点施策「水と緑の確保」を設定

本市の豊かな自然には、様々な動物、植物が息づいており、その中には、貴重な種も含まれています。こうしたことを背景に、本市は、都内でも数少ない「生物多様性地域戦略」を策定しています。今後も豊かな生物多様性を保全していくため、同戦略に基づき、希少動植物の保護、外来種対策の推進などに取り組みます。

→重点施策「生物多様性の保全」を設定

テーマ1 「豊かな自然と調和したまち」の重点施策

- ・水と緑の確保
- ・生物多様性の保全

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
水と緑の確保	第1章第2節1-① 緑確保の推進	83
	第1章第2節2-① 公園・緑地の適正管理	84
	第1章第2節2-② 崖線の緑地の保全	84
	第1章第3節4-① 河川施設の整備・維持管理	88
	第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	105
	第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進	105
	第3章第4節2-① 河川及び湧水池の水質保全	125
	第3章第4節2-② 雨水対策の推進	125
	第3章第4節3-① 保存緑地や公開緑地の指定の推進	125
生物多様性の保全	第3章第4節3-② 公共施設及び民間施設の緑化の推進	125
	第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進	124
	第3章第4節1-② 希少動植物保護の推進	124
	第3章第4節1-③ 外来種対策の推進	124

◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち

本市には、都内近郊にありながら、緑豊かな山々や清流などの恵まれた自然、豊富な観光資源や農業資源、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能が存在しており、これらは、本市の地域資源の一つとなっています。

本市の地域経済力をさらに高めるため、これらの地域資源を市民とともに守り育て、後世に引き継ぐとともに、本市に潤いをもたらす存在として、更に磨き上げるために、農業振興に向けた販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。

→重点施策「地域資源の保全・活用」を設定

圏央道等の整備により、本市の利便性は向上し、企業立地の可能性等が増しています。

また、既存の商店街においては、商工会や関係機関等により、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。

本市の地域経済力をさらに高めるため、道路交通網を生かした企業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等に引き続き取り組みます。

→重点施策「総合的な産業振興策の推進」を設定

テーマ2 「あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち」の重点施策

- ・ 地域資源の保全・活用
- ・ 総合的な産業振興策の推進

◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
地域資源の保全・活用	第1章第2節1-① 緑確保の推進	83
	第2章第3節3-③ 地域資源を生かしたツーリズムの確立	98
	第2章第4節2-① 農産物の販売施設の拡充	101
	第2章第4節2-③ 農産物のブランド化の推進	101
	第2章第4節3-② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進	102
	第2章第5節1-② 生産基盤の整備の推進	104
	第2章第5節1-③ 多摩産材の利用拡大の推進	104
	第2章第6節1-② 江戸前アユのブランド化	107
	第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進	124
	第5章第5節3-② 伝統芸能保存活動の支援	164
総合的な産業振興策の推進	第2章第1節1-② 計画的な企業立地の推進	91
	第2章第1節1-③ 産業振興体制の強化	91
	第2章第2節1-① 商工業者の育成	93
	第2章第2節1-② 起業・創業の支援	93
	第2章第2節2-① 活力と魅力ある商店街づくりの推進	94
	第2章第2節2-② 空き店舗の活用の促進	94

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち

地球温暖化による気候変動は、市民生活にも深刻な影響を及ぼしているとされ、国際的にも地球温暖化対策の推進が求められています。我が国においても、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を進めるとされていることから、本市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化対策を推進します。

→重点施策「ゼロカーボンシティへの挑戦」を設定

東日本大震災の記憶と経験に加え、近年、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心が高まっているとともに、災害に強いまちづくりの取組が求められています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助の考え方の浸透と市民の防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組みます。また、災害等による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靭化に取り組みます。

→重点施策「防災・減災の更なる推進」を設定

人口減少や高齢化の進行が確実である中、市民が快適に住み続けられる都市づくりが必要です。このため、適正な土地利用を促すとともに、空き家対策や汚水処理の在り方の検討、公共施設等の総合的管理などに取り組みます。また、交通弱者の増加を見据えながら、公共交通等の充実に取り組みます。

→重点施策「人口減少社会に対応したまちづくりの推進」を設定

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、保健・医療等への関心が大きく高まっています。こうしたことを踏まえ、誰もが安心して日常を過ごすことができるよう、健康づくりや予防体制、感染症対策、保健・医療提供体制の充実に取り組みます。

→重点施策「保健・医療等の充実」を設定

国では、社会全体のデジタル化の一環として、市民の利便性の向上に向け、自治体におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることとしています。市においても、こうした国の動きに対応し、情報セキュリティ対策の強化等を図りながら、行政手続きのオンライン化などのDXに取り組みます。

→重点施策「DXの推進」を設定

テーマ3 「快適で安全・安心なまち」の重点施策

- ・ゼロカーボンシティへの挑戦
- ・防災・減災の更なる推進
- ・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進
- ・保健・医療等の充実
- ・DXの推進

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
ゼロカーボンシティへの挑戦	第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	105
	第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進	105
	第3章第3節1-① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築	121
	第3章第3節1-② ごみ減量化の推進	121
	第3章第3節1-③ 食品ロス削減の推進	122
	第3章第3節2-① リサイクルシステムの充実	122
	第3章第3節2-② 資源回収の推進	122
	第3章第3節2-③ ごみの堆肥化の促進	122
	第3章第3節3-① 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進	122
防災・減災の更なる推進	第3章第3節3-② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進	122
	第3章第2節1-① 防災施設・設備等の充実	116
	第3章第2節1-② 人材の育成や地域防災力の強化	117
	第3章第2節1-③ 消防力の充実	117
	第3章第2節1-④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進	117
	第3章第2節1-⑤ 住宅の耐震化の推進	117

	第3章第2節1－⑥ 國土強靭化の推進	117
	第3章第2節1－⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化	117
人口減少 社会に対応した持続可能なまちづくりの推進	第1章第1節1－① 地区の特性に応じた適正な土地利用の推進	80
	第1章第3節2－① 既存の公共交通の維持及び利便性の向上	88
	第1章第3節2－② 地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進	88
	第6章第2節2－① 公共施設等の総合管理の推進	174
保健・医療等の充実	第4章第1節1－① 各種健康診査・検診等の充実	130
	第4章第1節1－② 地域における健康づくりの推進	130
	第4章第1節1－⑤ 心の健康づくりの推進	130
	第4章第1節2－① 予防接種の促進・充実	130
	第4章第1節2－② 感染症対策の充実	131
	第4章第1節3－① 医療と福祉の連携及び強化	131
DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	第6章第2節1－① I C Tの利活用の推進	173
	第6章第2節1－② 情報セキュリティ対策の強化	173
	第6章第3節1－① 効率的・効果的な組織の見直し	176
	第6章第4節2－① 市政情報の共有化	180

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加が必要です。そのためには、市民等が住み続けたい、また、多くの市外の方が本市に移り住みたいと思う環境づくりが必要です。このため、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージに対応した支援等に取り組み、地域においてみんなが支え合い、いきいきと暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。

働き手であり地域の担い手でもある若年層が、安心して出産し、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らせるよう、乳幼児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。

→重点施策「子育て支援の充実」を設定

本市の地域コミュニティに着目し、子どもたちの健全育成に当たっては、学校、家庭、地域の連携により、防犯活動等の見守りや、教育環境の充実に取り組みます。また、国による教育のデジタル化が進められていることを踏まえ、教育環境の整備などに加え、各学校の創意工夫の下、ＩＣＴ教育の充実に取り組みます。

→重点施策「地域・家庭における青少年の健全育成」「デジタル化に対応した学校教育の推進」を設定

町内会・自治会は、本市において地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割は、更に重要になっています。また、子どもたちの育成や伝統芸能の保存活動は、地域におけるつながりの創出や歴史文化の保存・伝承に貢献しています。こうした人と人との結びつきは、人の営みにおいて重要なものであることから、町内会・自治会への加入促進など、社会参加の環境づくりに取り組みます。

→重点施策「社会参加の環境づくり」を設定

高齢化の更なる進行が予測される中、市民が輝き続けられる社会を実現するためには、健康寿命を延ばす取組のほか、高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予

防・フレイル予防を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組みづくりに取り組みます。

→重点施策「フレイル予防と介護基盤整備の推進」を設定

社会教育活動、芸術文化活動、スポーツ活動は、あらゆる世代の市民等に学習や体験の機会を提供するとともに、心身の健康増進や体力向上につながるものであり、生活に潤いをもたらしてくれるものです。また、社会教育活動等を通じて、様々な仲間が増えるなど、人と人との絆の創出も期待されます。こうしたことから、社会教育等の推進に取り組みます。

→重点施策「社会教育の推進」「芸術文化活動の推進」「スポーツの推進」を設定

テーマ4 「みんなが支え合い、育て合うまち」の重点施策

- ・子育て支援の充実
- ・地域・家庭における青少年の健全育成
- ・デジタル化に対応した学校教育の推進
- ・社会参加の環境づくり
- ・フレイル予防と介護基盤整備の推進
- ・社会教育の推進
- ・芸術文化活動の推進
- ・スポーツの推進

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
子育て支援の充実	第4章第2節1-① 幼児教育・保育の充実	134
	第4章第2節1-② 成長段階に応じた健全育成	134
	第4章第2節1-③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	134
	第4章第2節2-① 母子とその家族の健康の保持・増進	134
	第4章第2節2-② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実	134
	第4章第2節2-③ 子育てに対する意識啓発と情報提供	134
	第4章第2節2-④ 子育てしやすい支援体制の充実	135
	第4章第2節2-⑤ ひとり親家庭等への支援の充実	135
	第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保	135
	第4章第2節3-② 子育てを支援する生活環境等の整備	135
地域・家庭における青少年の健全育成	第4章第2節3-③ 地域における子ども・子育て支援の推進	135
	第4章第2節3-④ 仕事と子育ての両立の推進	135
	第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保	135
	第5章第3節2-① 健全育成活動の充実	157
デジタル化に対応した学校教育の推進	第5章第3節2-② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実	157
	第5章第3節2-③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討	157
	第5章第4節1-② I C T 教育の充実	159
社会参加の環境づ	第5章第4節1-⑥ 教員の指導力の向上と働き方改革	160
	第5章第4節2-① 情報化社会に対応した教育環境の整備	161
社会参加の環境づ	第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進	112
	第3章第1節1-② 町内会・自治会の活性化の支援	112

くり	第5章第3節2－① 健全育成活動の充実 第5章第5節3－② 伝統芸能保存活動の支援	157 164
フレイル 予防と介 護基盤整 備の推進	第4章第4節1－① 健康づくりへの支援	142
	第4章第4節1－② 介護予防・フレイル予防の推進	142
	第4章第4節3－① 介護人材の確保・定着・育成	142
	第4章第4節3－② 介護サービスの質の確保	143
	第4章第4節3－③ 介護保険事業の基盤の整備	143
	第4章第4節3－④ 自立した生活への支援	143
社会教育 の推進	第4章第4節3－⑤ 家族介護者への支援	143
	第5章第5節1－② 社会教育事業の充実	164
芸術文化 活動の推 進	第5章第5節2－① 芸術文化事業の充実	164
スポーツ の推進	第5章第5節4－① ライフステージ、ライフスタイルに 応じたスポーツの推進	164
	第5章第5節4－③ 市の特性を生かしたスポーツの推進	165

◆テーマ5 住み続けたい魅力的なまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加のほか、交流人口や、国が提唱する関係人口の概念を取り入れながら、観光等で本市に訪れる方や、様々な形で本市に関わる方を増やしていくことが重要です。

このため、本市にお住まいの方に住み続けてもらえるよう、また、本市に関わる方等を増やすため、本市の魅力を知ってもらえるよう、観光プロモーションなどの様々な機会を通じて、本市の魅力を発信します。

また、本市に住み続けてもらうためには、本市への愛着を深め、誇りを持っていただくことが重要です。そのためには、本市のことをよく知り、まちづくりに参画いただく必要があることから、地域コミュニティの中心である町内会・自治会の加入促進や、協働のまちづくり等に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束等も見据え、海外からの来訪者等に分かりやすい表示等に取り組み、外国人にとってやさしいまちづくりを進めます。

→重点施策「観光プロモーションの推進」「シティプロモーションの推進」「市政情報の発信（市民に対する魅力の発信、共有）」を設定

テーマ5 「住み続けたい魅力的なまち」の重点施策

- ・観光プロモーションの推進
- ・シティプロモーションの推進
- ・市政情報の発信（市民に対する魅力の発信、共有）

◆テーマ5 住み続けたい魅力的なまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
観光プロモーションの推進	第2章第3節1-① 観光プロモーション事業の推進 第2章第3節1-② 広域観光連携事業の推進 第2章第3節1-③ 観光関連組織等との連携強化 第2章第3節3-⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進	96 97 97 98
シティプロモーションの推進	第6章第4節2-④ シティプロモーションの推進	180
市政情報の発信（市民に対する魅力の発信、共有）	第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進 第3章第1節2-① 外国人にやさしいまちづくりの推進 第6章第4節1-① 協働のまちづくりの推進 第6章第4節2-① 市政情報の共有化 第6章第4節2-② 広報の充実	112 113 179 180 180

第3章 基本計画とSDGsの関連性

第1節 SDGsの位置付けと考え方

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

我が国においても、平成28年（2016年）に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体が取り組むことの重要性が示されました。

これらのことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。先に示したとおり、SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、本計画の各種施策を着実に推進することで、本計画に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。

第2節 SDGsと施策との関係性

SDGsに掲げられた17の目標と169の具体的目標は、国際的な視点で設定されています（図1、次頁に掲載）。

 1 貧困をなくす	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	 2 飢餓をゼロに	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を実現しよう	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに実現しよう	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 6 安全な水とトイレを世界中に実現しよう	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてグリーンに実現しよう	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も実現しよう	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 10 人々間の不平等をなくす	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを実現しよう	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任つかう責任	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を実現しよう	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 地の豊かさを守ろう	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 16 平和と公正をすべての人に実現しよう	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図 1 SDGs に掲げられた 17 の目標

参考：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

このため、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities & Local Governments) が示す視点を基本にして、本計画の施策と SDGs の目標との関連性を対応表として整理しました（図 2、次頁に掲載）。

【図 2 の見方】

SDGs の 17 の目標を記載

章節	節	1 貧困をなくす	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を実現しよう	4 質の高い教育をみんなに実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に実現しよう	7 エネルギーをみんなにそしてグリーンに実現しよう	8 働きがいも経済成長も実現しよう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人々間の不平等をなくす
11	快適で住み続けられる都市づくりの推進									○	
12	綺麗かつ良好な都市景観の形成						○				
13	安全で利便性の高い都市基盤の充実			○			○			○	

本計画の施策を章・節ごとに記載

各施策と SDGs の各目標とで関わりが深い箇所に「○」を表示しています。この施策の推進により、SDGs の達成を目指すこととします。

章節	節	持続可能な開発目標 (SDGs)																
		1 貧困をなくそう	2 飲食をせきに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 繁栄がいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
11	快適で住み続けられる都市づくりの推進								○		○							
12	緑豊かで良好な都市景観の形成					○					○	○	○		○		○	
13	安全で利便性の高い都市基盤の充実		○			○			○		○	○			○			○
21	地域特性を生かした産業振興の促進								○	○								○
22	活力ある商工業の振興								○	○								
23	歩きたくなる街あかる野を目指した観光業の振興					○			○			○	○					○
24	消費志向に合わせた都市型農業の推進	○							○	○			○	○		○		○
25	自然と調和した林業の育成					○			○	○			○	○		○		○
26	秋川の資源を活用した水産振興の推進	○				○			○	○		○	○		○	○		
31	連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進			○				○			○							○
32	安全な暮らしを守る地域づくりの推進	○		○	○		○				○	○		○			○	○
33	清潔で快適な循環型社会システムの構築			○			○	○		○		○	○	○	○	○		○
34	水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進					○						○	○	○	○	○		○
41	市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実		○	○														○
42	安心して子どもを産み育てられる環境の整備	○	○	○	○	○			○		○						○	○
43	障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実	○		○	○				○		○	○					○	
44	高齢者が安心して生活できる福祉の充実	○	○	○	○	○			○		○	○						○
45	地域福祉の推進	○	○	○	○	○					○							○
51	人権尊重教育の推進	○			○	○			○		○						○	○
52	生涯学習社会の振興				○													
53	青少年の健全育成の推進				○				○								○	○
54	個性を生かす学校教育の充実			○	○	○			○		○	○						○
55	社会教育の推進			○	○							○						○
61	財政運営の健全化													○			○	○
62	行政体制・行政サービスの適正化・最適化					○				○	○	○	○			○	○	
63	組織・人事体制の活性化																○	
64	協働によるまちづくりの推進				○												○	○
65	広域行政・広域連携の推進	○		○	○				○		○		○	○		○	○	

図 2 SDGs の目標と施策との対応一覧

第3節 関わりの深いSDGsの目標

図2に示すとおり、本計画に位置付けられた28の施策は、SDGsの目標のいずれかに関連しており、また、SDGsに掲げられた17の目標も、本計画に位置付けられた施策のいずれかに関連しています。

SDGsの目標のうち、関連する施策数が多かったものは、次の3つとなります（上位3位まで）。

表1 関連する施策の多いSDGsの目標（上位3位）

目標	目標の内容	関連する 施策数
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	22
 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	14
 8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	13
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13

SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」では、先進国と開発途上国との連携に関する具体的目標のほか、官民や市民社会のパートナーシップの推進に関する具体的目標が位置付けられています。

市では、施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」は、施策全般に横断的に関わるものであることから、この目標に関連する施策数は非常に多くなっています。

また、これ以外では、まちづくりや経済成長、教育に関する目標に関連する施策が多くなっています。

第4章 計画の進捗管理方法

第1節 PDCAサイクルによる進捗管理

第2次計画が、「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包するものであること等を踏まえ、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向けて、本計画の各分野に設けた指標等を用いて、毎年度、施策の進捗管理を行い、必要に応じて、施策の推進方法の見直し等（改善）を行います。

また、次期基本計画の策定に当たっては、本計画の成果を検証し、次期基本計画に反映させていきます。

なお、進捗管理は、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）の手法を活用します。

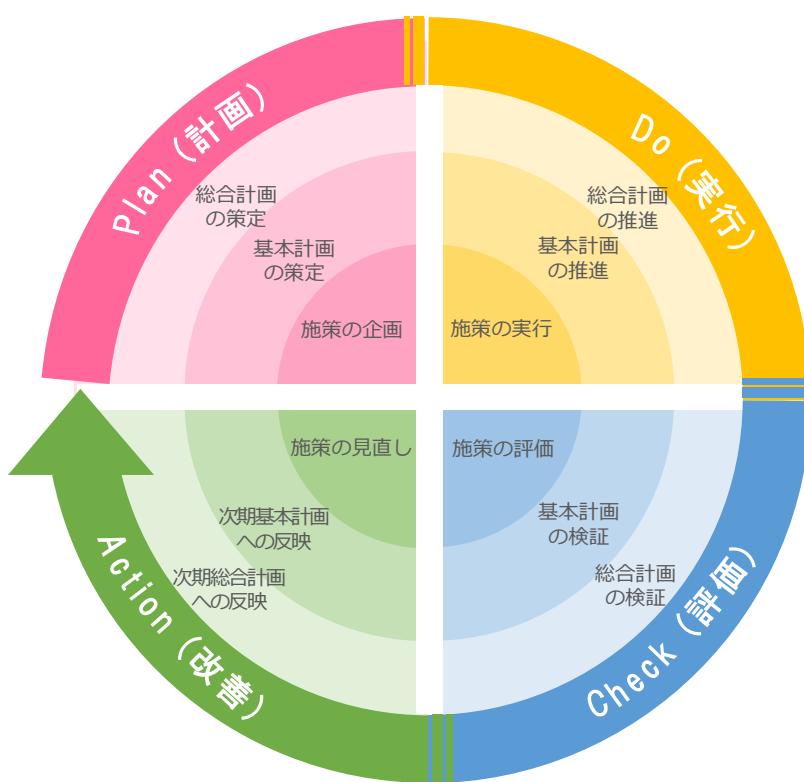


図 3 PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

第2節 進捗管理の体制

第1節で示す本計画の進捗管理は、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市に報告します。報告された結果は、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議にて審議します。

第5章 施策の見方（各論の読み方）

SDGsの17のゴールのうち、関連するゴールについて、アイコンを用いて表示しています。

市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進



● 現状

- 市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
現在、武藏引田駅北口土地区画整理事業を進めており、令和7年度に完了する見込みです。
- 市の行政区画 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地が7割を占めています。市街地は、台地部を中心に、既存の集落や土地区画整理事業等により形成されています。令和3年4月1日現在の市街化区域は 16.3% (1198.0ha)、市街化調整区域は 83.7% (6,136.0ha) となっています。
- 空き家について、防災・防犯、衛生上の観点から、適正管理や活用が求められているため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策に着手しました。

今後5年間を見据え、取り組むべき課題と対応の方向性を記述しています。

● 課題と対応の方向性

- 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや闇央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用の誘導が必要です。
- 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックの有効な活用などにより、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスponジ化対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。
- 人口減少や高齢化の進行などにより、管理されない（できない）空き家の増加が懸念されることから、あきる野市空家等対策計画に基づく総合的な空き家対策の更なる推進が必要です。

基本方針

- ・ 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- ・ 既存ストックの有効な活用などを図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

課題を解決するための基本的な方針を記述しています。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
まちづくり案の策定率	0%	100% (令和13年度)
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和7年度)
地区画整理事業進捗率 (事業費ベース)	5.5%	100% (令和7年度)
管理不全の空き家の是正済み件数	115件	200件
まちづくり案の策定率	0%	100% (令和13年度)

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果目標（アウトカム）がない場合は、活動指標（アウトプット）で示しています。年度合計、年度平均で表し、類型の場合は年度末までの累計です。
※特に記述がある場合を除く。

課題を解決するため、基本方針を踏まえ、具体的な施策や取組内容を記述しています。

施策の内容

個別施策のタイトル ●—● 1 計画的な土地利用の推進

個別施策を構成する、具体的な取組を記述しています。

① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。また、都市のスponジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間・公共の既存ストックを効率的に活用したまちづくりへと転換していきます。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区的土地利用転換の推進

初雁地区及び秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。また、国が定めた国土強靭化基本計画に基づき、開発行為等による大規模盛土造成地に対し、大規模地震における被害の防止・軽減及び復旧コストの低減のため、必要な指導等を行い、安全性の確保に努めます。

② 地区計画等を利用したまちづくりの推進

地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用した、地区単位のまちづくりのルールづくりを推進します。

③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進

市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理等により長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。

第3部 基本計画・各論

第1章

都市整備分野

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進



現状

- ・ 市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 市の行政区域 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地が7割を占めています。市街地は、台地部を中心に形成されています。また、市の全域は都市計画区域で令和3年4月1日現在の市街化区域は16.3%（1198.0ha）、市街化調整区域は83.7%（6,136.0ha）となっています。
- ・ 市では市内に点在する空き家について、防災、衛生上の観点から、適正管理を推進するほか利活用により空き家の解消を図るため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を進めています。

課題と対応の方向性

- ・ 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりや地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を今後も継続することが必要です。
- ・ 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックを有効に活用し、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスponジ化対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。

基本方針

- ・ 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- ・ 既存ストックの有効な活用のほか緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
まちづくり案の策定数	0 か所	2 か所 (令和 8 年度)
産業系土地利用面積 (武藏引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和 7 年度)
土地区画整理事業進捗率 (事業費ベース)	5.5%	100% (令和 7 年度)
管理不全の空き家の是正済み件数	115 件	200 件

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

① 地区の特性に応じた適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間や公共を問わず、地域の既存ストックを有効に活用していきます。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区及び秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。

② 地区計画等を利用したまちづくりの推進

地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用したまちづくりのルールづくりを推進します。

3 市街地の整備

① 土地区画整備事業による新市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに実施される土地区画整理事業は、組合等が主体となった民間施行による実施を検討します。

② 民間活力による新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区では、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。

③ 空き家の適正管理

空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を図り、市街地の荒廃や空洞化が発生しないよう、市街地の維持に努めます。

④ 既存ストックとしての空き家の活用

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進します。

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成



現状

- 本市の緑の総量は、約 5,100ha（市域の約 70%）に及んでおり、その大半が山地・丘陵地などの樹林地と農地です。また、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。
- 崖線部にある約 65ha の樹林（崖線緑地）は、非常に特色ある緑として貴重な存在であり、市では、野辺地区、雨間地区、牛沼地区の一部の河岸段丘を保存緑地として指定し、保全を図っています。
- 道路や公園などの公共施設においては、街路樹や公園施設として、緑の確保の取組を進めています。また、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を取り入れており、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。

課題と対応の方向性

- 市街地に存在する緑地について、市街地における空洞化への対応や、ゆとりある良好な市街地環境を創出することが必要です。
- 都市的土地利用を図る区域においては、適切かつ計画的な緑地の保全と創出を図ることが必要です。
- 道路や公園等は、継続的な維持管理が求められます。そのためには、通常の維持管理のみならず、市民との協働のまちづくりとして、現在取り組んでいるアダプト制度等を継続する必要があります。しかしながら、登録団体員の高齢化等により、団体数が減少傾向にあることから、協働のまちづくりを進めるためには、魅力的なきっかけづくりや意識の醸成等が必要です。

基本方針

- ・ 都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用を抑制し緑地空間の保全の二面性を確保していくため、公園や都市緑地等の保全・創出に努めます。
- ・ 市民が快適な生活を送ることができるように、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
緑豊かな都市環境の形成に対する満足度（「満足」「まあ満足」計）	24. 8%	30. 0%
崖線緑地の保全箇所数	3 か所	3 か所以上
アダプト制度登録団体数	5 団体	現状維持

施策の内容

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑確保の推進

保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしながら、緑の保全、創出及び活用に努めます。

② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを進めます。

③ 市民参加による地域づくり

市民の生活に密着した道路や公園等の地域づくりを推進するには、身近な環境づくりに対する市民意識の高揚や地域コミュニティの活性化を図る必要があるため、市自らも手本となる施策を検討し、市民参加を継続します。

2 公園・緑地の整備保全・創出

① 公園・緑地の適正管理

市民に親しまれ、憩いの場である公園は安全に利用できるよう、適切に管理するとともに、緑地機能の保全を図ります。また、公園機能の多様性について検討していきます。

② 崖線の緑地の保全

秋川や平井川などの河岸段丘に残された良好な崖線の緑地は、生物多様性保全の観点からも貴重であるため、保全を図ります。

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実



現状

- ・ 都市計画道路は 20 路線で、総延長が約 38,700m あり、令和 3 年度現在の整備済延長は 26,620m で、整備率は 68.8% になっています。
- ・ 市道の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。
- ・ 公共交通機関の一つである JR 五日市線の 1 日平均の乗車人員は、平成 20 年度以降概ね減少傾向であり、令和 2 年度の市内 5 駅合計の 1 日平均の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961 人となっています。
- ・ 高齢化や人口減少などにより、公共交通の空白地域を中心に交通弱者が増加することが予想されます。このため、市では、公共交通実証実験等を通じて、持続可能な公共交通網の構築に向け、公共交通の整備手法などの検討を進めています。
- ・ 公共下水道の令和 3 年 3 月 31 日現在の整備率は、都市計画決定面積約 1,659ha のうち、80.47%（約 1,335ha）となっています。
- ・ 市内には、秋川、平井川、多摩川の 3 水系及びその流域が存在し、国、東京都及び市の河川管理者により、維持・管理を行ってきました。

課題と対応の方向性

- ・ 東京都における都市計画道路の整備方針に基づき、幹線道路網の骨格となる都市計画道路の整備が必要です。
- ・ 市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが必要です。

- ・ 道路の舗装・付属物の老朽化により、歩行者や自転車、自動車の通行に支障が生じることがないよう、維持補修の充実が必要です。
- ・ 公共交通の利用者の減少は、運行便数に影響を及ぼす可能性があることから、公共交通の維持に向けて、利用者の増加に向けた取組が必要です。また、利用者の利便性の一層の向上や輸送力の強化に向け、公共交通事業者への働きかけが必要です。
- ・ 高齢者、交通手段を持たない市民などを対象とした移動手段の確保が求められており、公共交通対策の充実が必要です。
- ・ 公共下水道の整備を進めるとともに、下水道管きょの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組む必要があります。
- ・ 市内の法定外河川は、法定河川を管理する国や東京都と連携し、河川の維持・保全を行っています。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえ、治水や利水に対応した河川整備の在り方を検討する必要があります。

基本方針

- ・ 今後の交通需要等を注視しながら、都市計画道路等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備等に取り組みます。
- ・ 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、自動車の通行だけではなく、自転車や歩行者への通行にも配慮した道路整備を進めます。
- ・ 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、汚水処理の推進などに取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
都市計画道路の整備率	68. 8%	72. 0%
舗装の修繕工事の延長	—	1, 000m
市内全域の公共交通網の構築	未構築	構築又は構築の 目途が立っている
汚水人口普及率	96. 5%	99. 0% (令和 7 年度)

施策の内容

1 道路の整備

① 道路の整備の推進

東京都における都市計画道路の整備方針に基づく都市計画道路の整備を推進・促進します。また、面的整備などの手法も取り入れつつ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格形成を図ります。

② 道路施設の整備・維持管理

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、道路施設の整備・維持管理を推進します。

③ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、維持管理・更新を推進します。

2 交通体系の整備

① 既存の公共交通の維持及び利便性の向上

既存の公共交通を可能な限り維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策を継続します。また、公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努めます。

② 地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進

地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画等との連動性を考慮しながら、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じて、公共交通空白地域の解消などの公共交通対策に取り組みます。

③ 公共交通の利用に関する意識啓発

公共交通の維持・導入に当たっては、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発に取り組みます。

3 汚水処理による持続可能な公共水域の保全

① 下水道整備事業の推進

下水道事業経営戦略及び策定作業を進めている（仮）汚水整備計画に基づき、下水道整備事業を推進します。

② 下水道施設の維持管理

下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。

4 河川の整備

① 河川施設の整備・維持管理

河川の維持・保全とともに、治水・利水整備について検討します。必要に応じて、自然に近く良好な水辺環境を損なわぬよう配慮します。

第2章

産業振興分野

第1節 地域特性を生かした産業振興の促進

第2節 活力ある商工業の振興

第3節 あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

第5節 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進

第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進

第1節 地域特性を生かした産業振興の促進



現状

- 市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘致するために秋留台西地区、小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、これまでに多くの事業者が進出しています。
- 市街化区域内における産業系土地利用の割合は、平成28年3月現在9.5%となっており、西多摩（奥多摩町と檜原村を除く6市町）の割合の23.9%を大きく下回っています。
- 圏央道が東名高速道路や東北自動車道などに接続され、物流の広域的なネットワークが形成されたことから、産業系土地利用への期待が高まってきています。
- 区画整理が進められている武蔵引田駅周辺地区や東京都の所有地である秋川高校跡地の土地利用について注目されています。
- 市内の事業所数等は、平成28年時点（経済産業省「経済センサス活動調査」による）で2,349事業所、従業者数21,510人となっており、平成26年と比べると共に減少しています。

課題と対応の方向性

- 本市の経済基盤の強化に向け、都心からの近接性や圏央道等の整備効果などの優位性等を生かした産業振興が必要です。
- 職住の調和した産業系複合市街地の形成に向け、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地における土地利用の取組が必要です。
- 地域産業の振興と持続的な発展に向けて、事業承継の支援や起業しやすい環境の整備などが必要です。

基本方針

- ・ 地域経済力を強化するため、圏央道の整備効果による物流の広域的ネットワークと地域特性を生かした産業振興を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和 7 年度)
事業所の従業者数	21,510 人 (平成 28 年度)	維持

施策の内容

1 産業振興の推進

① 総合的な産業振興の推進

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を生かしながら、新たな産業の創出・育成に向けて、計画的な産業振興策等を検討します。

② 計画的な企業立地の推進

周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しながら、地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

③ 産業振興体制の強化

圏央道の整備効果などを踏まえ、新たな企業と連携したまちづくりや産業振興が推進できる体制・仕組みづくりについて検討します。

第2節 活力ある商工業の振興



現状

- ・ 市では、商店街振興プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進しています。
- ・ 広域的な集客力をもつ商業施設の進出や消費スタイルの多様化を背景に、全国的に商店街の平均店舗数が減少し、空き店舗等が増加している中、本市においては、空き店舗対策等の商店街づくりの取組の効果などから、1商店街当たりの平均店舗数が、ここ数年では増加傾向にあります。
- ・ 技術革新や経済のグローバル化などが進展する中、企業では、I C T 技術を活用したDXによるビジネスモデルや組織を変革する取組が始まっています。
- ・ あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta (ビスタ) が平成29年度に実施したあきる野商工会の会員へのアンケート調査では、経営者のうち、60歳代以上が約8割を占めており、その6割以上が事業を継続させたいと回答しています。
- ・ あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta の利用件数は年々増加傾向にあり、平成28年度の開設以降、5年間の起業実績は69人に達しています。

課題と対応の方向性

- ・ 今後の少子化による人口減少などから、本市においても店舗数の減少や空き店舗の増加が予測されることから、引き続き、空き店舗対策等の商店街の活性化に取り組むことが必要です。
- ・ 企業によるDX推進等の動向を踏まえ、地域産業の更なる育成に取り組むことが必要です。
- ・ 事業を継続させたいという経営者の意向を踏まえ、事業承継や後継者の育成などの継続的な取組が必要です。

基本方針

- ・ 商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、まちづくりの視点をもって商店街の集客力向上や活性化の取組などを支援します。
- ・ 既存の商工業者に対する事業承継や起業を志す方などの支援、融資制度の充実などに努め、活力ある商工業の振興を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
商店会の会員数	330 人	維持
商工会の加入率	62%	維持
Bi@Sta 利用者の創業件数 (開設以降の累計値)	69 件	151 件

施策の内容

1 商工業者の支援

① 商工業者の育成

商工会や関連機関との連携により、人材の確保や事業承継の支援を推進するとともに、専門家による経営改善や販路拡大を図り、併せて資金調達や設備導入等を支援します。

② 起業・創業の支援

地域産業の情報発信を強化しながら、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta において、引き続き起業・創業を支援します。

2 商工業の振興

① 活力と魅力ある商店街づくりの推進

商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進します。

② 空き店舗の活用の促進

空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行うことで、空き店舗の活用を促進します。

③ 特色ある店舗づくりの支援

商店街のセールや地域イベントとの連携など、地域特性を生かした事業展開や専門家の活用などにより、特色ある店舗づくりを支援します。

④ I C T等の活用の促進

商工業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、I C T等の活用を促進します。

第3節 あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興



現状

- 本市には、四季折々に表情を変える山々や秋川渓谷などの豊かな自然環境、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能、貴重な地質・地形その他の自然遺産など、観光まちづくりに活用できる地域資源が豊富に存在しています。
- 市では、地域住民や商工業者、農業者、観光業者などとの連携の下、地域資源の象徴である「秋川渓谷」のブランド化などに取り組んでいます。
- 観光キャラバンの実施や秋川渓谷五日市観光情報コーナーの運用、各種パンフレットの作成、SNSを活用したプロモーション活動等により平成29年の年間入込観光客数は、250万人を超えていました。また、インスタグラムにおける秋川渓谷の登録数は、令和3年10月現在45,000件を超えていました。マイクロツーリズムへの関心も高まる中、国内外における秋川渓谷の認知度は向上しています。
- 高度情報社会の進展により、インターネットやSNS等の活用や映像等による情報発信の重要性が更に高まっています。

課題と対応の方向性

- 持続的な地域経済の発展に向け、地域住民や商工業者、農業者、観光業者などとの連携を深め、観光産業を発展させることが必要です。
- 「秋川渓谷」のブランド化に向け、観光施設や観光ルート、駐車場、観光トイレ等の環境整備に取り組む必要があります。また、地域資源を活用したツーリズムの確立に継続して取り組む必要があります。
- 本市の魅力発信に向け、これまでの観光キャラバンなどの取組に加え、インターネットやSNS等の更なる活用に取り組む必要があります。また、アフターコロナを見据え、観光用誘導標識の多言語化等に取り組む必要があります。

基本方針

- ・ 東京のふるさと・あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展を目指す「観光都市あきる野」の取組を推進します。
- ・ 地域住民や商工業者、農業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
年間入込観光客数	250.5 万人/年 (平成 29 年度)	250.5 万人/年 (令和 5 年度)
秋川渓谷 Wi-Fi (アクセス数)	90,226 件	91,000 件
あきる野市観光情報 Facebook ページファン数	2,976 人	3,600 人
秋川渓谷 LINE アカウント友達数	2,649 人	3,200 人

施策の内容

1 総合的な観光まちづくりの推進

① 観光プロモーション事業の推進

観光パンフレット・ポスター、市ホームページ、SNS 等のツールを活用した情報発信、観光事業者等と連携した観光キャラバンを実施し、秋川渓谷の更なるブランド化を推進します。

② 広域観光連携事業の推進

近隣自治体と連携した広域的な観光イベント等の実施により、本市の観光情報や魅力の発信を推進します。

③ 観光関連組織等との連携強化

秋川渓谷観光関係機関連絡会等との連携により、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを計画・展開することで効果的な誘客を図ります。

④ 国際化対応の推進

多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客の受入体制の整備・充実を図ります。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

① 観光情報基盤の充実

観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光サイン等のインフラ整備、市ホームページ、SNSをはじめとした観光情報発信ツールの拡充を進めます。

② 観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実

観光客が快適に市内を回遊できるよう、観光駐車場や公衆トイレの計画的な整備を進めるとともに、地域との協働による維持管理を行います。

③ 市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進

公共交通事業者等との連携を強化し、観光拠点へのアクセスを向上させ、市内を回遊させる交通ネットワーク、観光ルートの景観整備、観光サインの整備を推進します。

3 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出

① 観光拠点の魅力アップ整備の推進

秋川渓谷観光の拠点施設である「秋川渓谷瀬音の湯」及び「秋川渓谷戸倉体験研修センター」において、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、施設の適正な維持管理・整備を進めます。

② 観光ルートの整備の推進

市民や観光客が楽しく散策できるよう、ハイキングコース等の観光ルートの整備を推進します。また、観光パンフレットを作成し、観光ルートの利用の促進に取り組みます。

③ 地域資源を生かしたツーリズムの確立

地域資源を活用した持続可能なツーリズムを推進するため、観光まちづくりの取組を進めるとともに、広域的な魅力ある観光圏の形成、人材育成等に取り組みます。

④ 集客性の高いイベントの支援

観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図るとともに、市のイメージアップを推進するため、観光協会、地域団体等が実施するイベントを支援します。

⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

秋川渓谷の魅力を発信するため、首都圏からの観光客をターゲットとした観光プロモーションを開催し、秋川渓谷の魅力を発信するとともに、歴史・文化や地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進



現状

- 市では、農業振興計画に基づき、新たな担い手の育成・確保、直売所の充実や遊休農地の有効活用、食の取組など、地産地消型農業を基本とした農業振興を推進しています。
- 農業従事者の高齢化が進行していることに伴い、担い手となる新規就農者を育成・確保する仕組みづくりが必要であることから、農業委員会や関係機関と連携して、農業者の育成を進めています。
- 農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地化が問題となっています。そのため、遊休農地を再生し、農業経営の規模拡大を図るなど、直売所に農産物を供給する農地として活用しています。
- 市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する地産地消型農業を推進しています。
- サルやイノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物被害が深刻化しています。

課題と対応の方向性

- 本市の農業を継続するため、担い手となる農業者の育成に引き続き取り組むことが必要です。
- 農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地化が更に進行する可能性があることから、利用集積等により、農地の有効活用を進める必要があります。
- 地産地消型農業の推進に向け、直売所がより市民等に利用されるよう、年間を通じて安定的に農畜産物を供給できる体制を整える必要があります。

- 農作物被害をもたらす有害鳥獣対策に取り組み、農業経営者の生産意欲の向上と農業経営の安定化を図ることが必要です。
- 今後の人ロ減少社会を見据え、農地の基盤整備や新たな農業形態としての観光・体験農園など、農業振興策の研究や検討を進める必要があります。

基本方針

- 持続的発展が可能な地域農業の実現を目指して、消費者の志向に合ったあきる野ならではの地産地消型農業を更に推進します。
- 消費者がより良い農産品を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境にやさしい農業の振興を図ります。
- 持続的な農業振興に向け、方策の研究・検討を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
新規就農者数	6人	12人
農産物等の地域ブランド数 (東京都地域産業資源指定)	5件	維持・拡大
直売所会員売上額（市内3か所）	37,039万円	40,000万円
農地の利用集積（利用権の設定）	151ha	211ha
耕作放棄地面積	58ha (2015農業センサス)	減少

施策の内容

1 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成

農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や他分野からの新規就農者の確保・育成を図ります。

2 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充

3か所の共同直売所（秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、秋川渓谷瀬音の湯物産販売所「朝露」）の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

② 安全・安心な農畜産物の供給

農薬の適正使用を図るため、秋川・五日市のファーマーズセンターの会員である農業者が生産履歴の記録と報告を継続するとともに、「東京都エコ農産物認証制度」の普及・啓発を行うなど、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大とともに、スイートコーンをはじめ、新たな農産物や加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が土に親しみ、農業への理解を深めるとともに、農業に関心をもつ市民等が農業指導を受けられる市民農園の機能の充実や農業者との交流の深化を図るため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」の取組を通じて、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

3 生産環境の整備

① 優良農地の保全

農業振興地域内農用地などの一団の農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。

② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進

効率的かつ安定的な農業経営に向け、遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効活用を促進します。

③ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適切な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。また、狩猟免許保有者の確保などを図るため、市民や農業者などで組織される「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援をします。

4 農業振興策の検討等

① 農業振興策の研究・検討

人口減少社会を見据え、農業従事者等の減少が予測される中、持続的な農業振興に向け、農地の基盤整備や新たな農業形態としての観光・体験農園など、農業振興策の研究・検討を進めます。

第5節 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進



現状

- 市域の約 60% (4,395ha) を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林であり、その面積は 3,305ha (人工林率 75%) となっています。このスギとヒノキの多くは、木材として利用可能な 50 年生以上が多く、25 年生以下の若い森林が少ないなど、偏った林齢構成となっています。
- 国内の木材自給率は回復してきていますが、外国産材の輸入や生産コストの増大などによる木材価格の長期低迷は続いており、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少・高齢化が進んでいます。さらに、人工林の伐採の停滞や間伐などの保育管理が進まないことから、人工林の荒廃や人工林から飛散する花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
- 市では、市民や企業などとの協働による森づくりを進めるとともに、森林整備計画に基づき、林業経営の安定化や森林の公益的機能を高める施業の推進、路網整備や多摩産材の利用拡大の推進などに取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 伐期を迎えた豊富な森林資源の活用、林業の担い手の確保・育成、施業の効率化・低コスト化の推進など、林業経営基盤の整備に取り組むことが必要です。
- 間伐等による森林の健全化、市民や企業などとの協働による森づくりの拡充など、公益的機能の維持増進に取り組む必要があります。

基本方針

- 森林整備計画を推進するため、森林の有する多面的機能を発揮させ、その維持増進を図り、地域の特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林の育成や自然と調和した林業を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
林道開設計画（市施工分）	28m	100m
森林経営管理制度意向調査の実施件数（累計）	0件	60件
森林再生事業の実施面積	68ha	70ha
協働による森づくりの協定件数	3件	維持・拡大

施策の内容

1 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者と後継者の確保・育成、施業の集約化につながる作業路網整備、高性能林業機械やスマート林業の導入による効率化・低コスト化などを推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進

施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した路網の整備（林道の開設・改良等）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材の利用拡大の推進

林業の再生や木材関連産業の活性化、森林の循環を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材の利用拡大を推進します。

④ 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発に取り組みます。

2 公益的機能の維持増進

① 公益的機能の發揮を重視した森林施業の推進

森林が果たしている、水源の涵養、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収、酸素の供給などの公益的機能の維持増進を図るため、間伐等に対する支援を行うとともに、森林の循環を進め、林齢構成を平準化するための事業や森林保全のための治山事業等を積極的に東京都に働きかけ、森林施業を推進します。

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民や企業・自治体、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進します。

第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進



現状

- 秋川では、アユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が行われています。
- 市では、水産資源の保護育成に向け、関係機関との連携の下、魚道の維持・管理等に取り組んでいます。
- 東京都では、多摩川におけるアユの遡上調査を行っており、令和2年では、推定37万尾の遡上が確認されました。これらのアユが、かつては江戸幕府へ上納されていた「江戸前アユ」のように、水産資源として活用されることが期待されます。

課題と対応の方向性

- 災害や環境変化による河川環境の悪化に対応するため、引き続き魚道の維持・管理に取り組むことが必要です。
- 水産振興に向け、アユのブランド化等を進めることができます。

基本方針

- 水質の改善や魚道の改修等により、アユが遡上し続けられるような魚道環境の維持・管理に取り組みます。
- アユのブランド化を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
魚道の維持・管理件数	4件	維持

施策の内容

1 水産振興の推進

① 魚道の維持・管理

魚道の設置目的である「魚が常に遡上、降下できる河川」を実現するため、国、東京都及び関係市町村と連携して魚道の機能回復及び改修等に取り組んでいきます。

② 江戸前アユのブランド化

東京湾から遡上する天然アユの遡上促進が図られるよう調査等に努めるとともに、アユのブランド化に取り組みます。

第3章

市民生活・環境分野

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文

化共生社会の推進

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進



現状

- 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。令和3年度に83町内会・自治会に加入している世帯数は、16,159世帯（加入率44.6%）で、加入率は10年前に比べて13.6ポイント減少しています。
- 町内会・自治会は、本市において、地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、まちづくり等で果たす役割がより大きくなることが予想されます。
- 地域の課題等の解決に向け、市民や市民活動団体、民間団体の参画の下、防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が活動しています。
- コミュニティ会館や学習等供用施設などを利用し、サークル活動などを行っている地域コミュニティ団体について、令和2年度の会館利用件数は、1,825件となっており、10年前と比べると約5割に減少しています。
- 令和3年1月31日現在の外国人住民は、1,057人となっています。出入国及び難民認定法の改正等に伴い、本市における外国人住民の数は増加傾向であるとともに、今後は、外国人材が様々な場面で活躍すると予想されます。
- 平成10年にマールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。

課題と対応の方向性

- 地域コミュニティの維持・活性化に向け、町内会・自治会や、各種団体への継続的な支援が必要です。

- ・ 地域のつながりを生み出す地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、継続的な支援が必要です。
- ・ 外国人住民が本市で安心して暮らしていくよう、異文化の理解促進や外国人にやさしいまちづくりが必要です。
- ・ グローバル化が進行する中、豊かな国際感覚を持ち国際社会の一員として活躍できる人材を育成するため、海外でホームステイを体験する中学生やアメリカの子どもたちを受け入れる家庭、学校、地域において、異文化理解の促進が必要です。

基本方針

- ・ 地域コミュニティの強化に向け、町内会・自治会の活動や加入促進の支援、防災・安心地域委員会などの各種団体の支援、地域コミュニティ団体への活動の場の提供などに取り組みます。
- ・ 市民が郷土に誇りをもち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。
- ・ 外国人住民が、本市で安心して暮らしていくように、多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率	46.5%	維持・向上
コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	1,825件	維持・拡大
国際化の推進の満足度	5.0%	30.0%

施策の内容

1 地域コミュニティの活性化

① 町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業協会等の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。

② 町内会・自治会の活性化の支援

高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に即した町内会・自治会運営への改革を支援します。また、円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

③ 町内会・自治会活動の支援

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

④ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

⑤ 各種団体の支援

防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が安定して活動できるよう、情報や資材、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を行います。

⑥ 地域コミュニティ団体の支援

市内の各地域で組織されている地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、コミュニティ会館や学習等供用施設を活動の場として提供します。

2 多文化共生社会の推進

① 外国人にやさしいまちづくりの推進

人種や国籍に関わらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等に取り組みます。

また、ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラムの追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

② 国際化推進体制の充実と関係団体への支援

国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援します。

③ 国際交流活動の推進

国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールボロウ市生徒の受け入れなど、米国をはじめとする国々との交流を推進します。

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進



現状

- 平成 12 年、国において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が制定されました。本法に基づき、東京都により市内では「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」778 か所、「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」740 か所が指定されています。
- 市では、地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会、町内会・自治会などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー」を育成しています。令和 3 年 3 月現在の認定者は 805 人となっています。
- 近年日本各地で大雨による災害が発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震など、近い将来、大規模地震の発生が予測されていることから、災害に対する関心は一層高まっています。
- 消防団は、火災予防啓発と火災時の消火活動をはじめ、台風等災害対応において、防火・防災の要として活動しています。その一方で、近年、就労形態の多様化や対象年齢層の減少などにより、団員数は減少傾向にあります。
- 市内の刑法犯等の犯罪件数は、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等との連携により減少傾向にあります。
- 市では、交通事故等を防ぐために、町内会・自治会、交通安全協会などの各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署、学校等教育機関と連携し、交通安全思想の普及・啓発により、交通安全対策に取り組んでいます。
また、特殊詐欺は手口が様々で巧妙化しているため、町内会・自治会、金融機関、警察等様々な関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでいます。
- 本市は、平成 28 年 4 月 1 日に、世界平和や人権尊重の思いを込めた市民憲章の趣旨に則り、平和首長会議に加盟しています。

- ・ 公害に関する苦情は、平成 29 年度（178 件）以降は減少傾向であり、令和 2 年度は、108 件となっています。

課題と対応の方向性

- ・ 「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」の指定から、地域防災計画等を踏まえ、土砂災害に対する取組を進めることができます。
- ・ 東日本大震災以降の災害に強いまちづくりや地域における防災活動の重要性の高まりや、災害に対する関心の高まりから、これまで以上に、「自助・共助」意識の醸成を推進することが必要です。
- ・ 消防団が組織的に充実した活動が展開できるよう、団員の確保に取り組むことが必要です。
- ・ 犯罪が発生しないまちづくりに向け、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等が、今後も連携し取り組んでいける環境づくりが必要です。
- ・ 交通事故等を防ぐために、子どもから高齢者までの通勤、通学、買い物等、日常の生活様式を踏まえながら、一人一人が交通安全意識を高くもつことが必要です。このためには、今後も引き続き、各種関係団体との連携の下、交通安全思想の普及・啓発に取り組むことが必要です。
また、各種関係団体との連携により、今後も特殊詐欺の被害防止対策に取り組むことが必要です。
- ・ 本市の平和を維持していくため、今後は、市民とともに、平和に関する取組を進める必要があります。
- ・ 市民の健康と安全を確保するため、公害防止に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力の向上に取り組みます。
- ・ 交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、

市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
地域防災リーダー数	805人	1,200人
消防団員数	357人 (令和3年4月1日)	450人
家庭内備蓄の実施率	53.6% (平成28年度)	70.0%
犯罪率 (人口千人あたりの刑法犯認知件数)	0.33%	0.25%
人身事故件数（市内発生分）	164件	減少
非核平和都市宣言の発信	宣言していない	宣言している
環境基準の達成率（大気、水質等）	96.9%	98.0%

施策の内容

1 防災・消防対策の推進

① 防災施設・設備等の充実

地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進します。

地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図ります。

② 人材の育成や地域防災力の強化

災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

また、地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。

市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者に周知し、防災意識の向上を図ります。また、市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努めます。

③ 消防力の充実

消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。

④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における避難行動要援護者の支援方法と支援体制づくりを推進します。

⑤ 住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に掛かる経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。

⑥ 国土強靭化の推進

大規模自然災害などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靭化地域計画に基づき、国土強靭化の取組を推進し、防災・減災につなげます。

⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化

災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制を強化するとともに、近隣自治体や医療機関との連携による災害時医療体制の充実を図ります。

また、大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、受援計画を策定します。その後も継続して検証と見直しを行うことで、受援体制の向上を図ります。

さらに、近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受け入れなどの応援体制の在り方についても、検討を進めていきます。

2 防犯対策の推進

① 防犯意識の普及・啓発及び向上

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図ります。

② 防犯体制の充実

町内会・自治会や警察等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。

3 交通安全の推進

① 交通安全運動等の推進

交通事故防止に向け、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

② 駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等

駅周辺の良好な交通環境を維持するため、駅周辺の自転車利用状況を把握するとともに、自転車駐輪場の適正管理等に努めます。

4 平和なまちづくりの推進

① 非核平和都市宣言の発信

市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信します。

② 平和を学ぶ取組の推進

幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶため、平和に関する展示など、市民等の平和に関する意識啓発を行うとともに、市民を広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進します。

5 公害防止の推進と生活環境の保全

① 公害知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壤等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築



現状

- 市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を目指して、ごみの衛生的な処理処分、市民と事業者と行政の協働によるごみの減量化や資源化を更に推進しています。
- 令和2年度の市民1人当たりの1日のごみの排出量は809.5gとなっており、10年前に比べて13.7g程度増加しており、多摩地域の平均と比べても112.0g多くなっています。
- 令和2年度の総資源化率は33.1%となっており、10年前に比べて6.4ポイント増加しています。
- 市では、地球温暖化対策地域推進計画及び第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、本市から排出される温室効果ガスの削減に向け、家庭（市民）・事業所（事業者）及び市が一体となって、地球温暖化対策を推進しています。

課題と対応の方向性

- 更なるごみの減量化を推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むことが必要です。
- 限りある資源を一層有効に利用するため、3Rの取組を推進するとともに、意識啓発を図ることが必要です。
- ゼロカーボンシティに向け、家庭（市民）・事業所（事業者）及び市が一体となった地球温暖化対策の更なる推進が必要です。

基本方針

- 清潔で快適な循環型社会システムの構築に向け、更なるごみの発生防止や減量化・資源化などを推進します。
- 地球規模の環境問題である温暖化に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	809. 5g	803. 7g
総資源化率	33. 1%	34. 3%
市内の二酸化炭素排出量 (平成 30 年度)	296 千 t-CO ₂	169 千 t-CO ₂ (令和 12 年度)
市役所の二酸化炭素排出量 (令和元年度)	6587. 3t-CO ₂	4789t-CO ₂ (令和 12 年度)

施策の内容

1 ゴミの減量化と適正処理の推進

① ゴミの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築

一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処理までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図ります。また、資源とごみの出し方カレンダーの充実、「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげていきます。

収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートの選定や環境に配慮した収集車の導入の推奨を図ります。

② ゴミ減量化の推進

環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減に取り組みます。また、生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促します。これらにより、ごみの減量化を推進します。

③ 食品ロス削減の推進

本来、食べることができるにもかかわらず、捨てられている食品の削減（食品ロスの削減）に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発に取り組みます。

④ 環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。

2 リサイクルの推進

① リサイクルシステムの充実

市民、事業所、行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源回収の推進

資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。

③ ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器の貸与やコンポスト容器の購入費補助などの様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

3 地球温暖化対策の推進

① 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティに向け、国や東京都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸收源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。

② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進

地球温暖化など環境への負荷を軽減するため、本市の自然や道路環境等を踏まえて、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入を推進します。

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進



現状

- 市では、生物多様性あきる野戦略に基づき、「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」を目指して、協働による自然環境保全活動の推進や生物多様性の保全を進めています。
- 本市には、固有の生態系に影響を及ぼす特定外来生物等の生息・生育が確認されており、市民等との協働により、外来種対策に取り組んでいます。
- 市では、清流や生態系などの維持・保全により、河川や湧水地が本来もつ機能の保全に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 生物多様性の保全に向け、希少種や保全すべき種の生息・生育状況を把握し、モニタリングを継続するとともに、協働により、生息・生育場所となる自然環境の保全に取り組むことが必要です。
- 固有の生態系に影響を及ぼす外来種は、非常に強い繁殖能力等を有していることから、市民等との協働の下、引き続き外来種対策に取り組むことが必要です。
- 生物多様性の保全や気候調整機能など、緑の機能に着目し、緑地の保全等に取り組むことが必要です。

基本方針

- 豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現に向けて、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特性に応じた森づくり等の取組を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

- ・ 水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
「生物多様性」という言葉の認知度	71.9% (令和元年度)	75.0%
郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数	延べ15団体	維持
環境基準の達成率（大気、水質等）（再掲）	96.9%	98.0%
保存緑地・公開緑地の面積	2.7ha	維持

施策の内容

1 生物多様性保全の推進

① 自然環境の保全の推進

地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを推進し、生物多様性の維持・向上を図ります。

② 希少動植物保護の推進

希少種や保全すべき種の生息・生育状況等を把握し、モニタリングを継続することで保護を推進します。

③ 外来種対策の推進

国や東京都、近隣市町村との連携の下、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種への対策を推進します。

2 水環境の充実

① 河川及び湧水池の水質保全

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく取組を推進します。また、河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。

② 雨水対策の推進

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

3 緑環境の充実

① 保全緑地や公開緑地の指定の推進

生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、崖線の保全などの機能を有する貴重な緑を確保するため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）や公開緑地の指定を推進します。

② 公共施設及び民間施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進します。また、減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から接道部の緑化を促進します。

第4章

保健福祉分野

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

第5節 地域福祉の推進

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる 保健・医療等の充実



現状

- 市では、健康増進計画「めざせ健康あきる野21（第二次）」に基づき、市民、関係機関及び行政の協働による健康づくり事業を推進しています。
- 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の令和元年度の受診率は、50.77%となっており、平成27年度と比べて1.03ポイント増加しています。一方で、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は16.63%となっており、平成27年度と比べて1.18ポイント減少しています。
- 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及・啓発に取り組み、令和元年度の接種率は42.8%となっており、4年前と比べて3.3ポイント増加しています。また、平成26年度から高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種化され、平成29年度の接種率は55.4%となっており、4年前と比べて1.6ポイント増加しています。

課題と対応の方向性

- 市民が健康でいられるよう、地域における健康づくり活動の支援や各種健康診査・検診の受診率の向上に引き続き取り組むことが必要です。
- 生活習慣の変化や高齢化の進行、特定保健指導の参加率の低下などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策に取り組むことが必要です。
- 身近な地域で必要なときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が必要です。
- 感染症の発生予防や蔓延防止のための予防接種の充実などが必要です。

基本方針

- ・市民一人一人が健康に関心をもち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚に取り組みます。
- ・各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援や予防接種の促進などに取り組みます。
- ・これらの取組を通じて、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
65歳健康寿命 (要支援1)	男性：82.12歳 女性：84.36歳 (令和元年度)	男性：82.25歳 女性：84.40歳
地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数	1,299人 (令和2年度) ※事業中止時期あり	1,350人
特定健康診査受診率	50.8% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
麻しん風しん第1期予防接種率 麻しん風しん第2期予防接種率	麻しん風しん 第1期 94.2% 第2期 89.9%	麻しん風しん 第1期 95.0% 第2期 95.0%
地域医療体制に対する満足度	22.3%	25.0%

施策の内容

1 健康づくりの充実

① 各種健康診査・検診等の充実

生活習慣病の予防やがんの早期発見、保護者と子の健康維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、乳幼児健康診査などの各種健康診査・検診の充実や適切な指導や支援による健康教育の推進を図ります。また、乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るために、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図ります。

② 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員やめざせ健康あきる野21推進会議が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進します。

③ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアを育成します。

④ 食育の推進

食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育を推進します。

⑤ 心の健康づくりの推進

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進します。

2 予防体制の充実

① 予防接種の促進・充実

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に送付するなど、予防接種の充実を図ります。

② 感染症対策の充実

感染症の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動などにより、市民に正しい知識を提供し、知識を得てもらえるようにするとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実します。

③ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

3 保健・医療提供体制の充実

① 医療と福祉の連携及び強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。また、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。さらに、日の出町、檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスを充実するため、必要な支援を行います。

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備



現状

- ・ 総人口に占める 14 歳以下の割合は、平成 31 年 4 月 1 日現在では 12.6% となっています。5 年前と比べて 1.1 ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- ・ 少子化が進む一方で、国における女性活躍の推進に向けた取組などにより、共働き家庭が増加し、教育・保育施設等の利用ニーズが高まることが予想されます。
- ・ 国においては、平成 27 年 4 月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度により、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められています。
また、令和元年 5 月 10 日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。
- ・ 市では、子ども・子育て支援総合計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて環境整備に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- ・ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えていることから、いつでも気軽に相談できる体制の充実が必要です。
- ・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、家庭や学校だけではなく、地域の大人たちが子どもを見守り、成長を支える取組が必要です。

基本方針

- ・ 全ての子どもとその保護者を支援するため、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。
- ・ 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
合計特殊出生率	1.30 (令和元年度)	1.56 (令和 12 年度)
保育園待機児童数	4人 (4月1日時点)	0人
学童クラブ待機児童数	89人 (令和3年4月1日)	0人
放課後子ども教室開設校数	7校 (令和3年度)	10校
子育てひろば年間利用者数	5,967人	15,893人
ファミリー・サポート・センター提供会員・両会員数	209人	223人
地域子ども育成リーダー数	186人	309人

施策の内容

1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制の充実を図ります。

② 成長段階に応じた健全育成

乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図ります。

③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などに取り組みます。

2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

① 母子とその家族の健康の保持・増進

母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施します。

② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実

18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

③ 子育てに対する意識啓発と情報提供

子どもを産み育てるこの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供します。

④ 子育てしやすい支援体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施します。

⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を充実するため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施します。

3 社会全体で子育て家庭を支える環境の整備

① 子どもの安全・安心の確保

社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進します。

② 子育てを支援する生活環境等の整備

子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進します。

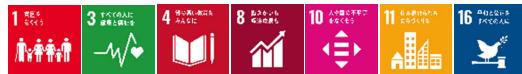
③ 地域における子ども・子育て支援の推進

地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、それぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダーの養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な対応、児童虐待の未然防止などに取り組みます。

④ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを行います。

第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実



現状

- 市内の障がい者数は、平成31年3月末現在で3,694人（身体障がい者2,304人、知的障がい者706人、精神障がい者684人）となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。そのうち、18歳未満の児童は、276人（身体障がい者78人、知的障がい者178人、精神障がい者20人）です。
- 市では、「障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者福祉の推進に取り組んでいます。
- 精神障害者地域活動支援センター、障がい者就労・生活支援センター及び障害者通所支援施設では、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生及び生活介護に関する事業を行っています。

課題と対応の方向性

- 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。
- 市民一人一人が、障害のあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が必要です。

基本方針

- ノーマライゼーションの概念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進します。
- 暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援により、障がい者が安心して自分らしく生活できる福祉の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
放課後等デイサービスの利用人数	216.3 人/月	330 人/月 (令和 5 年度)
グループホーム利用者	115.8 人/月	168 人/月 (令和 5 年度)
障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	122.8 人/月	160 人/月 (令和 5 年度)
就労継続支援（A型・B型）の利用者数	196.8 人/月	214 人/月 (令和 5 年度)
生活介護の利用者数	168.8 人/月	200 人/月 (令和 5 年度)

施策の内容

1 障がい者福祉の推進

① 障害や障がい者に対する理解の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・啓発活動を推進します。

② 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センターを中心に東京都、警察などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

③ 療育の支援・推進

障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中心として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じた情報提供を充実します。

③ 在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していくよう、訪問系サービスの質の向上に取り組み、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図るために支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

3 社会参加の支援

① 日中活動の場の確保

生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

② 移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

③ 就労の支援

障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。

④ 社会復帰の促進

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進します。

⑤ 障がい者雇用の促進

障がい者が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用を促進します。

⑥ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障がい者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実



現状

- 本市における総人口に占める 65 歳以上の割合は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 30.1% となっています。10 年前と比べて 6.8 ポイント増加しており、今後も更に増加することが見込まれています。
- 市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の実現に取り組んでいます。
- 後期高齢者の健康診査受診率は、令和元年度は 52.11% となっており、平成 27 年度と比べて 0.17 ポイント増加しています。
- 令和 2 年 10 月 1 日現在の要支援・要介護認定者は 3,698 人となり、平成 27 年と比べて 635 人増加しています。
- 地域や事業者との協働により、一人暮らしの高齢者の見守り等に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 高齢者が健康で可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためにには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- 高齢者の介護予防と自立支援・重度化防止に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、介護保険サービスの適切な提供が必要です。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していることなどを背景に、地域での見守りや支え合い、閉じこもり防止のための外出機会の確保などが必要です。

基本方針

- ・市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。
- ・誰もが生きがいをもち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
65 歳健康寿命（要介護 2 以上）	男性 83.29 歳 女性 86.33 歳 (平成 31 年)	延伸 (令和 5 年度)
通いの場の参加率	13.6% (令和元年度)	14.7% (令和 5 年度)
シルバー人材センターの就労延べ人員数	58,965 人 (令和元年度)	59,000 人 (令和 5 年度)
介護教室の参加者数	152 人 (令和元年度)	180 人 (令和 5 年度)
高齢者地域見守り事業の利用世帯数	146 世帯	150 世帯 (令和 5 年度)
事業者等との協定による見守り事業の事業者数	31 事業者 (令和元年度)	35 事業者 (令和 5 年度)

施策の内容

1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

① 健康づくりへの支援

糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防につなげるため、特定健康診査（75歳未満）や後期高齢者医療健康診査（75歳以上）を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

② 介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防の活動が継続できるよう、周知・啓発に努めます。

2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

① 就業の促進

生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業を促進します。

② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

① 介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人介護人材の確保に向けた支援などに取り組みます。また、人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助、研修の実施など、必要な支援を行います。

② 介護サービスの質の確保

より良い介護サービスの提供に向け、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努めます。

③ 介護保険事業の基盤の整備

今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努めます。

④ 自立した生活への支援

食事の調理が困難な高齢者に対する配食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを行います。また、緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室を開催し、家族介護者を支援します。また、介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向けた必要な情報の提供を行っていきます。

4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

① 地域のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進します。

② 認知症支援の充実

認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対して集中的な支援・対応を行うため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実します。

③ 権利擁護事業の普及と活用促進

高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努めます。

④ 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

⑥ 生活環境の整備と支援

高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

第5節 地域福祉の推進



現状

- 市では、地域保健福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進しています。
- 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、令和2年度で696世帯（949人）となっています。このうち高齢者世帯の占める割合は、49.86%となっており、平成27年度と比べて3.03ポイント増加しています。
- 市では、秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、活動を支援しています。

課題と対応の方向性

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、生活や福祉の課題が複雑化、多様化、複合化しており、既存のサービスだけでは解決できないケースが増えているため、地域全体で支え合うまちづくりが必要です。
- 生活保護世帯数は、増加していることから、今後も相談、支援等の充実が必要です。
- 福祉サービスの質の確保に向け、福祉サービス事業所に対する指導検査を行い、サービスの実施状況を確認し、支援等を行うことが必要です。

基本方針

- 全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
地域の団体・機関の認知度	民生委員・児童委員 72.8% 健康づくり市民推進委員 41.9% 地域包括支援センター 35.0% 子ども家庭支援センター 23.4% 障がい者相談支援センター 21.5% (令和元年度)	向上 (令和 6 年度)
地域の行事や活動への参加経験	46% (令和元年度)	向上 (令和 6 年度)

施策の内容

1 地域福祉の推進

① 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進

高齢、障害、子育てなどの分野別相談機能の充実等と併せて、各担当課や関係機関との連携により、相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを進めます。

② 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

③ お互いに支え合い、助け合う地域づくり

身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員（社会福祉協議会）など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援します。

④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、同制度の周知・啓発を行うとともに、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを構築し、同制度の利用相談や申立ての支援といった権利擁護支援の仕組みづくりに取り組みます。

⑤ ボランティアの育成と支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援します。

⑥ 全ての人が快適に暮らせる環境づくりの推進

製品、建物、環境等を、あらゆる人が利用しやすいように始めから考えてデザインするというユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図ります。

⑦ 福祉サービスの質の確保

福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図ります。

第5章

教育・文化・スポーツ分野

第1節 人権尊重教育の推進

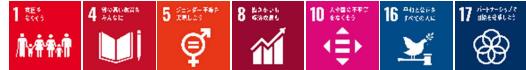
第2節 生涯学習社会の振興

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 個性を生かす学校教育の充実

第5節 社会教育の推進

第1節 人権尊重教育の推進



現状

- 市では、全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、思いやりの心や多様性の尊重等を育む人権教育を実施しています。
- 各学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的・計画的に人権教育を推進しています。また、小学生による人権メッセージを「あきる野市教育の日」に行っています。
- 市では、男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定、フォーラムの開催などにより、人権尊重、男女平等意識の啓発等に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 引き続き、いじめや虐待など子ども自身に関わる問題や、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障害などの人権課題などについて考え、具体的な態度や行動につなげるよう、指導していくことが必要です。
- これまでの人権教育の推進に関する取組を基に、地域の実態に応じた運動を開設させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、更に取組を進める必要があります。

基本方針

- 全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権尊重教育や男女共同参画を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
人権啓発に関する事業への参加者数	54 人	維持
人権教育に関する事業の回数	3 回	4 回
「男女共同参画社会」に対する満足度	4. 6%	30. 0%
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数	4 社 (令和 3 年度)	10 社

施策の内容

1 人権尊重の推進

① 人権教育の推進

全ての学校において人権教育を実施し、人権の意義や内容、多様性について、発達段階に応じた理解を促し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図ります。また、教職員が人権尊重の理念を十分に理解し実践できるように、人権教育に係る研修を実施します。

② いじめ問題への対応の推進

各学校において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ事案の軽重を問わず実態把握に努めるとともに、いじめの未然防止に係る取組、組織的な早期発見・早期対応を進めます。また、個々の事例に応じて保護者や関係機関などと連携しながら、いじめ問題の解決に向けた対応を推進します。

2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画の推進

全ての市民が性別や年齢にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分發揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に取り組みます。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援を行います。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがやりがいや充実感をもっていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

第2節 生涯学習社会の振興



現状

- ・ 市では、市民が生涯を通じて行うあらゆる学習について、学習の場や学習成果を生かす機会の提供等に取り組んでいます。
- ・ 市では、市民のサークル活動など、自主的な生涯学習活動の支援に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 「人生100年時代」を見据え、誰もが、いつでも、学習することができる「生涯学習社会」の実現に取り組むことが必要です。
- ・ 多様化する学習ニーズに応じた学習を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図ることが必要です。
- ・ 新しい時代に対応した地域社会を構築するためには、学習した成果を地域活動に生かし、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会」づくりを推進することが求められています。そのためには、学習成果を地域社会に還元する機会を提供するほか、生涯学習を、受動的な学習活動だけでなく、市民が主体となった自主的な学習活動へと広げていく必要があります。

基本方針

- ・ 市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の振興を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
生涯学習コーディネーター養成講座受講者数（1年度当たり）	6人 (令和元年度)	8人
1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合	77.0% (平成 25 年度)	80.0%

施策の内容

1 生涯学習の推進

① 生涯学習の機会や場の充実

多様な学習ニーズに対応するため、行政のみならず、民間教育機関や企業などと連携・協力し、より広く深い学習機会の提供と充実を図ります。また、ＩＣＴを活用した在宅学習機会の提供など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくりに努めます。

② 市民の自主的な学習活動の支援

市民が生涯学習の主体となり、自主的に学習活動が行えるよう人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐリーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進し、市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりに取り組みます。また、専門的知識をもった職員を適正に配置し、市民からの学習に関する相談に応じる体制を整備することで、市民の自主的な学習を支援します。

第3節 青少年の健全育成の推進



現状

- 市では、不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、教育支援室（せせらぎ教室）、家庭、関係機関が連携して支援し、学校復帰や社会的自立を促す取組を行っています。
- 市では、教育相談所の臨床心理士や相談員による巡回相談を実施し、学校における健全育成に向けた指導・助言を行っています。令和元年度は、教育相談所で341件（延べ1,998回）の相談を受け、相談内容などについては、学校と共有しています。
- 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備などの活動が行われています。
- 学校支援地域本部事業や放課後子ども教室を実施し、子どもたちが地域の人々と一緒に活動できる場を提供するとともに、家庭教育学級等の講座を実施しています。

課題と対応の方向性

- 不登校状況にある児童・生徒に対し、今後も、学校復帰及び社会的自立を促す取組を行うとともに、支援体制の維持・充実が必要です。
- 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の居場所づくりや社会参加活動などを推進するため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
放課後子ども教室開設校数	7校 (令和3年度)	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	800人
コミュニティスクールの導入	0校	16校

施策の内容

1 学校での健全育成

① 不登校児童・生徒への支援の充実

不登校状況にある児童・生徒に対して、在籍校において個の特性に応じた指導・支援を行うとともに、教育支援室（せせらぎ教室）など関係機関を活用し、主体的に学校復帰や社会的自立に向かえるような支援を行います。

② 教育相談等の充実

いじめや不登校などの生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣します。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ります。さらに、教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣して、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を行

います。

2 地域や家庭での健全育成

① 健全育成活動の充実

健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会を提供するとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成、青少年健全育成団体やP T Aなどへの支援を行います。また、子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実

学校支援地域本部事業や放課後子ども教室の実施、コミュニティスクールの設置など、学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を開拓し、子どもたちの教育環境の充実を図ります。

③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援策を検討します。

第4節 個性を生かす学校教育の充実



現状

- 市では、教育基本計画に基づき、各学校における創意工夫の下、児童・生徒の個性を生かす学校教育を推進しています。
- 知的障害特別支援学級を小学校に4校、中学校に2校設置し、中学校には情緒障害特別支援学級を1校設置しています。特別支援教室を全ての市内公立学校に設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境を整備しています。
児童・生徒の特性に合った学習の場の提供のため、小学校において、令和5年度に自閉症・情緒障害の固定学級を新設する方向で準備を進めています。
- 市では、小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動を推進しています。
- 国によるG I G Aスクール構想を踏まえ、児童・生徒一人一人にタブレット端末を貸与し、ICT教育を推進しています。
- 市では、日の出町との連携の下、新学校給食センターの整備に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 児童・生徒の育成に当たっては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、自ら考え、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生のつくり手となる力を育むことが必要です。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした教育環境の整備・充実、特性に応じた指導や支援が必要です。
- ICT教育の推進に向け、ICT機器の活用などを進めることが必要です。

基本方針

- 教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組みます。
- 各学校の創意工夫の下、ＩＣＴ機器を有効活用しながら、一人一人を大切にしたユニバーサルデザインの視点をもった授業づくりや特別支援教育の充実など、児童・生徒の個のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象: 小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	65%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するため基本合意書の締結 (令和3年度)	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

施策の内容

1 教育内容の充実

① 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うために、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進します。

② ＩＣＴ教育の充実

1人1台貸与するタブレット端末の利活用により、児童・生徒の興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育を実施します。また、児童・生徒が安全にＩＣＴを活用するために、情報モラル教育を推進します。

③ 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境、人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促すとともに、障害特性に配慮した教育課程、個別指導計画を編成し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

④ 教育指導の充実

小・中学校9年間を通じた一貫教育を進め、体力の向上や健康の保持・増進に向けた、体育・保健体育科での体育・健康教育、外国語でのコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実を図ります。また、カリキュラムマネジメントにより、郷土の豊かな自然との触れ合い活動を通じた環境教育や、地域の伝統・文化を活用した伝統・文化理解教育、キャリア教育を推進します。

⑤ 特色ある学校づくりの推進

学校評価などにより学校運営を振り返り、児童・生徒の実態や地域の願いを把握するとともに、学習指導要領の内容を踏まえ、地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動の推進により、地域と連携した学校づくりの体制を構築します。

⑥ 教員の指導力の向上と働き方改革

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、研究授業の実践や学校内で実施するOJT研修の実施により、主体的・対話的かつ深い学びの視点で授業改善を進め、教員の指導力の向上を図ります。

また、ICTの活用、地域との連携等により、教育の効率的、効果的な働き方の実現に取り組みます。

⑦ 幼児教育の振興の支援

国や東京都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上への取組を進めます。

⑧ 学校における食育の推進

学校給食等を通じ、豊かな食生活への知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育を推進します。

2 教育環境の整備

① 情報化社会に対応した教育環境の整備

国が掲げる「G I G Aスクール構想」に基づくICT教育を推進するため、学校ICT環境の維持管理と充実に取り組みます。

② 学校保健の充実

各学校における学校保健活動を推進し、児童・生徒への保健教育や保健管理を行います。また、児童・生徒の健康管理と健康保持のため、学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施します。

③ 子どもの安全教育と安全確保の推進

災害対応訓練や避難訓練を通じて、災害発生時に適切に対応できるよう、自助・共助の意識の醸成を図ります。

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダーを配置するなど、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進します。

④ 学校給食センター整備の推進

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

第5節 社会教育の推進



現状

- 市では、公民館、スポーツ施設、図書館により、市民等を対象とした学習機会・活動機会の提供に取り組んでいます。
- 市では、五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館等で展示しています。
- 市では、スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興施策を体系的に推進しています。生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが、各種プログラムを開催しています。また、あきる野市スポーツ協会は、加盟連盟等の支援や大会の開催等スポーツの振興を図っています。

課題と対応の方向性

- 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供、施設の適正な維持管理などに継続的に取り組むことが必要です。
- 郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が必要です。
- スポーツは、心身の健康増進や人ととの交流を促すなど、健康で活力に満ちた社会の実現に大きな役割を果たすとされています。市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

- ・市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
社会教育施設（秋川キララホール）の利用者数	59,176 人 (令和元年度)	63,283 人
図書館貸出冊数	619,394 冊 (令和元年度)	635,000 冊
市民まつり市民文化祭への参加団体	106 団体 (令和元年度)	維持
郷土芸能連合会加盟団体数	40 団体	維持
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	62.0% (平成 29 年度)	70.0%

施策の内容

1 社会教育の推進

① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設である社会教育施設（公民館、文化ホール、図書館、郷土館、スポーツ施設等）について、誰もが安心して学習やスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備、設備の充実を図ります。

② 社会教育事業の充実

社会変化やニーズに合わせた講座の企画、ＩＣＴの活用による在宅学習機会提供などを通して市民の参加を促進します。また、あきる野市が誇る文化や自然を生かした独自の学習活動を展開します。

市民が自ら学ぶことができるよう、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像などによる資料や情報の収集と提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。

2 芸術文化活動の推進

① 芸術文化事業の充実

音楽鑑賞や発表会の開催、創作活動など芸術文化の学習機会の提供を通して、市民が芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図ります。

3 文化財の保護・活用の推進

① 文化財の保護と活用

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、常設展示、企画などにより、郷土学習の支援などの文化財の活用を推進します。また、五日市憲法草案をはじめとする指定文化財の公開促進、市民解説員と連携した事業の実施等により、市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解促進に取り組みます。

② 伝統芸能保存活動の支援

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会が夏まつりなどで実施する公開の活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体が実施する農村歌舞伎の上演に必要な道具類を提供し、支援するなど、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組みます。

4 スポーツの推進

① ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広い世代に向けた情報の発信や多様なスポーツ教室の開催などに取り組み、スポーツの推進を図ります。

② 地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどを支援し、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成や幅広い世代のスポーツの振興に地域団体と連携し取り組みます。

③ 市の特性を生かしたスポーツの推進

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。

第6章

行財政分野

第1節 財政運営の健全化

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

第3節 組織・人事体制の活性化

第4節 協働によるまちづくりの推進

第5節 広域行政・広域連携の推進

第1節 財政運営の健全化



現状

- 本市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が低迷する中、公債費が高い水準にあり、各福祉分野の社会保障関係経費が増加するなど、厳しい状況が続いている。
- 市では、民間委託、指定管理者制度など、民間活力の導入により、施設の効率的な運営や業務の効率化を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に取り組んでいます。
指定管理者制度を導入している施設は、令和3年1月1日現在で、体育施設をはじめ17施設となっています。
- 健全化判断比率は、市債の償還が進んでいることなどにより改善しています。
- 経常収支比率は、90%台で推移しており、数値の改善が課題になっています。
- 財政調整基金は、平成30年度末には、標準財政規模の約1割となる約16.7億円の積立残高になっています。

課題と対応の方向性

- 厳しい財政状況が続く中、財政健全化に向け、自主財源の確保など、より一層の取組が必要です。
- 事務事業の見直し、民間活力の導入などにより、事務経費の縮減に向けた取組が必要です。

基本方針

- 積極的な財源の確保や事務の効率化等により、市民サービスの向上と歳出抑制に取り組むなど、行政の役割を意識しながら、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持していくため、財政の健全化に向けた取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率	7.1% 41.1%	5.8% 36.0%
市税収入率	98.5%	99.0%
受益者負担の適正化	検証見直し	検証見直し
自主財源の確保に向けた取組	検討実施	新たな取組を 1 つ以上実施
民間活力の導入	検討実施 (令和 3 年度)	新たな取組を 1 つ以上実施

施策の内容

1 財政健全化の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持します。

② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計の手法(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金收支計算書の財務書類 4 表)を活用した行財政運営を進めます。

2 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組

未利用地の売却や貸付け、有料広告の充実、寄附の活用を進めるとともに、新たな財源の研究をし、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分を強化するなど、徴収率の向上に取り組みます。

③ 受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、社会状況の変化などを踏まえながら、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

④ 補助金・負担金の適正化

補助金及び負担金については、社会状況や市民ニーズの変化などを踏まえ、目的や効果などの公益上の必要性を検証しながら、常に見直すことで適正化を推進します。

⑤ 計画的な企業立地の推進（再掲）

産業系土地利用の増進と地域経済力の向上を図るため、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しつつ、地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。

また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

3 事務経費の合理化

① 事務事業の見直し

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したものなどは、見直しを行います。

② 民間活力の導入

市民サービスの向上とともに経費の節減、合理化を図るため、民間が実施可能な分野について、民間委託化、指定管理者制度の導入などを計画的に推進します。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、モニタリング等を通じて、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価します。

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化



現状

- ・ 国において、社会全体のデジタル化が進められており、地方自治体においても、市民の利便性向上に向けた行政手続のデジタル化などが求められています。
- ・ 市が所有している土地・公共施設等は多岐にわたるとともに数が多く、低未利用な状態や老朽化が進んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 行政サービスについて、ＩＣＴを活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術やAＩ・ＲＰＡ等の活用により業務の効率化を図ることで、その人的資源を更なる行政サービスの向上へつなげていくことが必要です。
- ・ 市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、情報セキュリティ対策を講じて、保有する情報を守り、業務を継続することが必要です。
- ・ 人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化など、公有財産を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共施設の適正管理・最適化について検討を進めることができます。

基本方針

- ・ 市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ＩＣＴを利活用していくとともに、情報資産を守るための取組を推進します。
- ・ 将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティマネジメントを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
情報セキュリティ研修の受講率	—	100%
自治体DXの推進	—	国の動向を踏まえた 自治体DXの推進
公共施設等の総合管理の推進	個別施設計画 の策定	個別施設計画等 の推進
未利用地等の売却 (旧市営住宅跡地物件数 : 全物件数 9 団地 14 物件)	5 団地 7 物件	8 団地 13 物件

施策の内容

1 情報通信技術の活用

① ICT の利活用の促進

A I ・ R P A 等をはじめとする I C T を有効活用するとともに、行政手続のオンライン化を推進します。また、国が推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進めます。

② 情報セキュリティ対策の強化

I C T を使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、物理的、人的及び技術的な対策を組み合わせ、情報セキュリティ対策に取り組みます。

2 ファシリティマネジメントの推進

① 公共施設等の総合管理の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、災害時の機能を含め、安全な公共施設等の提供とトータルコストを縮減するため、公共施設等の適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化を図ります。また、将来のまちづくり、人口動向及び社会情勢等を見据え、それぞれの施設の必要性を十分に勘案し、公共施設等個別施設計画の施設の統廃合等による再編の検討を進めます。

② 低未利用地の利活用

普通財産における低未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や必要な条件を整備し、売却や貸付けなどを推進します。また、多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産管理と活用について検討します。

③ 公共サービスの利便性向上

公共施設等において良好なサービスの提供や施設の総量の適正化を図るため、利用者の推移や維持管理経費などの状況を把握するとともに、ＩＣＴを活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により利便性の向上を図ります。

④ 第三セクターの適正運営

第三セクター（株式会社秋川総合開発公社、新四季創造株式会社）については、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

第3節 組織・人事体制の活性化



現状

- 平成26年度までは、定員適正化等により職員数の削減を行ってきたことに伴い、平成15年4月1日現在の職員数550人と比べ 令和3年4月1日現在の職員数は466人となり、84人減少しています。一方、大量退職に伴う新規職員の採用等により、職員の年齢構成等に少なからず偏りが生じています。
- 自然災害の発生や新型ウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件などの危機に際し、市の行政体制は、市民の健康と安全を守るために、災害対策本部の下、通常体制から、業務継続計画（BCP）に基づく業務を行う危機管理体制に移行します。

課題と対応の方向性

- 様々な市民ニーズや行政課題に対応するため、組織体制の見直しや整備、多様な人材の確保、人材の育成等に取り組むことが必要です。
- 市では、個々の施策として、個人情報保護や情報セキュリティ対策に取り組んできましたが、ICTの利活用の推進等が求められる中、内部統制機能の仕組みの検討・構築などに取り組むことが必要です。
- 今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、職員一人一人が自己的役割を理解し、災害時迅速に組織的な対応が実施できるよう、平常時から訓練や事前防災として必要な備えを行う必要があります。その上で、現行の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。

基本方針

- 多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、組織・人事体制の活性化に努めます。

- ・ 大規模な自然災害等に対応するためには、職員の育成と危機管理体制の更なる整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和3年度	令和8年度
内部統制制度の構築	未構築	構築している
あきる野市危機管理基本指針の改正	—	改正が完了している
防災に関する職員研修の実施	1回/年	維持

施策の内容

1 行政推進体制の整備（行政力の強化）

① 効率的・効果的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを行います。

② 職員の資質向上

人材育成基本方針に基づき、様々な行政課題に対応するため、多様な人材の確保に努めます。

また、人事評価の活用、研修の充実等により能力の開発を行い、地方分権の進展に対応し、意欲と情熱をもって新たな課題の解決に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努めます。

③ コンプライアンス・内部統制機能の強化（一部再掲）

不祥事の未然防止、住民等との信頼確保に向け、ＩＣＴ施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。

2 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化に取り組みます。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

第4節 協働によるまちづくりの推進



現状

- ・ 町内会・自治会や防災・安心地域委員会、各地区の活性化委員会、森林サポートレンジャーの取組など、市では、市民や市民活動団体、民間団体などの協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。
- ・ 平成28年に施行された官民データ活用推進基本法により、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じるものとする」とされ、市では、平成30年12月からオープンデータの取組を開始しています。
- ・ 市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや各種委員会委員への市民参画等に取り組んでいます。
- ・ 多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市では、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、本市の知名度の向上を図る活動として、シティプロモーションに取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 市民活動を推進するためには、市民と行政が情報を共有することが重要であり、市広報紙や市ホームページ等による広報の取組と市長への手紙や市民アンケート調査等による広聴の取組の更なる充実が必要です。
- ・ 市政への市民参画を更に推進するため、市民組織等の支援や、各種事業における市民参加の機会の確保などが必要です。

基本方針

- ・ 行政運営の透明性を確保するため、様々な手段により市政情報を発信するとともに、多様な主体と市政情報を共有しながら市政運営への市民参加を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率(再掲)	46.5%	維持・向上
まちづくりへの参画意向 (積極的に～、状況に応じて～)	35.2%	50.0%
SNS（インスタグラム）の登録者数	901人	2,000人
市HPのアクセス数	2,919,617件 (令和元年度)	3,340,000件

施策の内容

1 市民活動の推進

① 協働のまちづくりの推進

市民や市民活動団体、民間団体などと行政との役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い地域の課題解決を図るなど、市民と協働のまちづくりを推進します。

② 町内会・自治会活動の支援（再掲）

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市ホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

③ 市民組織等との連携・協働

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会、明星大学、五日市高等学校をはじめとする様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体などとの連携・協働を図ります。

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

⑤ 市民参加の継続（再掲）

道路や水路、公園などの公共施設において、市民等が自発的に緑化や美化、清掃などの活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度へ登録する団体を増やす方法の検討や、地域の子どもたちの環境学習の一環としての活動推進、地域等への資材等の提供・備品の貸出等による市民参加を推進します。

2 市政情報の発信・共有

① 市政情報の共有化

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進します。また、市政情報を共有できるよう、デジタルデバイド対策にも取り組みます。

② 広報の充実

市広報紙や市ホームページで分かりやすく情報提供するとともに、各種SNSなどにより、市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙、地域懇談会、各地域に出向いたワークショップの実施、パブリックコメントの実施により直接市民の意見を聞く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図ります。

④ シティプロモーションの推進

各種SNS、フィルムコミッショナ、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進します。

第5節 広域行政・広域連携の推進



現状

- 西多摩地域の8市町村は、西多摩地域広域行政圏協議会を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の3市町村では、秋川流域の開発振興や諸問題の解決のため、秋川流域開発振興協議会を組織しています。
- 広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。
- 宮城県栗原市、大島町及び米国マールボロウ市と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などそれぞれの分野で、各種事業を推進しています。

課題と対応の方向性

- 様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な取組を必要とする政策課題が増えており、今後も、地方公共団体間の連携による対応が必要です。
- 西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、西多摩地域広域行政圏協議会及び秋川流域開発振興協議会を通じて、行政間の連携を強化していく必要があります。

基本方針

- 広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、近隣自治体等との広域行政及び広域連携を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
広域行政の推進に対する満足度	9.1%	30.0%
広域応援体制の確保	1件 (令和3年度)	維持
姉妹都市に関する事業の継続	交流事業の実施 (新型コロナによる影響除く)	交流事業の継続
新学校給食センター整備の推進（再掲）	広域連携を推進するため基本合意書の締結	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

施策の内容

1 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化します。

② 一部事務組合等による連携の強化

広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合等への参画を通じて、自治体間の連携を強化します。

③ 広域的な防災対策の推進（一部再掲）

大規模災害等に備え、近隣自治体等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実させるなど、広域的な防災対策を推進します。

2 広域連携の推進

① 関係自治体との連携

西多摩医療圏の公立病院の連携強化、広域的な観光ネットワークの構築、河川環境の整備、JR五日市線の利便性の向上や輸送力の強化、環境の保全など、特定の行政課題に対応するため、関係自治体との連携の維持・強化に取り組みます。

② 姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）

友好姉妹都市宮城県栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。

③ 学校給食センター整備の推進（再掲）

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

第4部 あきる野市国土強靭化 地域計画

第1章 国土強靭化地域計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、国においては、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」といいます。）が公布・施行され、平成26年（2014年）6月に「国土強靭化基本計画」が策定されました。

基本法では、地方公共団体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、全国の地方公共団体において、「国土強靭化地域計画」が策定されることとなりました。

東京都においても、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、平成28年（2016年）1月に「東京都国土強靭化地域計画」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、本市においても、発生が懸念されている立川断層帯地震や多摩直下地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による風水害や土砂災害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があることから、「第2次あきる野市総合計画」の策定と併せて、「あきる野市国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定することとしました。

地方公共団体における「国土強靭化地域計画」の策定に当たっては、基本法において、国や都道府県の国土強靭化関係の計画との調和を図ることとされており、本計画についても、国の「国土強靭化基本計画」や「東京都国土強靭化地域計画」の内容に留意し、基本目標等を定めました。

第2節 計画期間と目標年次

計画期間は、前期基本計画と同様に、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

◆地域計画：計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

目標年次：令和8年度（2026年度）

※ 令和9年度（2027年度）以降の地域計画の位置付け等について
は、同計画の計画改定に伴い、別途検討します。

第3節 位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づき、本市に、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるための計画です。

また、本計画は、基本構想の下、基本計画と同列に位置付けることとし、基本構想の実現に向けて、本市の国土強靭化という観点から、行政全般に関わる基本的な方針を示すものとなります。

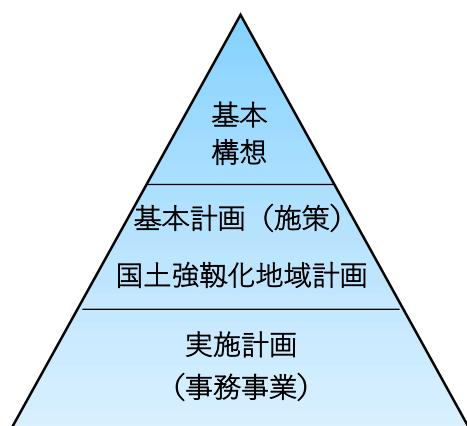


図1 地域計画の位置付けのイメージ

第4節 計画の見直し等

社会経済情勢の変化、新たな脅威の発生などがあった場合には、計画期間中であっても、本計画の見直しを行います。

また、本計画の進捗状況は、基本計画の進捗状況と一体的に管理します。

第2章 強靭化の基本目標

国土強靭化とは、大規模な自然災害等の発生後であっても、国土や経済、地域社会が、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものです。本計画では、基本構想で定めた将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向け、国土強靭化に取り組むに当たり、「国土強靭化基本計画」「東京都国土強靭化地域計画」を踏まえ、次の4項目を基本目標としました。

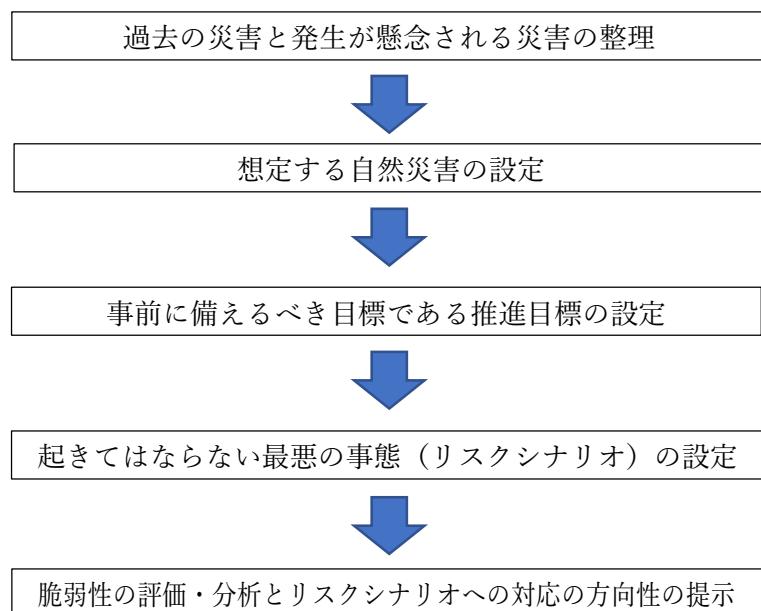
- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 生活インフラ、行政等の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- 4 迅速な復旧・復興が図られること

第3章 脆弱性の分析・評価と対応の方向性等

第1節 脆弱性の分析・評価等の考え方

基本目標を達成するためには、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価などを行い、脆弱性に対する対応の方向性を示す必要があります。

脆弱性の分析・評価、対応の方向性の提示は、次の手順で行います。



第2節 過去の災害と発生が懸念される災害の整理

(1) 地震

本市において、近年で大きな揺れを観測した地震は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）であり、震度4でした。本市では、この地震による直接的被害はなかったものの、JR五日市線の運休などの影響により、221人の帰宅困難者が発生したことから、2施設を開放し、帰宅困難者の受入れ等を行いました。

今後、大きな被害の発生が想定される地震は、立川断層帯地震と多摩直下地震となります。

最大の被害が想定される立川断層帯地震では、マグニチュード7.4の地震が発生し、本市の震度は、市東部から西部に向かって震度7～震度5弱に及ぶとされています。

地震により倒壊する建物は1,002棟、建物の倒壊等による死傷者数

は 530 人に及ぶとされています。また、地震火災による家屋の全焼は 2,759 棟、地震火災による死傷者数は 275 人に及ぶとされています。

(2) 風水害

風水害による最大の被害は、令和元年（2019 年）10 月 12 日に到来した台風 19 号によるものとなります。

前日 10 月 11 日夜から降り出した雨は勢いを増し、翌朝 4 時 14 分には大雨警報が発令されました。10 月 11 日の午前 9 時から 10 月 13 日の午後 10 時までで、市西部の山間部である小宮ふるさと自然体験学校で 622 mm、戸倉会館で 596 mm、檜原村の観測所で 640 mm の降雨量を記録し、河川水位の上昇や地盤が緩んだことで、堤防の決壊、護岸洗掘、内水、土砂崩れなどが発生しました。

人的被害はなかったものの、住家では、全壊 16 件、大規模半壊 8 件、半壊 20 件、一部損壊 34 件の計 78 件の被害が発生しました。

東京都が公表している浸水予測区域図では、時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm を想定した場合、本市においても、地域により 3 m を超える浸水が発生するおそれがあるとされています。

(3) 雪害

本市では、平成 26 年（2014 年）2 月 8 日と同月 14 日において、記録的な大雪に見舞われました。

2 月 8 日の大雪では、午前 10 時 15 分に大雪警報が発令され、降雪は深夜まで続き、市内では最大で 50cm 程度の積雪が確認されました。このことに伴い、道路の通行止め、JR 五日市線の運休に至ったほか、倒木、玄関屋根の倒壊などの被害が発生しました。

また、2 月 14 日の大雪では、朝から降雪が続き、17 時 21 分に大雪警報が発令され、市が簡易的に測定したところでは、50 cm を超える積雪が確認されました。

このことに伴い、道路の通行止め、JR 五日市線の運休に至ったほか、倒木、カーポートの倒壊などの被害が発生しました。

現在のところ、本市において、大雪や雪害の予測はありませんが、東京都防災ホームページでは、過去の教訓から、大雪への事前の備えを呼びかけています。

(4) 火山噴火

本市では、直接的な火山災害を経験したことはありませんが、平成12年（2000年）に発生した三宅島の噴火では、市内の都立秋川高校に、三宅島の児童・生徒の多くが避難していました。

国が平成16年（2004年）に公表した富士山ハザードマップ検討委員会報告書によると、富士山の噴火に伴い、本市では10cm程度の降灰が想定されています。このようなことにより、道路交通の不通、鉄道の運休などが懸念されます。

第3節 想定する自然災害

第1節に示す過去の自然災害のほか、「国土強靭化基本計画」「東京都国土強靭化地域計画」「あきる野市地域防災計画（令和2年3月修正版）」を踏まえ、想定する自然災害は、次のとおりとします。

No.	種類	規模等
1	地震（立川断層帯地震・多摩直下地震）	立川断層帯地震 M7.4 多摩直下地震 M7.3
2	風水害（浸水害、土砂災害）	最大降雨 153mm/1h、690mm/24h
3	風水害（雪害）	降雪量 50cm以上
4	火山噴火	最大で10cmの降灰

第4節 推進目標

本計画の基本目標の達成のために、「国土強靭化基本計画」「東京都国土強靭化地域計画」を踏まえ、事前に備えるべき目標として、国土強靭化の推進目標を設定しました。推進目標は、次のとおりです。

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動の機能不全を回避する
- 6 被災後の生活や経済活動に必要となる必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

- | |
|----------------------------------|
| 7 制御不能な二次災害を発生させない |
| 8 社会・経済を迅速に、そして強靭な姿で復興させる条件を整備する |

第5節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「国土強靭化基本計画」「東京都国土強靭化地域計画」を踏まえ、それぞれの推進目標の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

8つの推進目標に対して、リスクシナリオは、38項目です。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

【目標1】 人命の保護を最大限図る
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
【目標2】 迅速な救助・救急・医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 長期にわたる孤立集落等の発生
2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
【目標3】 必要不可欠な行政機能を確保する
3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
3-2 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
4-1 防災・災害対応に必要な情報通信（施設・設備）の麻痺・機能停止
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集及び伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
【目標5】 経済活動の機能不全を回避する
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
5-5 金融サービスの機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
5-6 食料等の安定供給の停滞
【目標6】 被災後の生活や経済活動に必要となる必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスのサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

【目標7】	制御不能な二次災害を発生させない
7-1	地震等に伴う市街地や森林における大規模火災の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊、積雪、降灰等による直接的な被害及び交通麻痺
7-3	河川管理施設や防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
7-5	農地・森林等の荒廃による被害拡大
【目標8】	社会・経済を迅速に、そして強靭な姿で復興させる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物や雪、火山灰の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	復旧・復興を担う人材等（技術職員、専門家、コーディネーター、労働者、地域を知る技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	文化財の喪失による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	橋りょうなどのインフラ損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-7	住家や家族の喪失、失業、倒産等復興・復旧の見通しが立たない住民や事業者の大量発生

第6節 脆弱性の分析・評価と対応の方向性

第5節に掲げた38項目のリスクシナリオについて、現状の分析と評価、対応の方向性は、次のとおりです。

【目標1】人命の保護を最大限図る

番号	起きてはならない最悪の事態
1-1	<p>住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>■脆弱性の分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none">・地震時には、家屋倒壊により人的・物的被害が生じる可能性があります。・市では、市民による木造住宅の耐震診断の受診や耐震改修を支援しています。・市の公共施設は、築年数が30年以上となる建築物が全体の延床面積の約7割を占めており、低未利用な状態であるものや老朽化が進んでいるものがあります。 <p>■課題と対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生が予想されるため、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、住宅の耐震化の推進、空き家・空き店舗対策等に取り組むことが必要です。・人的被害を抑制するため、地域コミュニティの強化や、要支援者の支援体制等を整えておくことが必要です。・市では平常時から公共施設等の適正な管理を行うとともに、災害も視野に入れた、公共施設の適正管理・最適化について検討を進めることができます。
1-2	<p>市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>■脆弱性の分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none">・地震時には、市街地を中心に大規模火災が発生し、人的・物的被害が生じる可能性があります。 <p>■課題と対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、市街地における地震火災の発生により、死傷者の発生が予想されるため、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、空き家・空き店舗対策等に取り組むことが必要です。

1-3

異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

■脆弱性の分析・評価

- ・東京都が公表している浸水予想区域図によると、河川に近い場所で、浸水リスクの高いエリアがあります。
- ・市では、関係機関と連携し、河川施設の整備・改修等を行い、治水対策の推進に努めています。

■課題と対応の方向性

- ・異常気象等による広域的かつ長期的な住宅地等の浸水が発生した際は、多数の死傷者が予想されるため、防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、地区の特性に応じた適正な土地利用の推進等に取り組むことが必要です。
- ・異常気象の抑制に向け、公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進や地球温暖化対策の推進が必要です。

1-4

大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

■脆弱性の分析・評価

- ・市内には、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が778か所、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」が740か所指定されています。これらの区域は、大雨に伴い土砂災害が発生するおそれがあり、住宅が立地している場合には、人的・物的被害が生じる可能性があります。
- ・また、土砂災害特別警戒区域における開発行為や建物の建築、宅地建物取引については、東京都や事業者により、一定の制限等が設けられています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な土砂災害（深層崩壊）等が発生した際は、多数の死傷者が予想されるため、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、地区の特性に応じた適正な土地利用の推進、崖線の緑地の保全、公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進等に取り組む必要があります。

1-5

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

■脆弱性の分析・評価

- ・市民への情報発信は、防災行政無線放送、あきる野市メール配信サービス、市ホ

ームページへの情報掲載、市職員及び消防団の車両による広報活動、東京都災害情報システムを通じたテレビからの情報発信により行っています。一方、風水害時には、平時以上に防災行政無線の聞き取りが困難となる可能性があります。また、地震時も含めて、有線通信施設の被災により、情報伝達機能が低下するというおそれがあります。

- ・平成30年（2018年）7月豪雨（西日本を中心とした広域的かつ記録的な大雨）では、在宅の高齢者の被災の多さ、地域において高齢者等をはじめとする住民の避難を促す仕組み等が課題とされました。令和元年東日本台風の際、本市においては、自主防災組織の活動、近隣の声かけにより、事前の避難が効果的に行えたことが報告されています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生が予想されるため、情報のみに頼ることなく避難行動に移れるよう、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、危機管理体制の整備をしておくことが必要です。
- ・様々な状況下においても、情報伝達ができるよう、多様な手段による情報発信に取り組むことが必要です。

【目標2】迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する

番号	起きてはならない最悪の事態
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	■脆弱性の分析・評価 <ul style="list-style-type: none">市では、災害時における救援物資の供給等について、関係機関と協定を締結しています。協定に基づき円滑に供給体制が確保できるよう、緊急輸送ネットワークや受入体制も含め、実効性を高めていくことが重要です。
	■課題と対応の方向性 <ul style="list-style-type: none">大規模な災害が発生した際は、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止が予想されるため、食料や日用品の家庭内備蓄に努めるよう意識啓発に取り組むとともに、平常時から防災・減災に対する外部連携の強化、家庭内備蓄の推奨、物資供給の輸送路を確保するために道路整備や道路・橋りょうの維持管理・更新等を推進しておくことが必要です。
2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
	■脆弱性の分析・評価 <ul style="list-style-type: none">市内には「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」が指定されており、土砂災害による交通の途絶による集落の孤立の発生が危惧されます。雪害による道路交通の途絶により、山間部等において、集落の孤立の発生が危惧されます。火山噴火による降灰により、山間部等において、集落の孤立の発生が危惧されます。
	■課題と対応の方向性 <ul style="list-style-type: none">大規模な災害が発生した際は、道路交通の不通により、長期にわたる孤立集落等の発生が予想されることから、人材の育成や地域防災力の強化、平常時からアクセス経路を確保するために道路整備や道路・橋りょうの維持管理・更新等を推進しておくことが必要です。
2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	■脆弱性の分析・評価 <ul style="list-style-type: none">大規模な災害が発生した際は、警察、消防、自衛隊等による外部からの支援が困難に

なる可能性があることから、被害の軽減に資する事前対策等を講じておくことが重要となります。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等が大幅に制約されることが予想されるため、被害の低減を図る災害に強いまちづくり、地域における防災活動の充実・強化、行政の危機管理体制の整備とともに、近隣自治体等との相互応援体制等を構築しておくことが必要です。
- ・広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化しておく必要があります。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■脆弱性の分析・評価

- ・近年の災害をみると、平成30年（2018年）北海道胆振東部地震では、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生しました。また、令和元年房総半島台風では、千葉県を中心として最大約934,900戸の停電が発生し、解消に時間を要しました。このように、地震や風水害により、本市でもエネルギー供給の長期途絶が発生するおそれがあります。
- ・積雪による電線の切断、降灰の影響による停電が懸念されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶が予想されるため、平常時から防災・減災に対する外部連携を強化しておくことが必要です。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

■脆弱性の分析・評価

- ・大規模な災害が発生した際は、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などで、混乱が想定されます。そのため、事業者や学校等においては、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、混乱を防止する必要があります。
- ・企業等においては、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員の3日分の備蓄（水、食料等）は努力義務とされています。
- ・市として、帰宅困難者に水・食料等を供給する必要があるとともに、大量の帰宅困難者が発生した場合には、その供給が不足することも想定されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足が予想されるため、平常時から、防災施設・設備、備蓄品等の充実、防災・減災に対する外部連携の強化等をしておくことが必要です。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■脆弱性の分析・評価

- ・大規模な災害が発生した際は、医療施設及び関係者からの支援が困難になる可能性があることから、被害の軽減に資する事前対策等を講じておくことが重要となります。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、医療活動が大幅に制約されることが予想されるため、被害の低減を図る災害に強いまちづくり、行政の危機管理体制の整備や支援ルートの確保とともに、医療機関等との連携体制や近隣自治体等との相互応援体制を構築しておくことが必要です。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

■脆弱性の分析・評価

- ・災害時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがあります。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、被災地における疫病・感染症等の大規模発生が予想されるため、平常時から避難施設の確保や避難所開設時の生活環境の整備、感染症対策の充実、医療機関等との連携体制や近隣自治体等との相互応援体制の構築等をしておくことが必要です。

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■脆弱性の分析・評価

- ・避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼします。心身の健康障がいの発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐことが重要となります。
- ・令和元年（2019年）の台風19号の際に、市では、避難者の健康状態等を確認するた

め、避難所に保健師の配置を行いました。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際は、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化や死者の発生が予想されるため、平常時から避難所開設時の生活環境の整備、人材の育成や地域防災力の強化、地域における健康づくりの推進、心の健康づくりの推進、医療と福祉の連携及び強化、総合的な相談・支援体制の充実等をしておくことが必要です。

【目標3】必要不可欠な行政機能を確保する

番号	起きてはならない最悪の事態
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	■脆弱性の分析・評価 <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、被災等による警察機能の低下とともに、様々な社会的混乱の発生が予測されます。
	■課題と対応の方向性 <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、警察機能の大幅な機能低下が予想されるため、人材の育成や地域防災力の強化、平常時からの防犯意識の普及・啓発及び向上、防犯体制の充実に取り組むことが必要です。
3-2	市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	■脆弱性の分析・評価 <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、市職員が被災している可能性が高いことから、限定された職員体制で応急対策業務を実施せざるを得ない状況になると想定されます。・市の公共施設は、築年数が30年以上となる建築物が全体の延床面積の約7割を占めており、低未利用な状態であるものや老朽化が進んでいるものがあります。
	■課題と対応の方向性 <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した際は、市職員や公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下が予想されるため、平常時から危機管理体制の整備、近隣自治体等との相互応援体制の構築が必要です。・市では平常時から公共施設等の適正な管理を行うとともに、災害を視野に入れた、公共施設の適正管理・最適化について検討を進めることができます。

【目標4】必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

番号	起きてはならない最悪の事態
4-1	防災・災害対応に必要な情報通信（施設・設備）の麻痺・機能停止
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集及び伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■脆弱性の分析・評価

- ・市では、災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関との情報連絡体制を確立し、災害予報及び警報を適切に伝達し、被災情報を災害現地から収集・集約し、都に報告することとしています。
- ・市民への情報発信は、防災行政無線放送、あきる野市メール配信サービス、市ホームページへの情報掲載、市職員及び消防団の車両による広報活動、東京都災害情報システムを通じたテレビからの情報発信により行っています。
- ・火山噴火による降灰により、情報通信（施設・設備）の麻痺・機能停止が懸念されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際にも、必要な情報の伝達体制を確保するため、平常時から通信手段の運用・整備・維持管理を図っておくことが必要です。
- ・様々な状況下においても、情報伝達ができるよう、多様な手段による情報発信に取り組むことが必要です。

【目標5】経済活動の機能不全を回避する

番号	起きてはならない最悪の事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
■脆弱性の分析・評価	
・本市は、河川や山間部に囲まれており、道路ネットワークの維持において、道路や橋りょうの機能保持が重要です。	
・大規模な災害による道路ネットワークの寸断により、サプライチェーンへの影響がないよう対策を進めることが重要です。	
■課題と対応の方向性	
・大規模な災害が発生した際に、生産活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等を支えるため、平常時から道路や、道路施設の整備・維持管理をしておくことが必要です。	
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
■脆弱性の分析・評価	
・近年の災害をみると、平成30年（2018年）北海道胆振東部地震では、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生しました。また、令和元年房総半島台風では、千葉県を中心として最大約934,900戸の停電が発生し、解消に時間を要しました。このように、地震や風水害により、本市でもエネルギー供給の長期途絶が発生するおそれがあります。	
・積雪による電線の切断、降灰の影響による停電が懸念されます。	
■課題	
・大規模な災害が発生した際、社会経済活動やサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止が予想されるため、エネルギー供給体制を構築することが必要です。	
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
■脆弱性の分析・評価	
・電気事業者は、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努めています。	
・ガス事業者は、ガス施設については、災害時の被害を最小限にとどめるため、重要度の高い設備の耐震性を向上させ安全性の確保を図っています。また、早期復旧を進	

めるため、導綱管のブロック化、最適な材料・継手構造等の採用により耐震性の向上を図っています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、重要な産業施設の損壊、火災等が予想されるため、消防力の充実を図っておくことが必要です。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

■脆弱性の分析・評価

- ・本市の基幹的交通ネットワークの維持において、道路や橋りょうの機能保持が重要です。
- ・積雪、降灰による道路交通の不通が懸念されます。
- ・JR東日本は、防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっています。駅舎等建築物については、耐震診断の結果、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施しています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際に、基幹的交通ネットワークの機能を維持するため、平常時から道路や道路施設の整備・維持管理等をしておくことが必要です。
- ・雪、火山灰などの除却体制を構築しておく必要があります。
- ・交通事業者等との連携の下、復旧体制を構築しておく必要があります。

5-5 金融サービスの機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

■脆弱性の分析・評価

- ・大規模な災害が発生した際は、金融サービスの機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響が予想されます。

■課題と対応の方向性

- ・災害時の混乱や影響を軽減するために、様々な状況下においても、金融事業者との連携の下、情報伝達ができるよう、多様な手段による情報発信に取り組むことが必要です。

5-6 食料等の安定供給の停滞

■脆弱性の分析・評価

- ・大規模な災害による道路ネットワークの寸断により、食料等の供給に影響がないよう、道路や橋りょうの機能保持が重要です。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、食料等の供給を停滞させることのないように、平常時から道路の整備や道路施設の整備・維持管理をし、緊急輸送ネットワークを確保しておくことが必要です。
- ・物資供給体制を構築する上で、外部との連携を強化しておくことが必要です。

【目標6】被災後の生活や経済活動に必要となる必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

番号	起きてはならない最悪の事態
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスのサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

■脆弱性の分析・評価

- ・近年の災害をみると、平成30年（2018年）北海道胆振東部地震では、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生しました。また、令和元年（2019年）房総半島台風では、千葉県を中心として最大約934,900戸の停電が発生し、解消に時間を要しました。このように、地震や風水害により、本市でもエネルギー供給の長期途絶が発生するおそれがあります。
- ・電気事業者は、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努めています。
- ・ガス事業者は、災害時におけるガス施設の被害を最小限にとどめるため、重要度の高い設備の耐震性を向上させ、安全性の確保を図っています。また、早期復旧を進めるため、導網管のブロック化、最適な材料・継手構造等の採用により耐震性の向上を図っています。LPガスについては、転倒防止対策に係る日常点検、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努めています。
- ・積雪による電線の切断、降灰の影響による停電が懸念されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、電力供給ネットワークや石油・都市ガス・LPガスのサプライチェーン機能等の長期間にわたる機能の停止が予想されるため、各家庭における電源確保等を促進するとともに、エネルギー事業者との連携の下、復旧体制を構築しておくことが必要です。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

■脆弱性の分析・評価

- ・水道事業を担う東京都では、水道施設について、震災時の被害を最小限にとどめ、給水ができるだけ確保するよう、浄水・取水施設の耐震補強工事を実施しています。また、導水・送水・配水管等についても耐震性の向上を図っています。
- ・水道施設においては、断水時の給水拠点機能の向上に努めています。
- ・下水道施設について、管きよの新設等の際には、地震に強い下水道施設を建設するとともに、避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きよについて、耐震性の向上に努めています。また、汚水処理機能の停止に備え、外部連携体制を構

築しています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際に、上水道等の長期間にわたる供給停止が予想されるため、復旧体制や供給体制を構築しておくことが必要です。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

■脆弱性の分析・評価

- ・本市の基幹的交通ネットワークの維持において、道路や橋りょうの機能保持が重要です。
- ・積雪、降灰による道路交通の不通が懸念されます。
- ・JR東日本は、防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっています。駅舎等建築物については、耐震診断の結果、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施しています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際に、基幹的交通ネットワークの機能を維持するため、平常時から道路や道路施設の整備・維持管理等をしておくことが必要です。
- ・雪、火山灰などの除却体制を構築しておく必要があります。
- ・交通事業者との連携の下、復旧体制を構築しておく必要があります。

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

番号	起きてはならない最悪の事態
7-1	地震等に伴う市街地や森林における大規模火災の発生
■脆弱性の分析・評価	
・ 地震時には、市街地を中心に家屋倒壊や地震火災により人的・物的被害が生じる可能性があります。	
・ 本市では、森林が市域の約6割に及んでいます。森林火災は、一度発生すると拡大の危険性が高いため、森林火災の発生防止に努めることが重要です。	
■課題と対応の方向性	
・ 大規模な災害等が発生した際、市街地や森林での大規模火災の発生が予想されるため、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、空き家・空き店舗対策等をしておくことが必要です。	
7-2 沿線・沿道の建物倒壊、積雪、降灰等による直接的な被害及び交通麻痺	
■脆弱性の分析・評価	
・ 市では、市民による木造住宅の耐震診断の受診や耐震改修を支援しています。	
・ 平成26年（2014年）2月の大雪では、記録的な積雪となり、市内各所でカーポートやビニールハウス等の農業用設備に被害が生じたほか、道路の通行止め区間の発生、電車、路線バス等の運休等、市民生活に大きな影響が生じました。	
・ 火山噴火による降灰による道路交通の不通が懸念されます。	
■課題と対応の方向性	
・ 大規模な災害や雪害、火山噴火が発生した際に、沿線・沿道の建物倒壊等の直接的な被害及び交通麻痺が予想されるため、平常時から人材の育成や地域防災力の強化、住宅の耐震化の推進等をしておくことが必要です。	
・ 雪、火山灰などの除却体制を構築しておく必要があります。	
7-3 河川管理施設や防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生	
■脆弱性の分析・評価	
・ 東京都が公表している浸水予想区域図によると、河川に近い場所で、浸水リスクの高いエリアがあります。	
・ 市では、関係機関と連携し、河川施設の整備・改修等を行い、治水対策の推進に努め	

ています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生が予想されるため、平常時から防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進等、避難体制を確保しておくことが必要です。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

■脆弱性の分析・評価

- ・本市には、火薬等の危険物貯蔵所、毒物・劇物取扱施設、放射線使用施設があり、大規模な災害時には、有害物質の大規模拡散・流出等のおそれがあります。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、有害物質等の大規模拡散・流出が予想されるため、平常時から公害知識の普及と啓発の推進、公害の未然防止・早期対応の推進、関係機関との連携をしておくことが必要です。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■脆弱性の分析・評価

- ・本市では、森林が市域の約6割に及んでいるほか、多くの農地が存在しています。
- ・農地は、食料生産の場とともに、市民に潤いや安らぎを与える場などの役割も備えています。
- ・森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害等からの防備などの公益的機能を有しており、その保全が重要です。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、農地・森林等の荒廃による被害の拡大が予想されるため、平常時から地区の特性に応じた適正な土地利用の推進、優良農地の保全、公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進等に取り組むことが必要です。

【目標8】社会・経済を迅速に、そして強靭な姿で復興させる条件を整備する

番号	起きてはならない最悪の事態
8-1	大量に発生する災害廃棄物や雪、火山灰の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <p>■脆弱性の分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都防災会議が平成24年（2012年）4月に公表した首都直下地震等による東京の被害想定では、立川断層帯地震では33万t、多摩直下地震では21万tの災害廃棄物が発生すると想定されています。 大雪や火山噴火に伴い、処理を要する大量の雪や火山灰が発生すると想定されます。 <p>■課題と対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した際、大量に発生する災害廃棄物や雪、火山灰の処理が停滞し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が予想されるため、平常時から災害廃棄物等の適正処理体制の構築を図っておくことが必要です。 災害廃棄物等の一時保管場所（集積場所）の確保のあり方などを検討することが必要です。
8-2	復旧・復興を担う人材等（技術職員、専門家、コーディネーター、労働者、地域を知る技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <p>■脆弱性の分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、災害時における相互応援等に関して、関係機関と協定を締結しています。 大規模災害を想定し、復旧・復興を担う人材等の更なる確保を図ることが重要です。 <p>■課題と対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した際、復旧・復興を担う人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態が予想されるため、平常時から防災・減災に関する知識をもつ職員の育成や外部連携の強化、市民組織等との連携・協働を図っておくことが必要です。
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <p>■脆弱性の分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や熊本地震等、過去の災害教訓から、災害発生時には自助・共助といった被災者相互の助け合いの重要性が明らかになっています。また、災害発生後には、様々な社会的混乱の発生が予測されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態が予想されるため、平常時から、防災施設・設備等の充実、人材の育成や地域防災力の強化、消防力の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりの推進、地域コミュニティの強化に資する活動への支援、防犯意識の普及・啓発及び向上、防犯体制の充実等を推進しておくことが必要です。

8-4 文化財の喪失による有形・無形の文化の衰退・損失

■脆弱性の分析・評価

- ・文化財や伝統芸能は、本市の歴史や民俗の特質であり、市民の誇りでもあることから、良好な状態で後世に引き継いでいくことが重要です。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、文化財の喪失による有形・無形の文化の衰退・損失といった事態が予想されるため、平常時から文化財の保護・保存と活用、伝統芸能の保存・伝承活動の支援を推進しておくことが必要です。

8-5 橋りょうなどのインフラ損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態

■脆弱性の分析・評価

- ・災害からの復旧・復興に向け、本市の地理的特性も考慮し、道路や橋りょうの機能保持が重要です。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、橋りょうなどのインフラ損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態が予想されるため、平常時から道路・橋りょうの維持管理・更新の推進、防災・減災に対する外部連携の強化等をしておくことが必要です。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■脆弱性の分析・評価

- ・市では、未利用地等利活用基本方針を策定しており、今後は、本方針を踏まえ、災害発生後の土地利用の方向性について検討しておくことが重要です。
- ・雪や火山灰の除却に伴い、仮置場の不足が懸念されます。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態が予想されるため、平常時から低未利用地の利活用について検討しておくことが必要です。
- ・雪や火山灰の除却に必要な仮置場の確保について検討しておくことが必要です。

8-7

住家や家族の喪失、失業、倒産等復興・復旧の見通しが立たない住民や事業者の大量発生

■脆弱性の分析・評価

- ・東京都防災会議が平成24年（2012年）4月に公表した首都直下地震等による東京の被害想定では、立川断層帯地震、多摩直下地震では人的被害（死者・負傷者）とともに、多数の建物被害（全壊・全焼）が想定されています。

■課題と対応の方向性

- ・大規模な災害が発生した際、住家や家族の喪失、失業、倒産等復興・復旧の見通しが立たない住民や事業者の大量発生が予想されるため、平常時から産業振興に係る取組等をしておくことが必要です。

第7節 リスクシナリオと基本計画における施策との対応

第6節に示したリスクシナリオにおける課題と対応の方向性を踏まえ、基本計画の各分野に位置付けた施策を推進することで、併せて国土強靭化を推進します。

リスクシナリオと基本計画の各分野に位置付けた施策との対応は、次表のとおりです。

※ 対応表の見方

表頭には、リスクシナリオを記載してあります。

1 人命の保護を最大限図る				
	1-1 死集的住宅・建物の施設発生の倒壊による死者の発生	1-2 多数設置された施設の倒壊による死者の発生	1-3 数期異常な気象等による死者の発生	1-4 大規模な火災による死者の発生
あきる野市第2次総合計画 基本計画	◆	◆	◆	◆
第1章 都市整備分野	◆	◆	◆	◆
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進	◆	◆	◆	◆
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成	◆	◆	◆	◆
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実	◆	◆	◆	◆
第2章 産業振興分野	◆	◆	◆	◆
第1節 地域特性を活かした産業振興の促進	◆	◆	◆	◆
第2節 活力ある商工業の振興	◆	◆	◆	◆
第3節 歩きたくなる街あきる野をめざした観光業の振興	◆	◆	◆	◆
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進	◆	◆	◆	◆
第5節 自然と調和した林業の推進	◆	◆	◆	◆
第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進	◆	◆	◆	◆
第3章 市民生活・環境分野	◆	◆	◆	◆
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進	◆	◆	◆	◆
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進	◆	◆	◆	◆
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築	◆	◆	◆	◆
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進	◆	◆	◆	◆

表側には、基本計画の各分野と各節を記載しています。

リスクシナリオと基本計画の各分野に位置付けた施策との対応を「◆」で示しています。

例：リスクシナリオ「1-1 住宅・建物～（中略）～多数の死者の発生」には、基本計画の第1章第1節「快適で住み続けられる都市づくりの推進」などの施策の推進により、対応をしていくこととなります。

表 基本計画の施策とリスクシナリオの対応表 (1/2)

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1 人命の保護を最大限図る					2 迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する								3 必要不可欠な行政機能を確保する		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	
	1-1 多数合住宅死ま大建物の設置による施設倒壊による施設不設に特等よ定の多複	1-2 にま密集する施設の死傷者施設倒壊による施設不設に特等よ定の多複	1-3 長異多期常規等模様による施設倒壊による施設不設に特等よ定の多複	1-4 発生する施設倒壊による施設不設に特等よ定の多複	1-5 の行情報の伝達等の規則による施設倒壊による施設不設に特等よ定の多複	2-1 停止命災に地間でわるの食料・物資・供飲料の水等	2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	2-3 絶対的によ、不足の消防・自衛隊活動等の被災	2-4 救助ネル救急・自衛隊活動等の被災	2-5 供給宅定へる大量・かつ長期間等の水	2-6 絶不医不困を足超えるの大水・かつ長期等の水	2-7 等被災地に模発ける疫病	2-8 発者な劣生の健康な状態に生じる環境化多境、死の不者十の災分	3-1 低被下災による警官の機能悪化の大大幅な被災に	3-2 よ市職員行政・機能共用の大設幅等の被災に	4-1 通防機信災能へ・停施災止設害設備に必要の麻痺情報	4-2 や及ス災救助伝能時に支が停活援で止用がきしするれ、情報の避報事難の収集
あきる野市第2次総合計画 基本計画																	
第1章 都市整備分野																	
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進	◆	◆	◆	◆			◆										
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成	◆	◆		◆													
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実	◆	◆	◆			◆	◆					◆	◆				
第2章 産業振興分野																	
第1節 地域特性を活かした産業振興の促進																	
第2節 活力ある商工業の振興	◆	◆															
第3節 歩きたくなる街あきる野をめざした観光業の振興																	
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進																	
第5節 自然と調和した林業の推進			◆	◆													
第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進																	
第3章 市民生活・環境分野																	
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				◆	◆				
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築			◆														
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進		◆	◆			◆											
第4章 保健福祉分野																	
第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実												◆	◆				
第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	◆	◆	◆	◆	◆							◆					
第3節 脱がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実	◆	◆	◆	◆	◆							◆					
第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実	◆	◆	◆	◆	◆							◆					
第5節 地域福祉の推進	◆	◆	◆	◆	◆							◆					
第5章 教育・文化・スポーツ分野																	
第1節 人権尊重教育の推進																	
第2節 生涯学習社会の振興																	
第3節 青少年の健全育成の推進																	
第4節 個性を生かす学校教育の充実	◆	◆	◆	◆	◆												
第5節 社会教育の推進																	
第6章 行政分野																	
第1節 財政運営の健全化																	
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化	◆	◆	◆	◆	◆	◆							◆	◆	◆		
第3節 組織・人事体制の活性化	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
第4節 協働によるまちづくりの推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
第5節 広域行政・広域連携の推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	

表 基本計画の施策とリスクシナリオの対応表 (2/2)

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5 経済活動の機能不全を回避する						6 被災後の生活や経済活動に必要となる必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる			7 制御不能な二次災害を発生させない					8 社会・経済を迅速に、そして強靭な姿で復興させる条件を整備する						
	5-1 よする企業のチ生エー力低下寸断等に	5-2 ルチ社会基幹的交通ネットワークの機	5-3 災重要な産業施設の損壊、火	5-4 能停止的交通ネットワークの機	5-5 大きな金融影響生の維動停持、止にサ必ブ要ラニエ工ネ	5-6 食料等の安定供給の停滞	6-1 たラ都電大市所力機チガ、供エス送給のー・配ネ停止等P設トの停ンし電ツ停長ガーー期スやク間の石(ーにサ油發わブ・変	6-2 機上下水道等の長期間にわたる	6-3 する地域交通事態	7-1 おける等に震大に規模伴う火市街の発森林に	7-2 害雪沿及び降・交灰沿道等の荒麻による建物直倒壊直接的な積被	7-3 の壊河発・川生機管能不施設にや防災二施設災の害損	7-4 による有害物質の国土の大荒廢による防災二施設災の害損	7-5 農地・森林等の荒廢による被	8-1 事り雪害復、量旧火に・山発興のするが処理災幅の害停廢に滞れによや	8-2 に如いる復技術、職員の復事向等に復けへ、労門をいたの衛者、ビ不者、復ジ足、コ人興ヨ、地材がんよ地域の崩壊、復興治	8-3 が安地の大幅に化コに復されにニテイ事態の崩壊、復興治	8-4 形文化財の喪失による有形・無	8-5 事態復梁旧など復興がんが事大幅に損失による有形・無	8-6 態度進仮店舗・地の事務用復興がんが事大幅に損失による有形・無	8-7 生産性等家等の復興家族民や復業者の事旧喪失者の見失業量が、発立倒
あきる野市第2次総合計画 基本計画																					
第1章 都市整備分野																					
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進											◆	◆			◆						◆
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成											◆	◆			◆						
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆								◆	
第2章 産業振興分野																					
第1節 地域特性を活かした産業振興の促進																					◆
第2節 活力ある商工業の振興											◆	◆									◆
第3節 歩きたくなる街あきる野をめざした観光業の振興																					◆
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進													◆								◆
第5節 自然と調和した林業の推進													◆								◆
第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進																					◆
第3章 市民生活・環境分野																					
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進											◆	◆									◆
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆									
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築							◆						◆								
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進											◆										
第4章 保健福祉分野																					
第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実													◆								
第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備													◆								
第3節 障がい者が安心して生活できる福祉の充実													◆								
第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実													◆								
第5節 地域福祉の推進													◆								
第5章 教育・文化・スポーツ分野																					
第1節 人権尊重教育の推進																					
第2節 生涯学習社会の振興																					
第3節 青少年の健全育成の推進													◆								
第4節 個性を生かす学校教育の充実													◆								
第5節 社会教育の推進																				◆	
第6章 行財政分野																					
第1節 財政運営の健全化																					
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化													◆	◆			◆				◆
第3節 組織・人事体制の活性化	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
第4節 協働によるまちづくりの推進	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
第5節 広域行政・広域連携の推進													◆	◆							

